

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2020年8月31日

【事業年度】 第3期(自 2019年6月1日 至 2020年5月31日)

【会社名】 株式会社きずなホールディングス

【英訳名】 KIZUNA HOLDINGS Corp.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長兼グループCEO 中道 康彰

【本店の所在の場所】 東京都港区芝四丁目5番10号

【電話番号】 03-5427-6432(代表)

【事務連絡者氏名】 経営管理本部長 下田 啓明

【最寄りの連絡場所】 東京都港区芝四丁目5番10号

【電話番号】 03-5427-6432(代表)

【事務連絡者氏名】 経営管理本部長 下田 啓明

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 第一部 【企業情報】

### 第1 【企業の概況】

(はじめに)

当社の創業者である高見信光は、宮崎県で葬祭業を営む家の次男として生まれ、米国大学院で経営学修士（MBA）を取得後の1998年8月、実父の高見忠典が代表取締役を務める宮崎県宮崎市の総合葬祭株式会社みやそうに常務取締役として入社しました。そして志を同じくする各地の葬儀経営者が集う勉強会が発展する形で、当社の前身である株式会社エポック・ジャパン（以下「旧株式会社エポック・ジャパン」）が2000年7月に東京都港区に設立され、高見信光が代表取締役社長に就任いたしました。

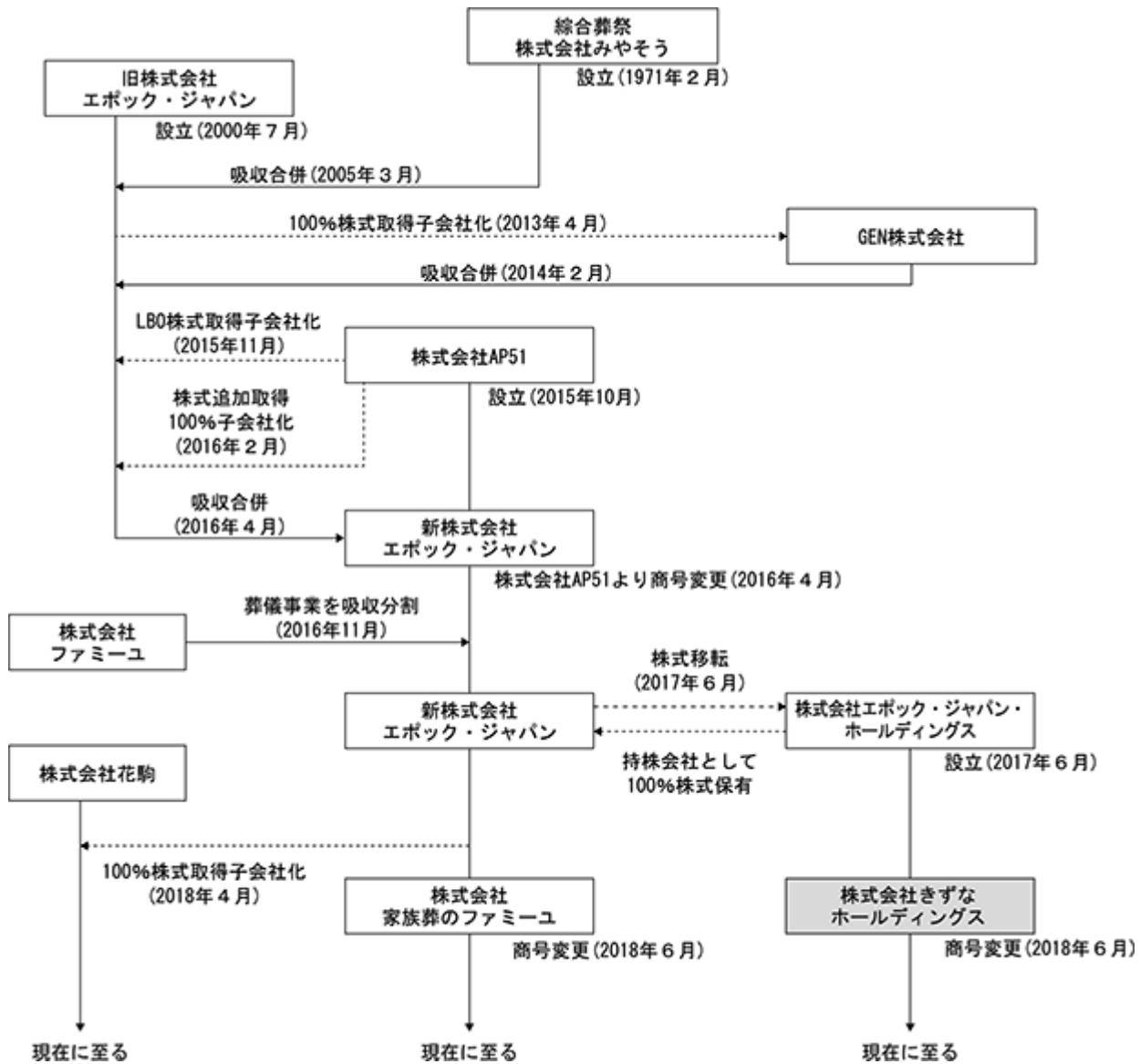
両社において、旧来の葬儀の在り方を見直し、生活者の立場から必要とされるサービスを検討した結果、故人との最期の別れを親しい家族のみで営むことができる空間を提供する「家族葬」という新しいジャンルの葬儀を生み出し、総合葬祭株式会社みやそうの「ファミリー大塚ホール」（宮崎県宮崎市）を2001年10月に「家族葬のファミリー大塚ホール」へと名称変更することで「家族葬のファミリー」ブランドを確立しました。その後、2005年3月には旧株式会社エポック・ジャパンが総合葬祭株式会社みやそうを吸収合併し、旧株式会社エポック・ジャパンで「家族葬のファミリー」の全国展開を開始いたしました。また2013年4月には北海道札幌市手稲区のGEN株式会社を完全子会社化した後、2014年2月に吸収合併し、北海道での「家族葬のファミリー」展開を本格化させました。

2015年11月には、大株主と社長を兼ねるいわゆる「個人経営」から脱却し、組織的経営によって更なる事業拡大を果たすため、LBO（Leveraged Buyout：買収先資産を担保とする借入を活用した事業買収）スキームによって、高見信光及び彼の親族が保有していた旧株式会社エポック・ジャパンの過半数の株式を株式会社アドバンテッジパートナーズに属するファンドにより設立された株式会社AP51に譲渡。その後2016年2月までに他株主が保有していた残りの株式も全て譲渡され、旧株式会社エポック・ジャパンは株式会社AP51の100%子会社となりました。

そして、「家族葬のファミリー」の全国展開をより一層推進することを目的として、2016年4月に株式会社AP51を形式上の存続会社として旧株式会社エポック・ジャパンを吸収合併、同日付で株式会社AP51から株式会社エポック・ジャパン（以下「新株式会社エポック・ジャパン」）へと商号を変更し、実質的に事業を継続しております。

2016年11月には愛知県刈谷市の株式会社ファミリーから葬儀事業を吸収分割で譲り受け、2017年6月に株式移転により純粋持株会社として当社を設立（設立時の商号は「株式会社エポック・ジャパン・ホールディングス」）、2018年4月には新株式会社エポック・ジャパンが京都府相楽郡精華町の株式会社花駒の株式を取得し完全子会社化、2018年6月に当社の商号を株式会社きずなホールディングスに変更し、子会社の新株式会社エポック・ジャパンの商号を株式会社家族葬のファミリーに変更しております。

当社グループの事業の変遷を図示いたしますと以下のとおりとなります。



## 1 【主要な経営指標等の推移】

### (1) 連結経営指標等

回次	国際会計基準		
	第1期	第2期	第3期
決算年月	2018年5月	2019年5月	2020年5月
売上収益 (千円)	6,417,226	7,193,505	7,676,394
営業利益 (千円)	641,974	813,188	488,675
税引前当期利益 (千円)	465,621	616,237	333,574
親会社の所有者に帰属する当期利益 (千円)	293,364	406,446	210,426
親会社の所有者に帰属する当期包括利益 (千円)	293,364	406,446	210,426
親会社の所有者に帰属する持分 (千円)	2,856,520	3,268,689	3,587,110
資産合計 (千円)	15,457,152	16,677,503	17,540,549
1株当たり親会社所有者帰属持分 (円)	841.58	963.01	1,041.48
基本的1株当たり当期利益 (円)	86.43	119.75	61.78
希薄化後1株当たり当期利益 (円)	85.96	118.70	61.29
親会社所有者帰属持分比率 (%)	18.5	19.6	20.5
親会社所有者帰属持分当期利益率 (%)	10.8	13.3	6.1
株価収益率 (倍)		-	30.1
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	1,328,040	1,233,294	1,211,973
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	883,114	488,072	554,891
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	836,911	526,201	840,042
現金及び現金同等物の期末残高 (千円)	477,802	696,823	513,863
従業員数 〔ほか、平均臨時雇用人員〕 (名)	175 〔219〕	187 〔278〕	201 〔297〕

(注) 1. 第1期より国際会計基準(以下「IFRS」という。)に基づいて連結財務諸表を作成しております。IFRS移行日は第1期期首の2017年6月1日となっております。

2. 売上収益には消費税等は含まれておりません。金額単位(千円)の箇所につきましては、千円未満切り捨てにより表示しております。
3. 第1期及び第2期の株価収益率は当社株式が非上場であるため記載しておりません。
4. 第1期、第2期及び第3期の連結財務諸表については、IFRSに準拠して作成しており、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、太陽有限責任監査法人により監査を受けております。
5. 従業員数は就業人員(当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む。)であり、臨時雇用人員(契約社員及びパートタイマーを含み、派遣社員は含まない。)は、年間の平均人員を〔〕外数で記載しております。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	日本基準		
	第1期	第2期	第3期
決算年月	2018年5月	2019年5月	2020年5月
営業収益 (千円)	39,534	190,842	609,088
経常利益又は経常損失 ( ) (千円)	147	15,389	27,436
当期純利益又は当期純損失 ( ) (千円)	1,921	12,432	14,867
資本金 (千円)	100,000	100,000	153,360
発行済株式総数 (株)	3,394,235	3,394,235	3,444,235
純資産額 (千円)	2,630,223	2,642,655	2,765,516
総資産額 (千円)	2,679,044	6,684,308	6,550,716
1株当たり純資産額 (円)	773.10	776.77	800.79
1株当たり配当額 (1株当たり中間配当額) (円)	(-)	(-)	(-)
1株当たり当期純利益又は 当期純損失 ( ) (円)	0.57	3.66	4.36
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益 (円)		-	4.33
自己資本比率 (%)	97.9	39.4	42.1
自己資本利益率 (%)		0.5	0.6
株価収益率 (倍)		-	426.8
配当性向 (%)		-	-
従業員数 〔ほか、平均臨時雇用人員〕 (名)	9 〔1〕	15 〔-〕	17 〔-〕
株主総利回り (比較指標: ) (%)	[ ]	[ ]	[ ]
最高株価 (円)			2,340
最低株価 (円)			1,618

- (注) 1. 営業収益には消費税等は含まれておりません。金額単位(千円)の箇所につきましては、千円未満切り捨てにより表示しております。
2. 第1期及び第2期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式が非上場であり、期中平均株価が把握できないため、また第1期は1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。
3. 第1期及び第2期の株価収益率は当社株式が非上場であるため記載しておりません。
4. 第1期、第2期及び第3期の財務諸表については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)に基づき作成しており、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、太陽有限責任監査法人により監査を受けております。
5. 1株当たり配当額及び配当性向については、配当を実施していないため記載しておりません。
6. 第1期において経常損失及び当期純損失を計上した理由は、創立費の一括償却等によるものであります。
7. 第1期における自己資本利益率については、当期純損失が計上されているため記載しておりません。
8. 従業員数は就業人員(当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。)であり、臨時雇用人員(契約社員及びパートタイマーを含み、派遣社員は含まない。)は、年間の平均人員を〔〕外数で記載しております。
9. 株主総利回りは、第2期末において当社株式が非上場であるため記載しておりません。
10. 最高・最低株価は、東京証券取引所マザーズにおける株価を記載しております。



## 2 【沿革】

第1. 企業の概況（はじめに）に記載のとおり、当社の前身である旧株式会社エポック・ジャパンは2000年7月に設立された後、2015年11月に株式会社AP51が旧株式会社エポック・ジャパン株式の過半数を取得しました。その後2016年2月に旧株式会社エポック・ジャパンは株式会社AP51の完全子会社となり、2016年4月に株式会社AP51を形式上の存続会社として旧株式会社エポック・ジャパンを吸収合併、同日付で株式会社AP51から株式会社エポック・ジャパン（新株式会社エポック・ジャパン）へと商号を変更いたしました。そして2017年6月に株式移転により純粋持株会社として当社を設立、2018年6月に当社の商号を株式会社きずなホールディングスへ、子会社の新株式会社エポック・ジャパンの商号を株式会社家族葬のファミリーユへとそれぞれ変更し、現在に至っております。

そこで、以下では、沿革を当社と旧株式会社エポック・ジャパン（実質上の存続会社）の2つに分けて記載しております。

当社設立以後の沿革は以下に記載のとおりであります。

年月	概要
2017年6月	新株式会社エポック・ジャパンからの株式移転により、純粋持株会社として株式会社エポック・ジャパン・ホールディングス（現 当社）を設立
2018年6月	商号を「株式会社きずなホールディングス」へと変更
2020年3月	東京証券取引所マザーズ市場に新規上場

また、当社設立以前の旧株式会社エポック・ジャパン（実質上の存続会社）の沿革は、以下に記載のとおりであります。

年月	概要
2000年7月	東京都港区赤坂六丁目に、フランチャイズチェーンシステムによる葬儀葬祭業の経営等を目的として、資本金12,000千円で株式会社エポック・ジャパン設立、高見信光が代表取締役就任
2000年8月	従来の葬儀社にない明朗な価格サービス体系の葬儀社チェーン構築を目指し、「エポック」ブランドでのフランチャイズ加盟店募集を開始
2000年10月	総合葬祭株式会社みやそう（本店・宮崎県宮崎市）にて、「ファミリー」ブランド1号店の「ファミリー大塚ホール」（宮崎県宮崎市）を出店
2001年10月	故人との最期の別れを親しい家族のみで営むことができる空間の提供を目的に、ブランド名称を「家族葬のファミリー」へと変更
2002年11月	東京都港区浜松町一丁目に本店移転
2004年10月	業務拡大により、東京都港区芝二丁目に本店移転
2005年3月	フランチャイズよりも収益力の高い直営ホールの展開を進めるべく、総合葬祭株式会社みやそうをM&Aにより吸収合併。宮崎県宮崎市内7ホール、千葉県松戸市内1ホール、千葉県船橋市内2ホールを直営ホールとする
2006年12月	熊本県熊本市（現 熊本県熊本市東区）に「ファミリー花立」出店、熊本市内にて直営ホール展開を開始
2011年4月	当社フランチャイジーのGEN株式会社（本社・北海道札幌市手稲区）が運営するホール建物設備一式を取得、「ファミリーみなみ（現 ファミリー川沿、北海道札幌市南区）」とし、札幌市内にて直営ホール展開を開始
2013年4月	北海道エリアでの展開拡大のため、GEN株式会社の全株式を取得し完全子会社化
2013年9月	本店所在ビル建て直しのため退去し、東京都港区芝四丁目に本店移転
2014年2月	子会社経営合理化のため、GEN株式会社を吸収合併
2015年3月	自宅のような「空間」と家族がひとつになる「時間」を提案する新ブランド「邸宅型家族葬 弔家の灯（とむりえのひ）」ブランド1号店を宮崎県宮崎市内に出店し、営業開始
2015年11月	株式会社アドバンテッジパートナーズ（本社・東京都港区）が運用受託するファンド所有の会社である株式会社AP51が、株式会社エポック・ジャパン株式の過半数を取得

年月	概要
2016年 4月	株式会社AP51を存続会社として株式会社エポック・ジャパンを吸収合併し、同日付で株式会社AP51は「株式会社エポック・ジャパン」に商号変更
2016年11月	愛知エリアでの直営ホール展開を目指し、株式会社エポック・ジャパンにて当社フランチャイジーの株式会社ファミーユ（本社：愛知県刈谷市）の葬儀事業を譲り受け、愛知県内の7ホールを取得
2017年 6月	純粋持株会社として株式会社エポック・ジャパン・ホールディングス（現 当社）を株式移転により設立、株式会社エポック・ジャパンは当社の完全子会社となる
2018年 4月	京都エリアでのサービス展開開始のため、株式会社花駒（本社：京都府相楽郡精華町）の全株式を取得、「イマージュ」ブランドを含む京都府内の3ホールを当社グループ化
2018年 6月	商号を「株式会社家族葬のファミーユ」へと変更



### 3 【事業の内容】

当社グループは、当社及び連結子会社2社（株式会社家族葬のファミリーユ、株式会社花駒）の計3社で構成され、当社は持株会社であります。また当社は、有価証券の取引等の規制に関する内閣府令第49条第2項に規定する特定上場会社等に該当しており、これにより、インサイダー取引規制の重要事実の軽微基準については連結ベースの数値に基づいて判断することになります。

当社グループは葬儀事業の単一セグメントですが、葬儀売上を構成する葬儀施行業、仲介手数料収入を構成するネット集客業、及びその他のサービスを行っており、2020年5月31日時点において全国34都道府県（重複含む）で当社グループのサービスを提供しております。

#### （1）葬儀売上（株式会社家族葬のファミリーユ、株式会社花駒）

葬儀売上は葬儀施行業の収益で構成されており、葬儀施行業は、「直営モデル」と「委託モデル」の2つの形態で行っております。主な事業内容としましては、葬儀施行及び葬儀付帯業務の提供であります。

ホール建設等に係る初期投資の投資効率を踏まえたうえで、「直営モデル」で展開するか「委託モデル」で展開するかを判断しており、資本効率を十分に考慮した展開地域の拡大を図っております。

葬儀施行業は、2020年5月31日時点において9都道府県（北海道・千葉県・埼玉県・東京都・神奈川県・愛知県・京都府・宮崎県・熊本県）（業務委託契約先を含む）で展開しております。

葬儀施行業で提供されるプランは大きく2種類であります。

「セットプラン」は葬儀に必要なものを一式揃えたプランで、ご予算や参列規模に合わせて複数のセット内容をご用意しております。

「オリジナルプラン」は、お客様のお気持ちに耳を傾け、ご家族の故人に対する弔いの心情を理解し、お客様ごとに異なる想いを表現しており、「ご家族の意向を汲んだ、ご家族のためのご葬儀」を提供する当社グループ独自のプランです。生前の故人を偲ぶ写真や映像、また趣味の品々などを囲み、故人の思い出を語り合うことで、忘れられないお別れとなる、そのような場をご提供しております。

#### 直営モデル

当社グループは、企業理念をよりよく反映できる直営ホールでの葬儀施行を主としており、2020年5月31日時点において全体の葬儀件数の約8割を占めております。地域集中出店によってドミナントを構成し、人材配置の効率化と広告宣伝の相乗効果等によって収益性の高いモデルとなっております。ドミナント化による効率化・相乗効果等により「家族葬のファミリーユ」ブランド1号店の「家族葬のファミリーユ大塚ホール」（宮崎県宮崎市）出店以来、現在まで撤退はなく、自社出店とM&Aの両面から着実に直営ホール数を増やしております。

「家族葬のファミリーユ」ブランドを中心に、「弔家の灯（とむりえのひ）」、「イマージュ」ブランドなど、地域特性や顧客認知度を考慮した複数のブランドを7道府県で展開しております。

2020年5月31日時点におけるブランド別出店状況及び2016年5月期以降の都道府県別の出店状況は以下のとおりであります。

#### ブランド別出店状況

ブランド	展開地域	直営ホール数
家族葬のファミリーユ	北海道、千葉県、神奈川県、愛知県、京都府、宮崎県、熊本県	72
弔家の灯	宮崎県、熊本県	4
イマージュ	京都府	3
その他	京都府（伏見メモリアルホール） 宮崎県（みやそう会館）	2
合計	7道府県	81

各期末時点の直営ホール数

都道府県	2016年5月期	2017年5月期	2018年5月期	2019年5月期	2020年5月期
北海道	10	12	14	15	15
千葉県	8	9	11	13	14
神奈川県	1	1	1	1	1
愛知県	-	7	9	11	12
京都府	-	-	3	3	6
宮崎県	15	16	17	17	19
熊本県	14	14	14	14	14
合計	48	59	69	74	81

- (注) 1. 2017年5月期は、株式会社ファミーユの葬儀事業を吸収分割により譲り受け、愛知県内7ホールが増加いたしました。
2. 2018年5月期は、株式会社花駒の株式取得により、京都府内3ホールが増加いたしました。

#### 委託モデル

当社グループは、地価相場等が高いため初期投資がかさむ、あるいは家賃相場が高いため十分なキャッシュ・フローを得られない等の理由により、初期投資の回収期間が長期にわたり直営モデルでは十分な投資効率を得られない地域では、公営斎場等を活用して葬儀の施行を提携葬儀社に委託し、お客様に葬儀サービスを提供しております。これを「委託モデル」と呼びますが、委託モデルは、2020年5月31日時点において4都県(千葉県・埼玉県・東京都・神奈川県)で展開しております。

委託モデルにおいては、当社従業員や当社グループ所有のホールでないものの、葬儀関連備品、供花、料理等は当社で調達し直営ホールと変わらぬ基準でサービスを提供しております。

#### (2) 仲介手数料収入(株式会社家族葬のファミーユ、株式会社花駒)

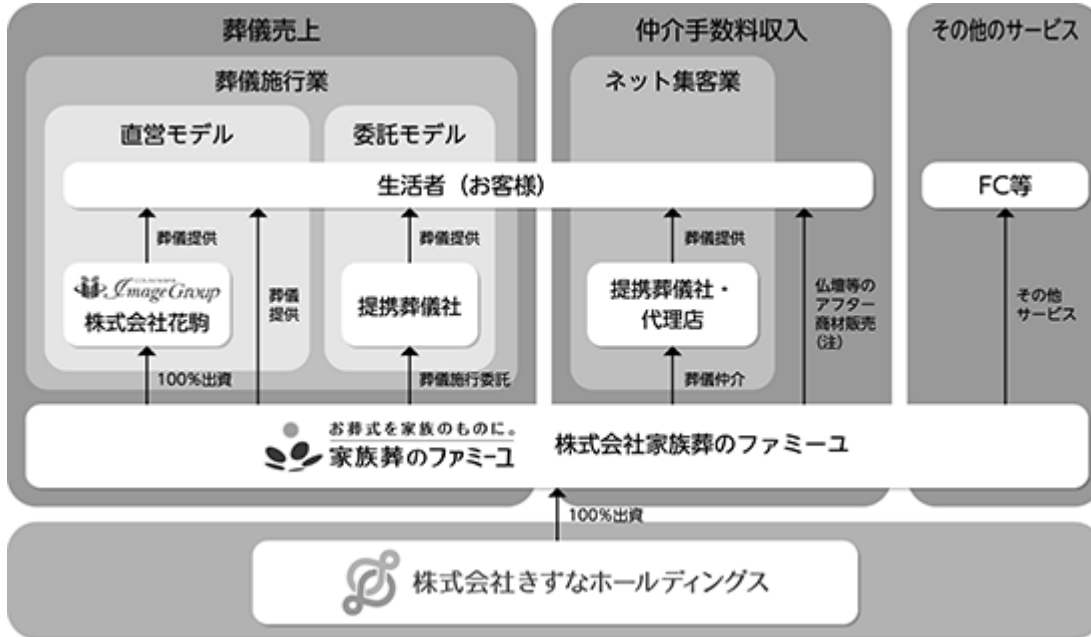
仲介手数料収入はネット集客業と仏壇等アフター商材販売の収益で構成されており、このうちネット集客業は、インターネットを使ったプロモーションによりお客様から葬儀施行の依頼を頂き、提携葬儀社及び代理店に仲介しており、2020年5月31日時点において30道府県で展開しております

ネット集客業においては当社グループの調達ルートが活かさない遠隔地であるため、当社グループが調達を行うのではなく紹介先の葬儀社にて各自調達を行い、サービスを提供しております。この調達における当社グループの関与度合いの差によって委託先への委託料・仲介料も金額が異なるため、売上収益の認識上、葬儀売上に該当し、顧客への請求額の総額を収益に計上する委託モデルと、仲介手数料収入に該当し、顧客への請求額から委託先への支払を控除した純額を収益に計上するネット集客業を区分しております。

(3) その他のサービス(株式会社家族葬のファミリー)

その他のサービスは、「家族葬のファミリー」ブランドを使用するフランチャイジー(FC)からのロイヤリティ収入等、葬儀売上と仲介手数料収入いずれにも属さないサービスの収益で構成されております。

当社グループの事業の系統図は、以下のとおりであります。



(注) 株式会社花駒においても一部を販売しております。

## 4 【関係会社の状況】

名称	住所	資本金 (千円)	主要な事業 の内容	議決権の所有 又は被所有割 合(%)	関係内容
(連結子会社) 株式会社家族葬のファミリー (注) 3, 5	東京都港区	100,000	葬儀事業	100.0	従業員の出向受入 管理部門の業務受託 役員の兼任5名
株式会社花駒	京都府 相楽郡精華町	10,000	葬儀事業	100.0 (100.0)	役員の兼任1名

(注) 1. 当社グループの報告セグメントは葬儀事業のみであるため、「主要な事業の内容」欄には、各会社の主要な事業を記載しております。

2. 「議決権の所有又は被所有割合」欄の( )は間接所有割合で内数であります。

3. 特定子会社であります。

4. 有価証券届出書又は有価証券報告書を提出している会社はありません。

5. 株式会社家族葬のファミリーは、売上高(連結会社相互間の内部売上高を除く。)の連結売上収益に占める割合が100分の10を超えておりますが、セグメントの売上高に占める当該連結子会社の売上高の割合が100分の90を超えるため、主要な損益情報等の記載を省略しております。

6. 当社の議決権の100分の20以上を直接及び間接的に所有する投資事業有限責任組合アドバンテッジパートナーズ 号及びAdvantage Partners(H.K.) Limitedは、企業会計基準適用指針第22号「連結財務諸表における子会社及び関連会社の範囲の決定に関する適用指針」24項の規定により、連結財務諸表規則に基づくその他の関係会社には該当しません。

## 5 【従業員の状況】

### (1) 連結会社の状況

2020年5月31日現在

セグメントの名称	従業員数(名)
葬儀事業	201 ( 297 )

(注) 1 . 従業員数は就業人員（当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む。）であり、臨時雇用人員（契約社員及びパートタイマーを含み、派遣社員は含まない。）は、年間の平均人員を（ ）外数で記載しております。

2 . 当社グループは葬儀事業の単一セグメントのため、セグメント別の記載を省略しております。

### (2) 提出会社の状況

2020年5月31日現在

従業員数(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
17 ( - )	39.6	3.4	6,648

(注) 1 . 従業員数は就業人員（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。）であり、臨時雇用人員（契約社員及びパートタイマーを含み、派遣社員は含まない。）は、年間の平均人員を（ ）外数で記載しております。

2 . 平均勤続年数は株式会社家族葬のファミリーユでの勤続年数を引き継いで算出しております。

3 . 平均年間給与は賞与及び基準外賃金を含んでおります。

4 . 当社は純粋持株会社であるため、セグメント別の記載を省略しております。

### (3) 労働組合の状況

当社グループにおいて労働組合は結成されておりませんが、労使関係は安定しており、特記すべき事項はありません。

## 第2 【事業の状況】

### 1 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において当社グループが判断したものであります。

#### (1) 会社の経営の基本方針

当社グループは「葬儀再生は、日本再生」を企業理念とし、葬儀を通じて改めて人との結びつきに価値を感じて生きようとする人であふれる世の中の実現を目指し、家族葬を提供することで人と人との絆をつなげ、これを以て社会貢献とすることを経営の基本方針としております。

#### (2) 目標とする経営指標

当社グループの収益力の向上のためには、葬儀ご依頼件数の増加と葬儀単価の向上が重要となります。このためご依頼件数増加につながる「来館からのご依頼数」及び「ウェブからの事後入電数」、並びに葬儀単価の向上につながる「オリジナルプラン葬儀件数」の3つを重要業績評価指標（KPI）とし、これらの数値を向上させる施策を通じて、収益力の向上に取り組んでおります。

（注）来館からのご依頼数とは、葬儀相談のためにホールに来館頂き、そこから受注につながった件数で、件数増加の指標としています。

ウェブからの事後入電数とは、故人が逝去された後（事後）にご遺族が当社グループのウェブサイトを開覧し、表示された電話番号から問い合わせや相談を受けた件数で、件数増加の指標としています。

オリジナルプラン葬儀件数とは、通常のセットプランよりも高額の葬儀単価が見込めるオリジナルプランの受注件数で、葬儀単価上昇の指標としています。

#### (3) 経営環境及び対処すべき課題

当社グループを取り巻く経営環境は、日本の人口動態に密接に関係しております。日本の人口は戦後一貫して増加を続け、2008年の1億2,808万人をピークに減少に転じましたが、高齢化の進展に伴い、人口千人あたりの死亡率は10人を超え、死亡数は引き続き増加を続けており、葬儀の需要も拡大を続けると予想されます。

日本における死亡数と死亡率の推移

	1990年	1995年	2000年	2005年	2010年	2015年
死亡数 (単位：千人)	820.305	922.139	961.653	1083.796	1197.012	1290.444
人口千人あたり 死亡率 (単位：人)	6.7	7.4	7.7	8.6	9.5	10.3

（注）総務省統計局「人口統計 長期時系列データ 平成29年」及び厚生労働省「平成30年 我が国の人口動態」より

そのような環境の中、当社グループが2つのビジネスモデル（葬儀施行業、ネット集客業）を構築するに至った背景は、会葬者数の減少、不透明な業界慣行、儀礼儀式に止まった葬儀、零細事業者が多い葬儀業界構造、の4つの事業環境に対応する必要性を認識したためであります。

それぞれの事業環境への対応策は以下のとおりであります。

#### 会葬者数の減少

少子高齢化の進展や地域コミュニティの関係性の希薄化に伴い、葬儀における会葬者数は減少の一途を辿っております。その中で、従来のように百名を超える会葬者を想定した大ホールにて少人数の葬儀を行うことは「寂しい葬儀」という芳しくない印象を与えて故人や喪主の尊厳を損ないかねません。また、投資効率の観点からみても、大規模ホールは投資回収が長期間にわたり維持費が高額になる等、投資効率が悪く大きなリスクが内在します。そこで当社グループは、葬儀施行業において「家族葬」という葬儀カテゴリーに注力し、「一日一組」限定で葬儀を行うことで顧客満足を得るとともに、会葬者数の変化に対応した小規模ホールを展開することで投資効率を高める直営モデルを推進しております。

但し、自社ホール出店では十分な投資効率を得られない地域もあり、このような地域については、委託モデルも活用しながら、「家族葬のファミリー」ブランドの展開を拡大してまいります。

#### 不透明な業界慣行

生活者が葬儀内容や価格に詳しくないという状況のなかで、不要なアイテムや高価格のアイテムを売り込むといった従来の葬儀業界の悪しき慣習が一部に残っております。このような状況を打破し、生活者の支持を得る必要があると考えた当社グループでは、アイテム選択の煩わしさと価格の不透明さからお客様を解放するためのシンプルで明瞭な葬儀プランを提供することで、お客様の納得感を高めております。

#### 儀礼儀式に止まった葬儀

従来の葬儀は儀礼儀式を滞りなく行うことのみに関心が置かれていました。しかし、葬儀は本来、故人を心を込めてお見送りし、残されたご家族が「家族のきずな」を再確認する機会であるべきだと考えております。このような儀礼儀式に止まっている従来の葬儀からの脱却の必要性を当社グループは認識し、徹底的にお客様のお気持ちに耳を傾け、ご家族の故人に対する弔いの心情を理解し、お客様ごとに異なるそれらの想いを葬儀に表現する「オリジナルプラン」というサービスを開発するなど、従来の葬儀に囚われない新たな葬儀サービスの提案を行っております。

#### 零細事業者が多い葬儀業界構造

2018年の葬儀業界の市場規模は1兆8千億円と推計されていますが、最大手の企業でもシェアは約3%、上位10社を合わせても20%に満たず(注)、多くの小規模の企業がそれぞれの地域で葬儀を担っております。一方、顧客ニーズの多様化があらゆる業界で起こり、またインターネットの普及により情報が拡散するようになった環境において、IT業界をはじめとした他業種からの参入も進んでおります。係る状況下において、葬儀業界も、これまでのような地域に閉ざされた営業範囲のみで経営ができる時代ではなくなってきていると考えております。当社グループは、このような構造変化を成長の機会と捉えており、M&Aを活用して零細事業者を事業承継していくことで、直営ホールエリアの全国展開を推進してまいります。

(注) 株式会社矢野経済研究所「フューネラルビジネスの実態と将来展望2019年版」より

## 2 【事業等のリスク】

本書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資家の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項には、以下のようなものがあります。

なお、文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において当社グループが判断したものであります。

また、以下の記載は当社株式への投資に関するリスクを全て網羅するものではありません。

### (1) 有利子負債について

当社グループは、LBOスキームにより旧株式会社エポック・ジャパンの株主から株式を取得した際の資金、及びホール建設資金や差入保証金等を金融機関からの借入れにより調達しております。また、ホールや車両の賃借に伴うリース負債を計上しており、当連結会計年度末時点で12,875,488千円の有利子負債（有利子負債比率73.4%）を計上しております。このうち金融機関からの借入による3,670,318千円の金利については市場金利と連動して半年毎に見直される契約となっており、今後、市場金利が上昇した場合には当社グループの業績や財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

また、金融機関からの借入には財務制限条項（財務コベナンツ）が付されており、2019年5月期以降の各決算期末における連結損益計算書の税引前損益が赤字となった場合にその直後に到来する決算期末における連結損益計算書の税引前損益を黒字とすること、2019年5月期以降の各決算期末における連結及び単体の財政状態計算書の資本合計金額を直前の各決算期末における連結及び単体の財政状態計算書の資本合計金額の75%以上に維持すること等をそれぞれ求められております。これらの財務コベナンツに一つでも違反した場合は、当該借入についての期限の利益を喪失し、借入金の一括返済を求められる可能性があります。

当社グループでは、上記の金融機関からの多額の借入に関係した、金利上昇に係るリスクと財務コベナンツへの抵触による一括返済リスクに対応するため、主に以下の取り組みを実施しております。

#### 収益性を重視した戦略立案と経営管理

当社グループでは、特に赤字計上等による財務コベナンツへの抵触を回避するため、収益性を重視した戦略立案と経営管理を行っております。具体的には、新規ホールを出店する際は、出店後の投資回収期間や地域性、競合環境、近隣ホールとの相乗効果等、収益性に関係した指標を複数設定して多面的に検討した上で取締役会に諮り、慎重に意思決定しております。また、当社グループでは、個々のホールを個別に管理するのではなく、地域におけるホール群（ドミナント）として捉え、これを経営上の重要な単位として管理しております。これにより、例えば、一つのホールで受注できなかった葬儀を近隣の他ホールにご案内することで失注を抑制するほか、従業員を個別のホールではなくドミナントに配置して複数ホールにて勤務できるようにして人件費を最適化する等、ホールごとの繁閑に左右されないコスト構造の実現に向けた取り組みを実施しております。

#### 財務バランスを意識した投資計画、資金計画の立案と実行

当社グループにおける主な資金需要は、新規ホールの建設資金及びこれに関連した差入保証金です。財務バランスを悪化させるような不必要な追加借入を発生させないため、営業活動によるキャッシュ・フローの実績等を参考にした投資計画を立案し、これに従って投資を実行しております。

#### 金利条件及び財務コベナンツに係る金融機関との交渉の継続

多額の借入金が増加していることを踏まえ、当社グループでは、金融機関との金利条件及び財務コベナンツに係る交渉を継続的に実施してきております。具体的には、LBOスキームの執行時に付された財務コベナンツの見直し交渉により、金利条件及び財務コベナンツの条件の良化を実現しました。今後も当該リスクのさらなる低減に向けて、引き続き、金融機関との交渉に努めてまいります。

### (2) 総資産に占めるのれんの割合が高いことについて

当社グループはIFRSに基づき連結財務諸表を作成しているため当該のれんの償却は不要となりますが、非流動資産にのれんとして当連結会計年度末時点で3,625,667千円を計上しており、総資産に占める割合が20.7%となっております。

当連結会計年度末における回収可能価額は、のれんが含まれる資金生成単位又はそのグループの総資産から負債を除いた事業価値の帳簿価額を十分に上回っていることから、減損テストに用いた主要な仮定が合理的な範囲内で変更されたとしても、当該資金生成単位又はそのグループの回収可能価額が帳簿価額を下回る可能性は低いと考えております。しかしながら、仮に将来キャッシュ・フローの見積額が37.2%減少した場合又は、税引前割



引率が3.5%上昇した場合には、回収可能価額と事業価値の帳簿価額が等しくなる可能性があります。

当社グループでは、のれんの減損に係るリスクを逓減するため、事業の収益力強化に努めており、主に以下の取り組みを実施しております。

#### ドミナント展開による収益構造の最適化

前述の「(1)有利子負債について 収益性を重視した戦略立案と経営管理」にて説明しました通り、当社グループの出店はドミナント展開を特徴としております。これにより、従業員の複数ホール勤務体制による人件費の最適化、施設稼働率の向上等、費用構造の最適化を目指しております。今後も、このドミナント展開を出店戦略の根本に据え、引き続き、売上拡大及び利益率の向上に努める方針です。

#### 集客手法の工夫による受注件数の増加

葬儀事業は、一般的に葬儀の施行時期が不確定であり、葬儀に係る意思決定が緊急性を要するものであることから、顧客は限られた選択肢の中から葬儀社を決定する傾向にあります。このため、葬儀事業は、葬儀社から顧客に対して、広告宣伝等の手段によっても直接的には需要を喚起できないという特徴を有しています。しかしながら、インターネット利用の増加とともに、顧客による葬儀の必要が生じた場合のウェブ検索が増加傾向にあり、また高齢人口の増加とともに、各種メディア等による宣伝効果もあって、生前から死亡後の葬儀等について自身ないし家族が調査・検討する「終活」が世間に認知され始めている等、当社グループを取り巻く事業環境は変化してきています。こうした変化を捉え、当社グループでは、一般的な葬儀社が行っているホール認知度向上や価格訴求を目的とした広告宣伝活動に加え、ホールにおける事前相談や会員制度に基づく継続的な情報提供、葬儀施行後のアンケートに基づくサービスの改善といった取り組みを実施し、葬儀の受注件数の増加に努めております。

但し、これらの取り組みが十分ではなく、のれんの対象となる事業の収益力が低下し減損損失を計上するに至った場合には、当社グループの経営成績に影響を及ぼす可能性があります。詳細につきましては、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 連結財務諸表注記15. 非金融資産の減損」をご参照下さい。

#### (3) ファンドの投資判断の影響について

プライベート・エクイティ・ファンドである株式会社アドバンテッジパートナーズが運用受託する投資事業有限責任組合アドバンテッジパートナーズV号、AP Cayman Partners III, L.P.、Japan Fund V, L.P.及びアドバンテッジパートナーズ投資組合64号が第3期連結会計年度末現在において当社の大株主となっておりますが、今後の運用受託者の投資判断によりこれら株主の当社株式所有数は大きく変動する可能性があります。また、当ファンドの判断が、当社グループ役員の選任・解任、他社との合併等の組織再編、増資・減資、定款の変更等、当社の株主総会決議の結果に重要な影響を及ぼす可能性があります。

#### (4) 葬儀需要の変動について

葬儀需要の変動につきましては、以下のような事項が想定され、これにより当社グループの業績や財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

##### 葬儀件数

葬儀に関する需要は、人口動態を背景に増加傾向で推移するとみられており、約20年後には現在の約1.2倍の水準にまで拡大すると予想されております（「国立社会保障・人口問題研究所：日本の将来推計人口 平成29年推計」より）。しかしながら実際の葬儀需要は、医療技術の進歩による長寿命化など様々な要因により同推計値を下回る可能性があります。

##### 葬儀単価の変動

少子化による親族の減少、死亡年齢の高齢化等を背景に、儀式的簡素化と葬儀の小規模化が進行し、葬儀業界全体における葬儀単価は低下傾向で推移しております（「経済産業省：特定サービス産業動態統計調査 15. 葬儀業 2018年」より）。当社グループにおいては付加価値の高い「オリジナルプラン」等で単価の向上を図っていますが、顧客の選好により葬儀単価が継続して低下する可能性があります。

##### 季節による変動

季節による死亡率の変動に起因して、葬儀需要は夏季に減少し冬季に増加します。当社グループにおいては葬儀取扱件数が第1四半期に減少し第3四半期に増加する傾向があるため、売上高及び利益においても取扱件数に比例した変動が生じる可能性があります。

(5) 競争環境について

葬儀業界は、同業他社の出店増加に加えて異業種からの業界参入や葬儀を紹介・斡旋するポータルサイトの台頭等が活発化しております。そのため、当社グループがホールを展開する商圏内に競合企業が新規出店を行う場合、当社グループの業績や財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

(6) 個人情報について

当社グループは葬儀及び法要の請負に係るご遺族の個人情報等を取り扱っております。当社グループでは個人情報の管理を徹底すべく従業員教育及びコンピュータシステムの情報漏洩防止策を行っておりますが、書類の盗難及びネットワークへの不正侵入等による個人情報漏洩の可能性は否定できず、このような事態が発生した場合には、当社グループの業績や財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

(7) 葬儀ホールの賃借について

当社グループは、葬儀ホールの出店に関しまして、基本的に土地建物を賃借しております。

保証金等

賃借条件により、建設協力金又は保証金を差入れている物件もあり、差入先の破綻等により保証金の返還がなされない場合、当社グループの業績や財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

定期借地権

ホールの賃借契約の中には15年間から25年間の定期借地契約のものがありますが、賃借期間終了後に当該ホールの継続賃借ができない場合、また継続賃借できても賃料が大幅に増加する場合、当社グループの業績や財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

(8) 減損会計について

当社グループが保有する固定資産に対し、収益状況及び将来見通しにより投下資本の回収が困難と判断される場合には、当該固定資産を減損損失として認識する場合があります。また、土地等の時価が著しく下落した場合におきましても、当該固定資産の回収可能性を判断したうえで減損損失を認識する可能性があり、この場合、当社グループの業績や財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

(9) 災害について

当社グループは、北海道、千葉県、神奈川県、愛知県、京都府、熊本県、宮崎県に葬儀ホールを展開しております。葬儀ホールは火災保険等を付保していますが、展開地域において地震、台風、洪水、津波等の自然災害が発生した場合、事業活動の停止や停滞、又は保険の担保額を上回る多額の修繕費用の発生により、当社グループの業績や財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

(10) インターネット等による風評被害について

「家族葬のファミリーユ」ブランドは当社グループの事業の成長にとって最も重要な要素の一つですが、当社グループが保有する商標等の不正利用や、インターネット上での様々な書き込みにより風評被害が発生・拡散した場合、その内容の正確性にかかわらず、当社グループの事業、財政状態、業績、ブランドイメージ及び社会的信用に影響を及ぼす可能性があります。また、従業員又は第三者が関与する不適切行為その他の事故によってもブランドイメージ及び社会的信用は損なわれる可能性があります。

風評被害は、違法、不公平又は一貫性のない従業員の行為の申立て、従業員の不満、病気、傷害、メディア報道又はインターネットもしくはSNSサイトへの不適切な書き込み、犯罪行為、データプライバシー侵害、内部統制の不備、又は当社グループの従業員のみならず同一の業界もしくは類似の業界における他社の従業員が関与するスキャンダルによって発生する可能性があります。申立てや苦情が認められるか否かにかかわらず、当社グループの店舗、競合他社又はより広範な日本の葬儀業界に関する好意的ではない評判は、当社グループの全店舗に関する信用性に悪影響を及ぼす可能性があります。

(11) 法的規制について

当社グループは、運輸局より一般貨物自動車運送事業の許可を受け、霊柩車等による有償搬送を実施していますが、有償旅客運送の実施、飲酒運転等による重過失事故の発生、許可区域外への営業所設置、社会保険・労働保険への未加入、他社への名義貸し等、貨物自動車運送事業法や道路運送法等の関連法令に違反した場合は、車

両使用停止や事業停止、許可取消等の行政処分の対象となります。当社グループでは関連法令を遵守するため車両管理規程や関連マニュアルを定めて従業員に周知及び教育を行っておりますが、図らずも法令に違反し行政処分が課された場合は自社による有償搬送が行えなくなるため、外部事業者へ業務委託せざるを得ず売上原価の上昇を招くほか、法令に違反した企業という評判によって売上収益に影響を及ぼす可能性があります。

(12) 訴訟その他の法的手続に伴うリスクについて

当社グループには、通常の業務において発生する契約違反、人身被害並びに労働及び雇用等に関する請求に関し、顧客、賃貸人、納入・供給業者及び従業員を含む第三者からの訴訟のリスクが存在します。当社グループに対する請求が有効であるか否か、また当社グループが最終的に責任を負うこととされるか否かにかかわらず、係る請求があった場合には防御に時間と費用を要する可能性があり、結果として、当社グループの業績に悪影響を及ぼす可能性があります。係る請求が、当社グループが加入する保険の対象とされていない場合、又は保険の担保範囲を大きく超える判決があった場合には、当社グループの財政状態及び経営成績に重大な悪影響を及ぼす可能性があります。これらの申立てから生じる風評もまた、当社グループの評判又は見通しに悪影響を及ぼし、更に当社の経営成績に悪影響を及ぼす可能性があります。

(13) 店舗展開について

当社グループは売上収益増大のためにホールの出店を積極的に進めております。複数の展開地域で並行して店舗開発を進めているものの、葬儀業に対する偏見等で土地の賃借契約が締結できず出店に至らない場合、又は出店立地として適切な候補物件が継続的に不足する場合、もしくは出店予定地の自治体条例への対応に時間を要する場合など、出店実績が計画と乖離する場合には、当社グループの経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(14) 人材の確保育成について

当社グループにおいては、有能な人材の確保・育成が不可欠となります。求人誌による募集や紹介会社への依頼、また、従業員からの紹介制度等により継続して人材確保に努めていますが、優秀な人材の確保・育成ができない場合、又は優秀な人材が社外に流出した場合には、当社グループの業務運営や経営成績等に悪影響を及ぼす可能性があります。

(15) 葬儀施行の委託に関して

当社グループは、葬儀施行業の一部とネット集客業の全部において外部事業者へ葬儀施行業務を委託しております。委託先は全て葬儀専門の事業者ですが、委託先が当社グループの求める葬儀施行の水準を満たさず顧客満足度が低下することで新規の葬儀受注に悪影響を及ぼす可能性があります。当社グループでは、求める水準を満たすために、新たな委託先に対して一定期間の教育を実施しておりますが、これが十分でなかった場合、委託先における葬儀施行水準の低下等によって当社グループの売上収益に影響を及ぼす可能性があります。

(16) 労務管理について

各ホールで多くのパートタイム・アルバイトの有期契約社員が業務に従事しております。2013年4月の労働契約法の改正により、一定の有期契約社員に無期雇用社員への変更を請求できる権利が付与され、有期契約社員と無期契約社員の労働条件の不合理的差別的取り扱いが禁止されたほか、2016年10月からの短時間労働者に対する厚生年金及び健康保険の適用の拡大、2019年4月からの時間外労働規制強化と有給休暇の取得義務化、上昇を続ける最低賃金など、有期契約社員を取り巻く法規制や労働環境には重大な変化が起こりつつあります。こうした労働関連法規制への対応や労働環境の変化により、優秀な人材を雇用できなくなる可能性や人件費が高騰する可能性があります。

また、労働関連法規制の違反が発生した場合は、規制当局からの業務改善命令又は従業員からの請求等により、当社グループの事業、経営成績、財政状態、ブランドイメージ及び社会的信用に影響を及ぼす可能性があります。

(17) M & Aについて

当社グループが事業展開する葬儀業界では、事業承継が大きな課題となっております。当社グループとしては、ホールの新設による拡大と比較すると、新たな地域への展開と当該地域シェア拡大の時間短縮等を図る手段としてM & Aは有効な手段であると認識しております。「家族葬のファミリー」のブランドを広めるためにM & Aは必要不可欠であり、今後も必要に応じて実施してまいります。M & Aを行う際には、対象企業の財務内容や

契約関係等について綿密なデュー・デリジェンスを行うことにより、極力リスクを回避するように努めております。しかしながら、M & A後、偶発債務、未認識債務等の発生、事業環境の変化等により、計画通りに事業を展開することができず、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

(18)持株会社としてのリスクについて

当社は2017年6月1日付で持株会社体制へ移行いたしました。これにより葬儀事業の運営は子会社が担い、当社はグループ全体戦略の構築と実行、グループシナジーの最大化、グループ全体の最適ナリソース配分、グループ全体の資金調達、M & Aを含む機動的な事業再編、コーポレート・ガバナンスの強化という役割に専念いたします。当社は、安定的な収益を確保するため、子会社からの配当金及び適正な経営指導料と業務受託手数料を得ておりますが、子会社の収益動向によっては、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(19)配当政策について

当社は、株主に対する利益還元を最重要課題の一つとして位置づけており、業績、経営基盤の強化及び将来の成長性等を総合的に勘案して、安定的・継続的な利益配当を実施することを基本的な方針としておりますが、当連結会計年度においては将来の成長のための設備投資を優先するために配当は実施いたしませんでした。今後についても、当面の間は「企業価値の長期的最大化」を目指し、将来の事業拡大に必要な不可欠な設備投資、M & A等の成長投資を優先し、そのための内部留保を確保する方針です。内部留保資金につきましては、前述の成長投資に充てる他、今後予想される経営環境の変化に対応できる経営組織体制強化の財源として利用していく予定であります。

将来的には、財政状態及び経営成績、事業展開に備える内部留保とのバランスを勘案し、株主への安定的かつ継続的な利益還元を検討してまいります。配当実施の可能性及びその実施時期等については、現時点で未定であります。

(20)ストック・オプション行使による株式価値の希薄化について

当社グループでは、役員及び従業員に対するインセンティブを目的としたストック・オプション制度を採用しております。

また、今後においてもストック・オプション制度を活用していくことを検討しており、現在付与している新株予約権に加え、今後付与される新株予約権の行使時には、既存株主が保有する株式の価値が希薄化する可能性があります。

(21)大規模な疫病等の発生について

当連結会計年度に発生した新型コロナウイルスの感染拡大により、葬儀における参列者数の減少、内容の簡素化等が進行しております。その結果、当社グループは葬儀単価の下落を筆頭に業績への影響を受けております。このような大規模な疫病等が発生した場合には、外出規制や外出自粛、消費停滞に伴う、葬儀の実施見合わせ、参列者数の減少等が想定され、その結果、葬儀施行件数の減少や葬儀単価の下落といった可能性があります。

また、当社グループはドミナント出店を戦略としておりますが、当社グループの役職員の罹患が発生した場合、同一ドミナント内のホールの一斉休業等が考えられます。これらにより、業績への悪影響が発生する可能性があります。

### 3 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

当連結会計年度における経営者の視点による当社グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー（以下、「経営成績等」という。）の状況に関する認識及び分析・検討内容は次の通りであります。なお、文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において判断したものであります。

(1) 経営成績等の状況の概要

経営成績の状況

当連結会計年度におけるわが国経済は、雇用・所得環境の持続的な改善を背景に個人投資や設備投資が増加傾向で推移していたものの、消費税増税や新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の影響により、急激な減速に転じました。COVID-19については未だ収束が見通せない国も多く、経済活動の低迷や国家間の移動制限により輸出やインバウンド需要の回復時期も定かでないなど、景気の先行きについては極めて不透明な状況が続いております。

葬儀業界におきましては、高齢者人口の増加に伴って潜在需要を示す死亡者人口が2040年まで年々増加すると推計されており、今後の葬儀件数増大が見込まれていますが、一方で核家族化の進展等により簡素な葬儀の需要が高まるなど葬儀単価は下落する傾向にあります。加えてCOVID-19をきっかけとした「新しい生活様式」への対応を迫られるなど、大きな変革の時期を迎えております。

かかる事業環境の構造的な変化の中でも当社グループは、従前から不特定多数の参列者との接触を最小限にとどめる「一日一組」の「家族葬」を提供するなど、社会の変容に合致した形態のサービスを提供することで生活者の変容する葬儀需要を着実に取り込んでまいりました。

当期におきましては、「来館からのご依頼数」「ウェブからの事後入電数」「オリジナルプラン葬儀件数」(注)の3つを業績向上につながる重要業績評価指標(KPI)と位置づけ、これら数値を向上させる施策を通じて、葬儀件数の増加及び葬儀単価の向上を図ってまいりました。その結果、葬儀取扱件数が8,870件となり、前期比で1,321件増加いたしました。葬儀単価については、COVID-19による参列者数の減少等が影響して903千円となり、前期比で83千円減少いたしました。

(注)1. 来館からのご依頼数とは、葬儀相談のためにホールに来館頂き、そこから受注につながった件数で、件数増加の指標としております。

2. ウェブからの事後入電数とは、故人が逝去された後(事後)にご遺族が当社のウェブサイトを開覧し、表示された電話番号から問い合わせや相談を受けた件数で、件数増加の指標としております。

3. オリジナルプラン葬儀件数とは、通常のセットプランよりも高額な葬儀単価が見込めるオリジナルプランの受注件数で、葬儀単価上昇の指標としております。

#### (売上収益)

当連結会計年度の売上収益は前連結会計年度に比して482,889千円増加し、7,676,394千円(前年同期比6.7%増)となりました。これは前期にオープンした直営5ホールの収益が通年で寄与したこと、当期にオープンした直営7ホールの収益が加わったこと、来館施策やウェブプロモーションの強化に伴い葬儀件数が前期比で増加したこと等が要因であります。

#### (売上原価、売上総利益)

当連結会計年度の売上原価は前連結会計年度に比して380,779千円増加し、4,802,410千円(前年同期比8.6%増)となりました。これは売上収益に比例する直接原価が増加したこと、ホール数増加に伴って減価償却費が増加したこと等が要因であります。

以上の結果、売上総利益は前連結会計年度に比して102,110千円増加し、2,873,984千円(前年同期比3.7%増)となりました。

#### (販売費及び一般管理費、営業利益)

当連結会計年度の販売費及び一般管理費は前連結会計年度に比して437,312千円増加し、2,386,785千円(前年同期比22.4%増)となりました。これは上場のための一時費用が増加したこと、及び上場に向けた体制充実により人件費が増加したこと等が要因であります。

以上の結果、営業利益は前連結会計年度に比して324,513千円減少し、488,675千円(前年同期比39.9%減)となりました。

#### (金融収益、金融費用、税引前当期利益)

当連結会計年度の金融費用は前連結会計年度に比して41,358千円減少し、155,600千円(前年同期比21.0%減)となりました。これはLB0ローンの契約内容を見直しリファイナンスを実行したことにより借入利息支払額が減少したことが要因であります。

以上の結果、税引前当期利益は前連結会計年度に比して282,663千円減少し、333,574千円(前年同期比45.9%減)となりました。

#### (法人所得税費用、当期利益、親会社の所有者に帰属する当期利益)

当連結会計年度の法人所得税費用は前連結会計年度に比して86,644千円減少し、123,147千円(前年同期比41.3%減)となりました。

以上の結果、当期利益及び親会社の所有者に帰属する当期利益は、いずれも前連結会計年度に比して196,019千円減少し、210,426千円(前年同期比48.2%減)となりました。

#### 財政状態の状況

当連結会計年度末における資産、負債及び資本の状況は次のとおりであります。

#### (資産)

流動資産は、現金及び現金同等物の減少等のため前連結会計年度末に比べ149,409千円減少し、771,149千円となりました。非流動資産は、前連結会計年度末に比べ1,012,455千円増加し、16,769,399千円となりました。これは主として、有形固定資産、使用権資産の増加935,589千円等によるものであります。この結果、資産は、前連結会計年度末に比べ863,046千円増加し、17,540,549千円となりました。

(負債)

流動負債は、前連結会計年度末に比べ155,131千円増加し、1,832,092千円となりました。これは主として、リース負債の増加87,658千円等によるものであります。非流動負債は、前連結会計年度末に比べ389,494千円増加し、12,121,347千円となりました。これは主として、リース負債が715,141千円増加した一方で、長期借入金が340,679千円減少したことによるものであります。この結果、負債は、前連結会計年度末に比べ544,625千円増加し、13,953,439千円となりました。

(資本)

資本は、前連結会計年度末に比べ318,420千円増加し、3,587,110千円となりました。これは主として、利益剰余金の増加210,426千円と新株発行による資本金及び資本剰余金の増加106,720千円によるものであります。

キャッシュ・フローの状況

当連結会計年度末における現金及び現金同等物は、前期比182,960千円減少し、513,863千円となりました。当期における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動により得られた収入は1,211,973千円(前年同期比21,320千円減)となりました。これは主に、税引前利益が333,574千円であったこと及び減価償却費1,010,547千円を計上したことによるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動により支出した資金は554,891千円(前年同期比66,819千円増)となりました。これは主に、有形固定資産の取得による支出457,741千円があったこと等によるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動により支出した資金は840,042千円(前年同期比313,841千円増)となりました。これは主に、新株発行による収入106,720千円があったものの、リース負債の返済による支出646,762千円及び長期借入金の返済による支出300,000千円等によるものであります。

生産、受注及び販売の実績

a. 生産実績

当社グループでは生産活動を行っていないため、該当事項はありません。

b. 受注実績

当社グループでは受注生産を行っていないため、該当事項はありません。

c. 販売実績

当連結会計年度における販売実績は、次のとおりであります。

収益計上区分	売上収益(千円)	前年同期比(%)
葬儀売上	7,139,092	107.2
仲介手数料収入	462,625	108.3
その他のサービス	74,677	72.2
合計	7,676,394	106.7

- (注) 1. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。  
2. 売上収益は千円未満切り捨てにより表示しております。  
3. 総販売実績に対する割合が10%を超える相手先はありません。  
4. 当社グループは、葬儀事業の単一セグメントであるため、収益計上区分別の売上収益(IFRS基準)を記載しております。

d. 葬儀請負の状況

当社グループは、葬儀施行業の拠点を以下のとおり設けております。ネット集客業と合わせた各拠点別の取扱件数の内訳は、下記のとおりとなります。

(葬儀取扱の状況)

区分	拠点	展開 都道府県	取扱件数		
			2019年5月期 (自 2018年6月1日 至 2019年5月31日)	2020年5月期 (自 2019年6月1日 至 2020年5月31日)	増減
葬儀施行業 (葬儀件数)	北海道支社	北海道	944	1,068	124
	千葉支社	千葉県	1,144	1,371	227
	愛知支社	愛知県	784	901	117
	宮崎支社	宮崎県	1,325	1,493	168
	熊本支社	熊本県	863	968	105
	都市総合支社	東京都 神奈川県 埼玉県	1,097	1,452	355
	株式会社花駒	京都府	599	655	56
	葬儀件数 計			6,756	7,908
ネット集客業 (仲介件数)	都市総合支社	30道府県	793	962	169
取扱件数 合計			7,549	8,870	1,321

(注) ネット集客業における仲介件数とは、当社グループのウェブサイトから葬儀の申込を受け、提携葬儀社及び代理店に仲介し、葬儀の施行が完了した件数であります。

## (2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容

経営者の視点による当社グループの経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は次のとおりであります。  
なお、文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において判断したものであります。

## 財政状態及び経営成績の状況に関する認識及び分析・検討内容

## (経営成績)

当連結会計年度における経営成績は、前連結会計年度対比482,889千円の増収、営業利益において324,513千円、当期利益において196,019千円の減益となりました。

増収の主な要因は、葬儀件数が前期比1,152件増加し、7,908件（前期比17.1%増）となったことであります。前期出店ホール（5ホール）の通期寄与155件、当期出店ホール（7ホール）の寄与200件に加え、既存ホールにおいても、プラン価格の一部見直しや、マーケティングの強化等により797件の増加となりました。その一方で、葬儀単価については前期比83千円減少し、903千円（前期比8.4%減）となったことにより、増収幅が抑制される結果となりました。葬儀単価下落の要因は、COVID-19発生以降の葬儀規模縮小や参列者数の減少によるものであり、当期第四四半期会計期間（2020年3月～5月）の葬儀単価は787千円（前年同期対比184千円減）と大きく下落いたしました。

減益の主な要因は、葬儀単価下落や新規出店に伴う売上原価率の上昇、上場に伴う一時的費用308,295千円の発生、ホール出店に伴う労務費の増加115,233千円、上場準備に伴う本社人員増加等による人件費の増加91,750千円等であります。

当社グループへの葬儀のご依頼は、ウェブサイトでの検索、近隣でのホールの存在、過去の当社顧客による再度の依頼など複数の理由に依りますが、このうち当社の自助努力で葬儀件数や葬儀単価を向上させられる手段として、2020年5月期より「来館からのご依頼数」、「ウェブからの事後入電数」、「オリジナルプラン葬儀件数」の3つを重要業績評価指標（KPI）とし、これらの数値を向上させる施策を通じて、葬儀ご依頼件数の増加及び葬儀単価の維持・向上に取り組んでおります。

特に、オリジナルプランについては、お客様のお気持ちに耳を傾け、ご家族の故人に対する弔いの心情を理解し、お客様ごとに異なる想いを表現する「ご家族の意向を汲んだ、ご家族のためのご葬儀」を提供しており、高い葬儀単価を実現しております。市場全体の葬儀単価が下落傾向にあり、当社グループもその影響を受けているなかで、当社グループでは「生活者目線」に立ったご葬儀を行うことで葬儀の付加価値を高め、葬儀単価の維持・向上を図ってまいります。

オリジナルプランにて施行した葬儀件数の推移は、次のとおりであります。通常のセットプランよりも高額な葬儀単価が見込めるオリジナルプランについては、2017年5月期のサービス開始から、葬儀件数に占めるオリジナルプラン葬儀件数の割合が毎年増加しております。

	2017年5月期	2018年5月期	2019年5月期	2020年5月期
オリジナルプラン葬儀件数（件）	89	492	1,079	1,733
葬儀件数に占めるオリジナルプラン葬儀件数の割合（％）	1.6	8.4	16.0	21.9

（注）1．オリジナルプラン葬儀件数は、葬儀施行業の葬儀件数に含まれております。

## (財政状態)

当連結会計年度における財政状態は、自己資本額（親会社の所有者に帰属する持分合計（新株予約権を除く））が当期利益の蓄積及び公募増資等により前期比317,147千円増の3,560,961千円となり、自己資本比率（自己資本額÷負債及び資本合計）は20.3%となりました。借入金は約定弁済により前期比289,681千円減の3,670,318千円となりました。自己資本比率は同業他社等と比較して十分に高い水準とは言えないものの、将来的なものの減損リスクや事業リスクを考慮しても適切な水準を維持しているものと考えております。現金及び現金同等物は前期比182,960千円減の513,863千円となりましたが、これは主に、出店資金を手元資金で賄ったことによるものであります。



キャッシュ・フローの状況の分析・検討内容並びに資本の財源及び資金の流動性に係る情報  
(キャッシュ・フロー)

キャッシュ・フローの状況の分析については、「(1)経営成績等の状況の概要」に記載の通りであります。

(資本の財源)

当社グループの所要資金は、主に新規出店に伴う設備投資資金であります。

設備投資資金については、連結の営業活動によるキャッシュ・フローを源泉とし、多額の設備資金については長期借入金にて調達しております。また今後、多額の設備投資や既存葬儀社の買収を実施する際には、金融機関からの借入又は株式発行による調達を予定しております。

(資金の流動性)

当連結会計年度末における現金及び現金同等物の残高は513,863千円と、月商の約0.8ヶ月分ではありますが、当社グループの平均的な売上債権の回収サイクルが約1～2週間である一方、仕入債務の支払サイクルが約1ヶ月であるため、多額の手元資金を必要としておりません。また、資金の流動性を確保しておくため、取引金融機関と総額500,000千円の当座貸越契約を締結しております。

重要な会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

当社グループの連結財務諸表等は、IFRSに基づき作成されております。IFRSに準拠した連結財務諸表の作成において、経営者は、会計方針の適用並びに資産、負債、収益及び費用の報告額に影響を及ぼす判断、見積り及び仮定の設定を行うことが義務付けられております。実際の業績は、これらの見積りとは異なる場合があります。

重要な会計方針及び見積りの詳細については、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1)連結財務諸表 連結財務諸表注記3 . 重要な会計方針、4 . 重要な会計上の見積り及び判断」に記載しております。

#### 4 【経営上の重要な契約等】

##### (1) 葬儀施行業務委託契約

当社グループでは、地価相場等が高いため初期投資がかさむ、あるいは家賃相場が高いため十分なキャッシュ・フローを得られない等の理由により、初期投資の回収期間が長期にわたり自社ホール出店では十分な投資効率を得られない地域では、委託モデルで展開しております。

委託モデルにおいては、当社が要求する商品又はサービスの品質要件を満たした提携葬儀社に対して、ご葬儀の施行のみならず、葬儀付帯業務の提供に加え、葬儀後のアフターフォロー等を委託しており、一方で、当社グループは、主にウェブサイトからの送客並びに提携葬儀社の品質管理、指導を行っております。

契約内容	1. 事前事後の葬儀等の相談、受注、搬送、式場設営並びに運営、その他アフターフォロー、 法事相談対応など葬儀の施行に関連する業務の委託 2. 売上代金の回収及び管理
委託料	個別契約によって設定された金額(葬儀施行ディレクション料、寝台霊柩業務委託料等)
契約期間	原則、契約締結日より1年間(以後、1年毎の自動更新)

##### (2) 借入金

当社と、貸付人兼エージェントである株式会社みずほ銀行は、2019年5月29日付で以下の金銭消費貸借契約を締結しております。

主な契約内容は以下のとおりであります。

契約の相手先

株式会社みずほ銀行

借入金額

タームローンA当初借入金額：2,000,000千円

タームローンB当初借入金額：2,000,000千円

返済期限

タームローンA：2024年5月末日(2019年11月末日より6ヶ月毎に返済)

タームローンB：2024年5月末日(期限一括返済)

主な借入人の義務

(イ) 借入人グループ会社の決算書の提出義務(四半期毎)

(ロ) 財務制限条項の遵守(財務制限条項の主な内容は、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 連結財務諸表注記19. 借入金」をご参照ください。)

5 【研究開発活動】

該当事項はありません。

### 第3 【設備の状況】

#### 1 【設備投資等の概要】

当連結会計年度の設備投資等の総額は503,539千円であります。これはドミナント展開を推進するための「家族葬のファミリー」ホールの出店や設備更新に係る設備投資457,741千円、及び販売管理システムに係るソフトウェア投資45,798千円であります。また、経常的な設備の更新のための除却等を除き、重要な設備の除却、売却等はありません。

なお、当社グループは葬儀事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載は省略しております。

## 2 【主要な設備の状況】

当社グループは、葬儀事業の単一セグメントであるため、「セグメントの名称」の記載を省略しております。  
当社グループにおける主要な設備は以下のとおりであります。

## (1) 提出会社

該当事項はありません。

## (2) 国内子会社

2020年5月31日現在

会社名	事業所名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額(百万円)					従業員数 (名)	
			建物 及び 構築物	機械装置 及び 車両運搬具	土地 (面積㎡)	使用権 資産	その他		合計
株式会社 家族葬の ファミリーユ	本社 (東京都港区)	本社設備 販売管理 システム	8		( )	136	120	265	29 (4)
	北海道支社 (北海道内17箇所)	ホール 設備等	455		31 (550)	1,708	29	2,225	19 (30)
	千葉支社 (千葉県内15箇所)	ホール 設備等	275		( )	2,332	52	2,660	17 (49)
	愛知支社 (愛知県内13箇所)	ホール 設備等	333	0	( )	1,141	13	1,487	21 (43)
	宮崎支社 (宮崎県内20箇所)	ホール 設備等	427	0	476 (6,501)	1,619	50	2,575	38 (82)
	熊本支社 (熊本県内15箇所)	ホール 設備等	375		22 (250)	1,648	61	2,107	26 (50)
	都市総合支社 (神奈川県内1箇所)	ホール 設備等	28		( )	40	2	71	14 (8)
株式会社 花駒	本社等 (京都府内9箇所)	ホール 設備等	338	1	96 (1,298)	685	7	1,128	20 (31)

(注) 1. IFRSに基づく金額を記載しております。また、金額には消費税等は含まれておらず、百万円未満を切捨てして記載しております。

2. 従業員数は就業人員(当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む。)であり、臨時雇用人員(契約社員及びパートタイマーを含み、派遣社員は含まない。)は、年間の平均人員を( )外数で記載しております。

3. 帳簿価額のうち「その他」は、工具器具備品、ソフトウェア、建設仮勘定等の合計であります。

4. 現在休止中の主要な設備はありません。

5. 連結会社以外から賃借している葬儀ホール、営業車両等の主要な設備は、使用権資産に含まれております。

### 3 【設備の新設、除却等の計画】

当社グループは、葬儀事業の単一セグメントであるため、「セグメントの名称」の記載を省略しております。

当社グループにおける重要な設備の新設、除却等の計画は、以下のとおりであります。

#### (1) 重要な設備の新設等

会社名	事業所名 (所在地)	設備の内容	投資予定額		資金調達方法	着手年月	完了予定 年月	完成後の 増加能力
			総額 (百万円)	既支払額 (百万円)				
株式会社 家族葬の ファミーユ	本社 (東京都港区)	社内ネット ワーク 販売管理 システム等	108	12	自己資金 及び借入金	2020年6月	2021年5月	(注)2
	千葉支社 (千葉県流山市) (千葉県柏市) (千葉県習志野市) (千葉県船橋市) 4ホール	ホール 設備等	286	61	自己資金、 借入金及び 増資資金	2019年10月	2021年3月	(注)2
	北海道支社 (北海道札幌市西区) (北海道札幌市清田区) 3ホール	ホール 設備等	117	15	自己資金 及び借入金	2020年3月	2020年10月	(注)2
	愛知支社 (愛知県東海市) (愛知県大府市) 2ホール	ホール 設備等	133	3	自己資金 及び借入金	2020年4月	2021年3月	(注)2
	熊本支社 (熊本県熊本市中央区) (熊本県熊本市東区) 2ホール	ホール 設備等	114	73	自己資金 及び借入金	2020年1月	2020年9月	(注)2
	宮崎支社 (宮崎県宮崎市) 3ホール	ホール 設備等	95	23	自己資金 及び借入金	2020年4月	2020年11月	(注)2
未定(注)3	未定 1ホール	ホール 設備等	60		自己資金 及び借入金	2020年9月	2021年5月	(注)2
未定(注)3	未定 10ホール	ホール 設備等	600		自己資金 及び借入金	2021年6月	2022年5月	(注)2
未定(注)3	未定 10ホール	ホール 設備等	600		自己資金 及び借入金	2022年6月	2023年5月	(注)2

(注) 1. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。また、百万円未満を切捨てして記載しております。

2. 完成後の増加能力については、合理的な算定が困難であるため、記載を省略しております。

3. 株式会社家族葬のファミーユもしくは株式会社花駒のいずれで新設するのが未定の出店情報についても記載しております。

#### (2) 重要な設備の除却等

経常的な設備の更新のための除却等を除き、重要な設備の除却等の計画はありません。

## 第4 【提出会社の状況】

### 1 【株式等の状況】

#### (1) 【株式の総数等】

##### 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	13,576,940
計	13,576,940

##### 【発行済株式】

種類	事業年度末現在 発行数(株) (2020年5月31日)	提出日現在 発行数(株) (2020年8月31日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	3,444,235	3,444,235	東京証券取引所 マザーズ	完全議決権株式であり、権利内容について何ら限定のない当社における標準となる株式であります。なお、単元株式数は100株であります。
計	3,444,235	3,444,235		

(注) 提出日現在の発行数には、2020年8月1日からこの有価証券報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は、含まれておりません。

## (2) 【新株予約権等の状況】

## 【ストックオプション制度の内容】

## 第1回新株予約権

決議年月日	2016年12月16日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 1
新株予約権の数(個)	50,000 (注)1、8
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	(注)1、8
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 50,000 (注)1、8
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1,000 (注)2
新株予約権の行使期間	2017年6月1日～2026年12月15日 (注)5
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,070 資本組入額 535
新株予約権の行使の条件	<p>新株予約権者は、2017年6月1日現在の普通株式を有する株主(以下「普通株主」という。)が、その保有する普通株式の全部又は一部を普通株主以外の第三者に譲渡する場合に、当該譲渡の実行前までの間に限り、以下の各条件に従って、本新株予約権を行使することができる。</p> <p>・普通株主がその保有する普通株式の全部を譲渡する場合 新株予約権者は、その保有する本新株予約権の全部を行使することができる。但し、新株予約権者が当社に対し行使を請求することにより当該新株予約権者が取得することになる普通株式の数が、当該新株予約権者が普通株主とともに譲渡する普通株式の数から、当該譲渡時点において新株予約権者が保有する普通株式の数(当該本新株予約権の行使により取得することになる普通株式の数を除きます。)を控除した数を超える場合には、当該超える分については、この限りではない。</p> <p>ii. 普通株主がその保有する普通株式の一部を譲渡する場合 新株予約権者は、以下の算式に従って算出される数の本新株予約権を行使することができる。但し、新株予約権者が当社に対し行使を請求することにより当該新株予約権者が取得することになる普通株式の数が、当該新株予約権者が普通株主とともに譲渡する普通株式の数から、当該譲渡時点において新株予約権者が保有する普通株式の数(当該本新株予約権の行使により取得することになる普通株式の数を除く。)を控除した数を超える場合には、当該超える分については、この限りではない。</p> $\text{行使できる本新株予約権の数} = \frac{\text{行使を請求する日において新株予約権者が有している本新株予約権の数} \times \text{普通株主が譲渡する普通株式の数}}{\text{普通株主が譲渡の直前において有する普通株式の数}}$ <p>上記にかかわらず、新株予約権者が当社又は当社の子会社の取締役である場合は、当社のEBITDAが以下(ア)乃至(ウ)のいずれにも該当しない場合には、本新株予約権を行使することができない。 (ア) 2018年5月期におけるEBITDAが 850百万円以上である場合 (イ) 2019年5月期におけるEBITDAが1,050百万円以上である場合 (ウ) 2020年5月期におけるEBITDAが1,150百万円以上である場合</p> <p>上記 iiに定める場合を除き、本新株予約権の一部を行使することはできない。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による本新株予約権の取得及び本新株予約権の質入等の処分については、当社の取締役会の決議による承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	



当事業年度の末日（2020年5月31日）における内容を記載しております。なお、提出日（2020年8月31日）現在において、「新株予約権の行使の条件」に関して、以下の変更があります。当該事項を除く内容については当事業年度の末日より変更はありません。

（2020年8月28日付第3期定時株主総会決議に基づく変更。）

「新株予約権の行使の条件」

削除

「上記にかかわらず、」の文言削除。

削除

- (注) 1. 本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、各本新株予約権の目的である株式の数（以下「付与株式数」という。）は1株とする。  
但し、当社が新株予約権を割り当てる日（以下「割当日」という。）後に当社普通株式の株式分割又は株式併合を行う場合、付与株式数は、次の算式により調整する。（調整後付与株式数を求める際、1株未満の端数は切り捨てる。）。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{株式分割又は株式併合の比率}$$

また、割当日後に、当社が合併又は会社分割を行う場合、株式の無償割当てを行う場合その他付与株式数の調整を必要とする場合には、付与株式数は必要かつ合理的な範囲で適切に調整される。

なお、本号における調整は、本新株予約権のうち、当該調整時点において権利行使されていない本新株予約権に係る付与株式数についてのみ行われる。

2. 割当日後に、当社普通株式の株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により、各本新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの財産の価額（以下「行使価額」という。）を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割又は株式併合の比率}}$$

当社が時価を下回る払込金額で普通株式を発行し、又は自己株式の処分等（新株予約権の行使による場合を含まない。）を行う場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{1 \text{株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式の総数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、「払込金額」を「処分価額」に読み替えるものとする。

また、割当日後に当社が合併又は会社分割を行う場合、株式の無償割当てを行う場合その他行使価額の調整を必要とする場合には、行使価額は必要かつ合理的な範囲で適切に調整される。

3. 当該新株予約権は、株式会社エポック・ジャパンにて発行され、2017年6月1日に株式移転されたことに伴い当社に移管された。  
4. 付与対象者の区分及び人数は、2017年6月1日の株式移転により当社が設立された日時点のものである。  
5. 行使期間の最終日が当社の休業日に当たる場合はその前営業日を最終日とする。  
6. 当社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件

本新株予約権の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）が本新株予約権の全部又は一部を行使しない旨を書面により当社に通知した場合には、当社は、取締役会の決議により、別途定める日の到来をもって、当該本新株予約権の全部又は一部を1個当たり70円又は当該通知をした日における本新株予約権の1個当たりの時価の低い価額で取得することができる。

当社は、新株予約権者が以下のいずれかに該当することに起因して当社の取締役としての地位を失った場合（任期満了時において重任されない場合を含む。）、当社の取締役会の決議により別途定める日の到来をもって、当該新株予約権者が保有する本新株予約権のすべてを1個当たり70円又は当該取締役としての地位を失った日における本新株予約権の1個当たりの時価の低い価額で取得することができる。

- i. 当社の取締役会の決議による承認を得ずに、当社の取締役を辞任した場合
- ii. 法令又は当社の定款若しくは社内規程に違反した場合
- iii. 当社の経営上の重要な情報の適正管理や公正な商取引の推進その他当社の取締役としての善管注意義務の履行に疑義が生じた場合
- iv. 死去した場合

当社は、新株予約権者が上記に定める場合以外の場合に当社の取締役を退任した場合、当社の取締役会の決議により別途定める日の到来をもって、以下に従い算出される数値に、当該新株予約権者が保有する本新株予約権の個数を乗じた本新株予約権（計算により生じる1個未満の端数は切り下げる。）を1個当たり70円又は新株予約権者が当社の取締役を退任した日における当該本新株予約権の1個当たりの時価の低い価額で取得することができる。

- i. 2017年8月以前に退任した場合  
100%
  - ii. 2017年9月から2018年8月に退任した場合  
 $100\% - (30\% \times 2017年6月から退任日の属する月の3か月前の月までの経過月数 \div 12)$
  - iii. 2018年9月から2019年8月に退任した場合  
 $100\% - (30\% \times 2018年6月から退任日の属する月の3か月前の月までの経過月数 \div 12 + 30\%)$
  - iv. 2019年9月から2020年8月に退任した場合  
 $100\% - (40\% \times 2019年6月から退任日の属する月の3か月前の月までの経過月数 \div 12 + 60\%)$
- 上記において以下のいずれにも該当しない場合上記乃至に従い算出される数値は100%とする。
- i. 当社の2018年5月期から2020年5月期の3事業年度におけるEBITDA(当社連結損益計算書の営業利益に、連結キャッシュ・フロー計算書に記載される減価償却費及びのれん償却額を加えたものをいう。但し、当該事業年度において当社が連結財務諸表を作成していない場合には、EBITDAの計算においては、それぞれ当社単体の損益計算書及びキャッシュ・フロー計算書を参照するものとする。いずれの場合においても株主総会で承認された計算書類に限る。以下同じ。)が、下記のいずれかに該当する場合
    - (ア)2018年5月期におけるEBITDAが850百万円以上である場合
    - (イ)2019年5月期におけるEBITDAが1,050百万円以上である場合
    - (ウ)2020年5月期におけるEBITDAが1,150百万円以上である場合
  - ii. 新株予約権者が当社の取締役を退任した日の属する事業年度において、当該事業年度(但し、退任した日の属する月の3か月前の月が前事業年度に属する場合は前事業年度)の初月から退任した日の属する月の3か月前の月までの月次累計EBITDA(当社の取締役会で報告された月次の計算書類を参照するものとする。以下、この号において同じ。)が、当該期間に対応する当社の予算EBITDA以上である場合
7. 本新株予約権は、新株予約権1個につき70円で有償発行しております。
8. 2019年7月16日付で自己新株予約権を償却しております。

## 第2回新株予約権

決議年月日	2017年12月25日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 1
新株予約権の数(個)	25,000 (注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	(注)1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 25,000 (注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1,600 (注)2
新株予約権の行使期間	2017年12月25日～2027年12月24日 (注)3
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,705 資本組入額 853
新株予約権の行使の条件	<p>新株予約権者は、2017年12月25日現在の普通株式を有する株主(以下「普通株主」という。)が、その保有する普通株式の全部又は一部を普通株主以外の第三者に譲渡する場合に、当該譲渡の実行前までの間に限り、以下の各条件に従って、本新株予約権を行使することができる。</p> <p>i. 普通株主がその保有する普通株式の全部を譲渡する場合 新株予約権者は、その保有する本新株予約権の全部を行使することができる。但し、新株予約権者が当社に対し行使を請求することにより当該新株予約権者が取得することになる普通株式の数が、当該新株予約権者が普通株主とともに譲渡する普通株式の数から、当該譲渡時点において新株予約権者が保有する普通株式の数(当該本新株予約権の行使により取得することになる普通株式の数を除く。)を控除した数を超える場合には、当該超える分については、この限りではない。</p> <p>ii. 普通株主がその保有する普通株式の一部を譲渡する場合 新株予約権者は、以下の算式に従って算出される数の本新株予約権を行使することができる。但し、新株予約権者が当社に対し行使を請求することにより当該新株予約権者が取得することになる普通株式の数が、当該新株予約権者が普通株主とともに譲渡する普通株式の数から、当該譲渡時点において新株予約権者が保有する普通株式の数(当該本新株予約権の行使により取得することになる普通株式の数を除く。)を控除した数を超える場合には、当該超える分については、この限りではない。</p> $\text{行使できる本新株予約権の数} = \frac{\text{行使を請求する日において新株予約権者が有している本新株予約権の数} \times \text{普通株主が譲渡の直前において有する普通株式の数}}{\text{普通株主が譲渡する普通株式の数}}$ <p>上記にかかわらず、新株予約権者が当社又は当社子会社の取締役である場合は、当社のEBITDAが以下(ア)及び(イ)のいずれにも該当しない場合には、本新株予約権を行使することができない。 (ア) 2019年5月期におけるEBITDAが1,050百万円以上である場合 (イ) 2020年5月期におけるEBITDAが1,150百万円以上である場合</p> <p>上記 iiに定める場合を除き、本新株予約権の一部を行使することはできない。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による本新株予約権の取得及び本新株予約権の質入等の処分については、当社の取締役会の決議による承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

当事業年度の末日（2020年5月31日）における内容を記載しております。なお、提出日（2020年8月31日）現在において、「新株予約権の行使の条件」に関して、以下の変更があります。当該事項を除く内容については当事業年度の末日より変更はありません。

（2020年8月28日付第3期定時株主総会決議に基づく変更。）

「新株予約権の行使の条件」

削除

「上記にかかわらず、」の文言削除。

削除

- (注) 1. 本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、各本新株予約権の目的である株式の数（以下「付与株式数」という。）は1株とする。

但し、当社が本新株予約権を割り当てる日（以下「割当日」という。）後に、当社普通株式の株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により調整する（調整後付与株式数を求める際、1株未満の端数は切り捨てる。）。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \frac{\text{株式分割又は株式併合の比率}}{\text{株式分割又は株式併合の比率}}$$

また、割当日後に、当社が合併又は会社分割を行う場合、株式の無償割当てを行う場合その他付与株式数の調整を必要とする場合には、付与株式数は必要かつ合理的な範囲で適切に調整される。

なお、本号における調整は、本新株予約権のうち、当該調整時点において権利行使されていない本新株予約権に係る付与株式数についてのみ行われる。

2. 割当日後に、当社普通株式の株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により、各本新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの財産の価額（以下「行使価額」という。）を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割又は株式併合の比率}}$$

当社が時価を下回る払込金額で普通株式を発行し、又は自己株式の処分等（新株予約権の行使による場合を含まない。）を行う場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{1 \text{株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式の総数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、「払込金額」を「処分価額」に読み替えるものとします。

また、割当日後に当社が合併又は会社分割を行う場合、株式の無償割当てを行う場合その他行使価額の調整を必要とする場合には、行使価額は必要かつ合理的な範囲で適切に調整される。

3. 行使期間の最終日が当社の休業日に当たる場合はその前営業日を最終日とする。  
4. 当社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件

本新株予約権の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）が本新株予約権の全部又は一部を行使しない旨を書面により当社に通知した場合には、当社は、取締役会の決議により、別途定める日の到来をもって、当該本新株予約権の全部又は一部を1個当たり105円又は当該通知をした日における本新株予約権の1個当たりの時価の低い価額で取得することができる。

当社は、新株予約権者が以下のいずれかに該当することに起因して当社又は当社の子会社の取締役としての地位を失った場合（任期満了時において重任されない場合を含む。）、当社の取締役会の決議により、別途定める日の到来をもって、当該新株予約権者が保有する本新株予約権のすべてを1個当たり105円又は当該取締役としての地位を失った日における本新株予約権の1個当たりの時価の低い価額で取得することができる。

- i. 当社の取締役会の決議による承認を得ずに、当社又は当社の子会社の取締役を辞任した場合
- ii. 法令又は、当社若しくは当社の子会社の定款又はそれらの社内規程に違反した場合
- iii. 当社又は当社の子会社の経営上の重要な情報の適正管理や公正な商取引の推進その他当社又は当社の子会社の取締役としての善管注意義務の履行に疑義が生じた場合
- iv. 死去した場合

当社は、新株予約権者が上記に定める場合以外の場合に当社又は当社の子会社の取締役を退任した場合、当社の取締役会の決議により、別途定める日の到来をもって、以下に従い算出される数値に、当該新株予約権者が保有する本新株予約権の個数を乗じた本新株予約権（計算により生じる1個未満の端数は切り下げる。）を1個当たり105円又は新株予約権者が当社又は当社の子会社の取締役を退任した日における当該本新株予約権の1個当たりの時価の低い価額で取得することができる。

- i. 2018年1月から2018年8月に退任した場合  
100% - (20% × 2018年1月から退任日の属する月の3か月前の月までの経過月数)

(ただし当該経過月数が零以下の場合は零とする) ÷ 5)

- ii. 2018年9月から2019年8月に退任した場合  
 $100\% - (40\% \times 2018年6月から退任日の属する月の3か月前の月までの経過月数 \div 12 + 20\%)$
  - iii. 2019年9月から2020年8月に退任した場合  
 $100\% - (40\% \times 2019年6月から退任日の属する月の3か月前の月までの経過月数 \div 12 + 60\%)$
- 上記において以下のいずれにも該当しない場合上記乃至に従い算出される数値は100%とする。
- i. 当社の2019年5月期及び2020年5月期の2事業年度につき、EBITDA(当社連結損益計算書の営業利益に、連結キャッシュ・フロー計算書に記載される減価償却費及びのれん償却額を加えたものをいう。但し、当該事業年度において当社が連結財務諸表を作成していない場合には、EBITDAの計算においては、それぞれ当社単体の損益計算書及びキャッシュ・フロー計算書を参照するものとする。いずれの場合においても株主総会で承認された計算書類に限る。以下同じ。)が、下記のいずれかに該当する場合
    - (ア)2019年5月期におけるEBITDAが1,050百万円以上である場合
    - (イ)2020年5月期におけるEBITDAが1,150百万円以上である場合
  - ii. 新株予約権者が当社又は当社の子会社の取締役を退任した日の属する事業年度において、当該事業年度(但し、退任した日の属する月の3か月前の月が前事業年度に属する場合は前事業年度)の初月(ただし、当該事業年度が2018年5月期である場合は2017年11月とする。)から退任した日の属する月の3か月前の月までの月次累計EBITDA(当社の取締役会で報告された月次の計算書類を参照するものとする。以下、この号において同じ。)が、当該期間に対応する当社の予算EBITDA以上である場合

5. 本新株予約権は、新株予約権1個につき105円で有償発行しております。

第3回新株予約権

決議年月日	2019年5月30日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 1 当社従業員 3 当社子会社従業員 7
新株予約権の数(個)	7,050 [ 6,550 ] (注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	[ ] (注)1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 7,050 [ 6,550 ] (注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	2,000 (注)2
新株予約権の行使期間	2022年6月1日～2029年5月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 2,000 資本組入額 1,000
新株予約権の行使の条件	新株予約権者は、その権利行使時において、当社又は当社の子会社若しくは関連会社の役員若しくは従業員の地位であることを要する。新株予約権者は、当社又は当社の子会社若しくは関連会社の役員もしくは従業員の地位を失った場合(死亡による場合を含む。)、その時点以降、未行使の本新株予約権の全部を行使することができなくなり、当該時点において当該未行使の本新株予約権の全部を放棄したものとみなされる。 各本新株予約権の一部行使はできないものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による本新株予約権の取得及び担保権等の設定その他本新株予約権の処分については、当社の取締役会の決議による承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

当事業年度の末日(2020年5月31日)における内容を記載しております。なお、提出日の前月末(2020年7月31日)現在にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[ ]内に記載しております。

- (注)1. 本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、各本新株予約権の目的である株式の数(以下「付与株式数」という。)は1株とする。  
ただし、当社が本新株予約権を割り当てる日(以下「割当日」という。)後に、当社普通株式の株式分割又は株式併合を行う場合、付与株式数は、以下の算式により調整する。(調整後付与株式数を求める際、1株未満の端数は切り捨てる。)

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \frac{\text{株式分割又は株式併合の比率}}{\text{株式分割又は株式併合の比率}}$$

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降これを適用する。

また、上記の他、割当日後に、当社が合併又は会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は合理的な範囲で適切に付与株式数の調整を行うことができる。

なお、本号における調整は、本新株予約権のうち、当該調整時点において権利行使されていない本新株予約権に係る付与株式数についてのみ行われる。

2. 割当日後に、当社普通株式の株式分割又は株式併合を行う場合、以下の算式により、各本新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの財産の価額（以下「行使価額」という。）を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割又は株式併合の比率}}$$

調整後行使価額は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日（基準日を定めないときは、その効力発生日）の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、当該各行為に係る基準日が定められ、かつ当該各行為が当該基準日以降に開催される当社の株主総会における一定の事項（ただし、剰余金の額を減少して、資本金又は準備金の額を増加することを含む。）に関する承認決議を条件としている場合、調整後行使価額は、当該承認決議をした株主総会の終結の日の翌日以降にこれを適用する。

当社が時価を下回る払込金額で普通株式を発行し、又は自己株式の処分等を行う場合（無償割当ての場合も含む。）（新株予約権の行使に基づく自己株式の譲渡及び株式交換による自己株式の移転の場合を除く。）には、以下の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{1 \text{株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において、「時価」とは、当社普通株式が、国内のいずれかの金融商品取引所に上場される日（以下「株式公開日」という。）の前日以前においては、調整後行使価額を適用する日の前日において有効な行使価額とし、株式公開日以降においては、調整後行使価額が適用される日に先立つ45取引日目に始まる30取引日（終値のない日を除く。）における上場金融商品取引所（ただし、当社普通株式を上場する金融商品取引所が複数の場合は、当該期間における当社普通株式の出来高、値付率等を考慮して最も適切と判断される主たる取引所。）における当社普通株式の普通取引の終値（気配表示を含む。以下同じ。）の平均値（円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。）とする。

また、「既発行株式数」とは、基準日がない場合は調整後行使価額を適用する日の1か月前の日、基準日がある場合は基準日における当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式の総数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、「払込金額」を「処分価額」に読み替えるものとする。

調整後行使価額は、その払込みがなされた日（基準日を定めずに無償割当てを行う場合は、その効力発生日）の翌日以降、募集又は無償割当てのための基準日がある場合は、その日の翌日以降、これを適用する。ただし、当該各行為に係る基準日が定められ、かつ当該各行為が当該基準日以降に開催される当社の株主総会における一定の事項に関する承認決議を条件としている場合、調整後行使価額は、当該承認決議をした株主総会の終結の日の翌日以降にこれを適用する。

さらに、割当日後に、当社が合併又は会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価格の調整を行うことができる。

### 3. 当社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件

当社が消滅会社となる合併契約が当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合には、取締役会決議がなされた場合）、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画が当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合には、取締役会決議がなされた場合）には、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、行使されていない新株予約権を無償で取得することができる。

新株予約権の割り当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）が下記（6）により、新株予約権を行使することができなくなった場合には、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、当該新株予約権者（同人の死亡による場合には、その相続人を含む。）の有する新株予約権を無償で取得することができる。

新株予約権者が書面により新株予約権の全部又は一部を放棄する旨を申し出た場合には、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、当該新株予約権を無償で取得することができる。

【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
2017年6月1日 (注) 1	3,394,235	3,394,235	100,000	100,000	100,000	100,000
2020年3月5日 (注) 2	50,000	3,444,235	53,360	153,360	53,360	153,360

(注) 1. 株式移転により会社が設立されたことによるものであります。

2. 有償一般募集(ブックビルディング方式による募集)

発行価格 1株につき2,320円  
引受価額 1株につき2,134.40円  
資本組入額 1株につき1,067.20円



## (5) 【所有者別状況】

2020年5月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数 100株)								単元未満株式の状況(株)
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)	-	4	17	73	13	3	3,165	3,275	
所有株式数(単元)	-	1,662	1,042	12,943	7,057	9	11,717	34,430	1,235
所有株式数の割合(%)	-	4.83	3.03	37.59	20.50	0.03	34.03	100.00	

(注) 所有株式数の割合は、小数点以下第3位を四捨五入しております。

## (6) 【大株主の状況】

2020年5月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	発行済株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合(%)
投資事業有限責任組合アドバンテッジパートナーズ 号	東京都港区虎ノ門4-1-28	1,135,595	32.97
AP CAYMAN PARTNERS III, L.P. (常任代理人株式会社イントリム)	C/O WALKERS CORPORATE LIMITED, CAYMAN CORPORATE CENTRE, 27 HOSPITAL ROAD, GEORGE TOWN, GRAND CAYMAN, KY1-9008, CAYMAN ISLAND (東京都港区虎ノ門1-15-7)	388,268	11.27
GOLDMAN SACHS INTERNATIONAL (常任代理人ゴールドマン・サックス証券株式会社)	PLUMTREE COURT, 25 SHOE LANE, LONDON EC4A 4AU, U.K. (東京都港区六本木6-10-1)	163,000	4.73
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海1-8-11	110,400	3.21
JAPAN FUND, L.P. (常任代理人株式会社イントリム)	C/O WALKERS CORPORATE LIMITED, CAYMAN CORPORATE CENTRE, 27 HOSPITAL ROAD, GEORGE TOWN, GRAND CAYMAN, KY1-9008, CAYMAN ISLAND (東京都港区虎ノ門1-15-7)	100,203	2.91
資産管理サービス信託銀行株式会社(証券投資信託口)	東京都中央区晴海1-8-12	48,900	1.42
株式会社博全社	千葉県千葉市美浜区新港32-1	43,600	1.27
アドバンテッジパートナーズ投資組合64号	東京都港区虎ノ門4-1-28	33,369	0.97
J Pモルガン証券株式会社	東京都千代田区丸の内2-7-3	24,600	0.71
株式会社SBI証券	東京都港区六本木1-6-1	22,600	0.66
計		2,070,535	60.12

(注) 1. 発行済株式数(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合は、小数点以下第3位を四捨五入しております。

2. 2020年1月30日現在で主要株主であったAP CAYMAN PARTNERS III, L.P.は、2020年3月6日付で主要株主ではなくなりましたが、2020年4月6日付で再び主要株主となっております。

## (7) 【議決権の状況】

## 【発行済株式】

2020年5月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)			
完全議決権株式(その他)	普通株式 3,443,000	34,430	権利内容について何ら限定のない当社における標準となる株式であります。なお、単元株式数は100株であります。
単元未満株式	普通株式 1,235		
発行済株式総数	3,444,235		
総株主の議決権		34,430	

## 【自己株式等】

該当事項はありません。

## 2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条第7号による普通株式の取得

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
当事業年度における取得自己株式		
当期間における取得自己株式	38	54,454

(注) 株主総会決議又は取締役会決議に基づかない取得については、会社法第155条第7号による単元未満株式の買取請求によるものであります。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額(円)	株式数(株)	処分価額の総額(円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式				
消却の処分を行った取得自己株式				
合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取得自己株式				
その他				
保有自己株式数			38	

### 3 【配当政策】

当社は、株主に対する利益還元を最重要課題の一つとして位置づけており、業績、経営基盤の強化及び将来の成長性等を総合的に勘案して、安定的・継続的な利益配当を実施することを基本的な方針としておりますが、当事業年度においては将来の成長のための設備投資を優先するために配当は実施いたしませんでした。今後についても、当面の間は「企業価値の長期的最大化」を目指し、将来の事業拡大に必要不可欠な設備投資、M & A等の成長投資を優先し、そのための内部留保を確保する方針です。内部留保資金につきましては、前述の成長投資に充てる他、今後予想される経営環境の変化に対応できる経営組織体制強化の財源として利用していく予定であります。

将来的には、財政状態及び経営成績、事業展開に備える内部留保とのバランスを勘案し、株主への安定的かつ継続的な利益還元を検討してまいります。配当実施の可能性及びその実施時期等については、現時点で未定であります。

剰余金の配当を行う場合は、年1回の期末配当を基本としており、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に掲げる事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる旨を定款に定めております。また、期末配当の基準日は毎年5月31日、中間配当の基準日は毎年11月30日とし、このほか基準日を定めて剰余金の配当をすることができる旨を定款に定めております。

#### 4 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

##### (1) 【コーポレート・ガバナンスの概要】

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

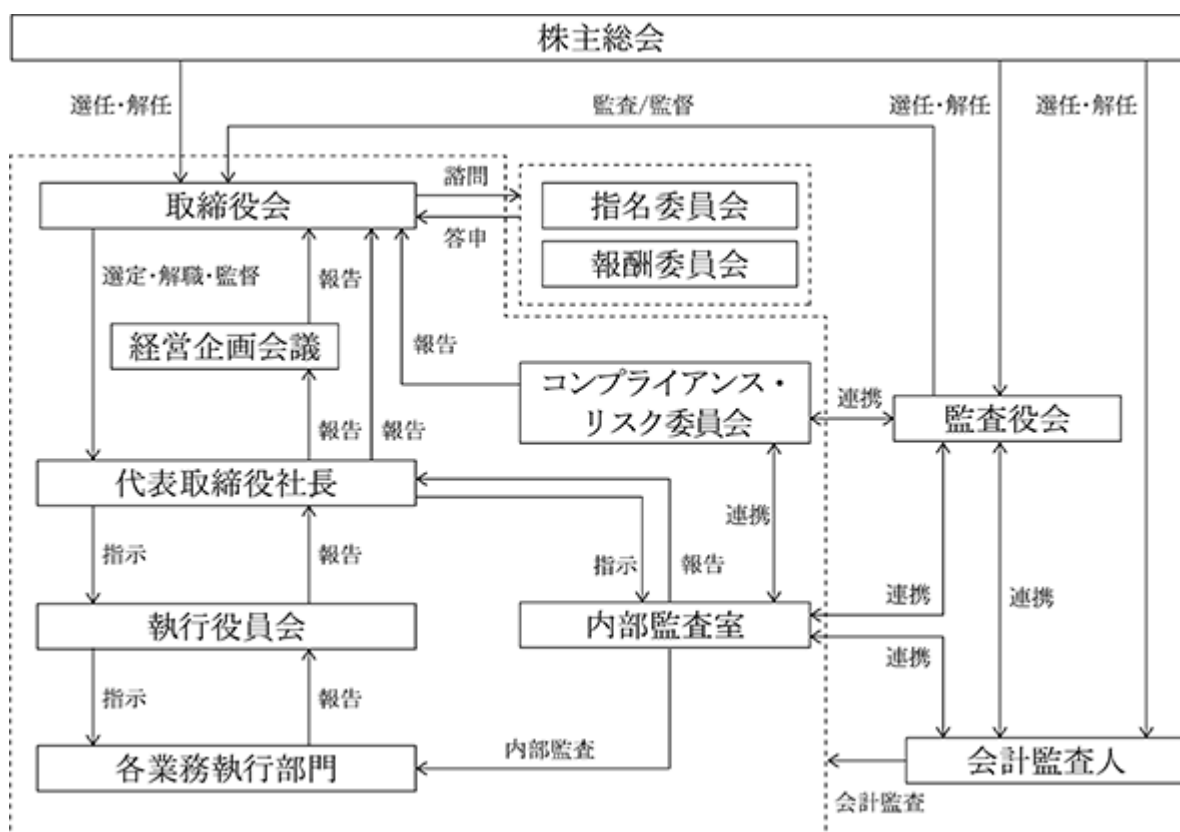
当社の企業理念は「葬儀再生は、日本再生」であります。葬儀を通じて改めて人との結びつきに価値を感じて生きようとする人であふれる世の中の実現を目指し、家族葬を提供することで人と人との絆をつなげ、これを以て社会貢献とすることを経営の基本方針としております。この理念のもと、企業価値を高め信頼される企業としてあり続けるため、適時、適正かつ公平な情報開示に努め、コンプライアンス（法令遵守）の徹底並びに経営の透明性を追求し、経営管理機能の整備、強化を継続して行ってまいります。

当社グループは、後述する「内部統制システムの整備に関する基本方針」に掲げたコンプライアンスの重要性をコーポレート・ガバナンスの基本的な考え方として、株主の権利を重視し、社会的信頼に応えて持続的成長と発展を遂げていくことが重要であるとの認識に立ち、コーポレート・ガバナンスの強化に努めております。

企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由

当社グループは、会社法に基づく機関として、株主総会、取締役会、監査役会を設置しております。また、統治体制を担保するものとして、コンプライアンス・リスク委員会を設置しております。更に、当社グループの中核会社である株式会社家族葬のファミリーの業務執行を協議する執行役員会を加えた各機関が相互に連携することによって、経営の健全性・効率性及び透明性が確保できるものと認識しているため、現状の企業統治体制を採用しております。

(当社グループの企業統治体制図)



##### イ．経営上の意思決定等に係る経営管理組織の構成、決定方法及びプロセス

###### a．取締役会

当社の取締役会は、代表取締役社長兼グループCEO 中道康彰が議長を務め、取締役兼CFO 関本彰大、取締役兼CSO岡崎仁美、社外取締役 松本大輔、社外取締役 三木聖司の取締役5名（うち社外取締役2名）、及び、社外監査役 青木実、社外監査役 柏原智行、社外監査役 寺田芳彦の監査役3名（うち社外監査役3名）で構成されております。取締役会は、原則月1回の定時取締役会を開催する他、必要に応じて臨時取締役会を開催し、迅速な経営上の意思決定を行える体制としております。取締役会は、法令及び定款並びに取締役会規程に定められた事項の他、経営に関する重要事項を決定しております。

###### b．監査役会

当社の監査役会は、社外監査役 青木実、社外監査役 柏原智行、社外監査役 寺田芳彦の監査役3名（うち社外監査役3名）で構成されており、青木実を常勤監査役と定め、ガバナンスのあり方とその運営状況を監視

し、会計監査人や内部監査室と定期的に情報を共有しながら、取締役会への出席や取締役との面談を通じ、取締役の職務の執行を含む日常活動の監査を行っております。

c．経営企画会議

経営企画会議は、取締役会と同一の人員で構成しており、代表取締役社長兼グループCEO 中道康彰が議長を務め、原則月1回開催し、経営全般に関する重要事項について審議しております。具体的な審議事項は、当社及び当社関係会社の経営に関しての重要な事項、取締役会より委嘱された事項となります。

d．執行役員会

当社子会社の株式会社家族葬のファミリーの会議体である執行役員会は、代表取締役社長兼グループCEO 中道康彰が議長を務め、取締役兼CFO 関本彰大、取締役兼CSO 岡崎仁美、当社経営管理本部長 下田啓明、株式会社家族葬のファミリー執行役員兼北海道支社長兼都市総合支社長 宮本和信、同執行役員兼千葉支社長 高尾幸雄、同執行役員兼愛知支社長 安藤徹舟、同執行役員兼宮崎支社長 萩原智秀、同執行役員兼熊本支社長 内田一平、同執行役員兼マーケティング本部長 手塚厚、及び株式会社花駒代表取締役社長 上野雄一郎で構成されており、原則月1回開催し、支社及び子会社の業績、並びに執行役員の業務執行状況について現況をモニタリングし、重要事項について審議しております。

e．内部監査室

当社は、経営診断の見地から、当社の財産及び業務状況を定期的に把握することで経営の合理化・効率化・適正化を図ることを目的として、他の業務部門から独立した代表取締役社長直轄の内部監査室を設置しております。内部監査室は専任の内部監査室長 藍田哲也1名で構成されております。内部監査室においては、当社グループの業務全般について会計や業務の適正性等に関する内部監査を行っております。

内部監査の実施にあたっては、前年度末までに監査方針案及び監査計画書案を立案し、代表取締役社長の承認を得ております。内部監査の結果は代表取締役社長に報告し、代表取締役社長からの改善指示を被監査部門責任者に通知し、改善指示書兼改善報告書の作成・報告について指示及びフォローアップを行っております。

また内部監査室長は、監査役会及び会計監査人と情報共有を行うなど連携を密にし、当社経営上の課題把握に努めております。

f．コンプライアンス・リスク委員会

コンプライアンス・リスク委員会は、執行役員会と同一の人員で構成しており、代表取締役社長兼グループCEO 中道康彰が委員長を務め、四半期毎の定例会を開催し、コンプライアンス・リスクの発生状況をモニタリングしております。

g．指名・報酬委員会

指名・報酬委員会は、取締役の指名や報酬等に関する手続の公正性・透明性・客観性を確保するために設置した、取締役会の任意の諮問機関であります。指名・報酬委員会は、代表取締役社長兼グループCEO中道康彰を含む5名以上の委員で構成し、その過半数は社外役員（社外取締役ならびに社外監査役）としております。

h．取締役会の定数

当社の取締役は3名以上10名以内とする旨定款に定めております。

i．取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨、及び累積投票によらない旨をそれぞれ定款で定めております。

j．株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款で定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を目的とするものであります。

ロ．内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備・運用状況又は準備状況

当社は業務の適正性を確保するための体制として、2018年5月28日の取締役会及びその後の取締役会にて「内部統制システムの整備に関する基本方針」の制定及び改定の決議を行っており、現在その基本方針に基づき内部統制システムの運用を行っております。その概要は以下のとおりであります。

a．取締役・使用人の職務執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

- (a) 取締役は、経営理念、基本的使命及び行動規範を率先垂範し、従業員の周知徹底、教育啓発を継続し、法令遵守を最優先とする企業風土を醸成する。
- (b) 取締役は、コンプライアンスに関する社内規程等に従い、担当責任部門は社内の意思決定プロセス及び業務執行において、会社全体を横断する調査、監督指導を行う。
- (c) 取締役の職務執行状況は、監査に関する規程及び監査計画に基づき監査役の監査を受け、監査役は取締役に対し、必要に応じて改善を助言又は勧告する。
- (d) 取締役が他の取締役の法令・定款違反行為を発見した場合には、直ちに監査役及び取締役会に報告する。
- (e) 社長直属部門として内部監査業務を専任所管する部門（以下「内部監査部門」という）を設けており、年度監査計画に基づいて専任担当者が監査を実施し、被監査部門に対する問題点の指摘、業務改善の提案、その実現の支援を行うと同時に、内部監査の内容は社長以下関係役員及び監査役にも報告され、経営力の強化を図る。
- (f) 必要に応じて法律・会計等の外部の専門家を起用し、法令・定款違反行為を未然に防止する。
- (g) 当社の事業活動又は取締役及び従業員の法令遵守上疑義のある行為等について、従業員が直接通報を行うことのできる手段を設け、コンプライアンスに関する相談や不正行為等の通報を受け付けるとともに、通報者の人事上の保護を徹底した内部通報に関する制度を運用する。
- (h) 財務報告の信頼性を確保し、適時適切な開示を行うため、「経理規程」をはじめとする諸規程を制定し、「会社法」及び「金融商品取引法」並びに関連法令を遵守する体制を構築する。

b．取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- (a) 取締役の職務の執行に係る情報及び文書の取扱いは、法令及び社内規程等に定めるところにより、適切かつ検索性の高い状態で記録・保存・管理され、必要に応じて運用状況の検証、各規定等の見直し等を行う。
- (b) 取締役・監査役は、必要に応じて文書等を閲覧できる。

c．損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (a) リスク管理に関する規程（リスクマネジメント基本規程）を制定又は改定し、当社の事業活動において想定される各種リスクを検討する組織及び責任者を定め、適切に評価・管理する体制を構築する。なお、新たに生じたリスクについては、対応責任者を定め、速やかに対応するものとする。
- (b) 不測事態が発生した場合には、社長指揮下の対策本部を設置し、迅速な対応を行い、損害の拡大を防止する体制を整えるものとする。

d．取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (a) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、取締役会を月1回定時に開催するほか、適宜臨時に開催するものとする。また、経営に関する重要事項については、事前に社長と、定められたミーティングで議論を行い、その審議を経て、取締役会で執行決定を行うものとする。
- (b) 取締役会の決定に基づく業務執行については、組織規程、業務分掌規程、職務権限規程において、それぞれの責任者及びその責任、執行手続きの詳細について定めるものとする。
- (c) 経営理念の実現に向け、内外の環境を考慮し策定する中期業務計画に基づき、年度計画及び業務目標を明確にし、各業務が執行されている。
- (d) 取締役会は、財務報告とそれに係る内部統制に関して、経営者を適切に監督・監視する責任があることを認識し、実行する。
- (e) 適正な財務報告を確保するために、金融商品取引法その他適用のある国内外の法令に基づき、評価、維持、改善等を行う。

e．監査役が補助すべき使用人をおくことを求めた場合における当該使用人に関する体制並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項

- (a) 当社の内部監査部門が監査役の求めに応じて監査役の職務を補助する。
- (b) 監査役が補助者の採用を希望する場合は、取締役と監査役が協議し、決定する。
- (c) 監査役より監査役を補助することの要請を受けた内部監査部門の従業員は、その要請に関して、取締役及

び上長等の指揮・命令を受けないものとする。

- (d) 当該従業員の人事異動、人事評価及び懲戒処分は、監査役の同意を得なければならないものとする。
- f . 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制
  - (a) 常勤監査役は、取締役会の他、重要な意思決定プロセス及び業務の執行の状況を把握するため、重要な会議に出席するとともに、主要な決裁を求める書面その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役及び従業員にその説明を求める。
  - (b) 取締役及び従業員は、監査役の求めに応じて速やかに業務執行状況を報告する。
  - (c) 取締役は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときは直ちに監査役に報告する。内部通報制度により通報された重要な件についても同様とする。
  - (d) 監査役は、取締役会に出席し、適宜意見を述べる。
  - (e) 内部監査部門が実施した監査結果について監査役に報告する。
- g . その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
  - (a) 監査役、監査法人及び内部監査部門は意見交換の場を持ち、相互の連携を図っている。
  - (b) 代表取締役と監査役は、相互の意思疎通を図るために定期的な会合を持っている。
  - (c) 監査役は、取締役、部門長、従業員から必要に応じてヒアリングを実施する。
- h . 反社会的勢力との関係遮断  
常に社会的良識を備えた行動に努めるとともに、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会勢力とは一切関係を遮断し、全社一体の毅然とした対応を徹底する。
- i . 当社及びその連結子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
  - (a) 企業集団における業務の適正を確保するための体制として、関係会社管理規程を定め、関係会社の管理は経営管理本部が行い、関係会社に重要な法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実等が発見された場合は、経営管理本部長を通じて、遅滞なく取締役会に報告する。
  - (b) 内部監査室部門の責任者は、内部監査規程に基づき関係会社の監査を定期的実施し、その結果について社長に報告する。また、関係会社に重要な法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実等が発見した場合、遅滞なく社長を通じて、取締役会に報告し、同時に監査役会へ報告する。各監査役は、取締役、部門長、従業員から必要に応じてヒアリングを実施する。
  - (c) 内部統制システムを整備するに当たっては、当社グループ全体に亘る体制を整備する。
- j . 監査役へ報告したものが当該報告をしたことを理由として不利な扱いを受けないことを確保する体制
  - (a) 会社におけるコンプライアンス違反行為の防止及び早期発見による自浄機能の向上を図り、会社の社会的信頼の確保に資することを目的とし、内部通報制度に関する規程を定める。
  - (b) 監査役は、重要な情報が監査役にも提供されているか及び通報を行った者が通報を行ったことを理由として不利な取扱いを受けないことが内部通報制度において確保されているかを確認し、その内部通報制度が企業集団を含め有効に機能しているかを監視し検証しなければならないものとする。
- k . 監査役職務の遂行について生ずる費用又は債務の処理、費用の前払又は償還の手続きに係る方針  
監査役は、その職務の執行について生ずる費用（外部の専門家の助言に関する費用を含む）について、会社から前払又は償還を受けることができることを監査役監査基準に定める。

#### 八．リスク管理体制の整備の状況

「コンプライアンス規程」及び「リスクマネジメント基本規程」を制定し、リスクの顕在化を予防するとともに、リスクが顕在化した際の迅速かつ適切な措置を講じる体制を構築いたします。

#### 二．子会社の業務の適正を確保するための体制整備の状況

当社は以下の体制を整備することで、子会社の業務の適正を確保するよう努めております。

- a . 執行役員会を原則月1回開催し、当社の常勤取締役も出席することで、子会社の代表取締役社長や執行役員から子会社の経営状況について定期的に報告を受け、業務の適正を確保する。
- b . コンプライアンス・リスク委員会を四半期に1回開催し、当社の常勤取締役も出席することで、子会社の代表取締役社長や執行役員から子会社のコンプライアンス問題及びリスク懸念について定期的に報告を受け、リスクの顕在化を予防するとともに、リスクが顕在化した際の迅速かつ適切な措置を講じる体制を整備する。
- c . 当社の監査役は、子会社の内部統制システムが適切に整備されているかに留意し、必要に応じて法令等に定める権限を行使し、子会社の調査等を行う。



d．内部監査室は、定期的又は臨時に子会社の内部監査を実施し、内部統制の整備を推進するとともに、改善策の指導、実施の支援・助言等を行う。

#### ホ．反社会的勢力の排除に向けた具体的な取組み状況

##### a．反社会的勢力との取引排除に向けた基本的な考え方

「企業行動規範」及び「反社会的勢力対応規程」を定め、代表取締役社長以下、組織全員が一丸となって反社会的勢力の排除に取り組んでおります。

##### b．反社会的勢力との取引排除に向けた整備状況

(a)「企業行動規範」において反社会的勢力に対する組織的な危機管理の徹底を宣言し、「反社会的勢力対応規程」において具体的な対応方針と対応方法を定めております。

(b) 社会的勢力の排除に関する最高責任者を代表取締役社長とし、実際の業務における対応部門を経営管理本部、対応責任者を経営管理本部長とするなど、反社会的勢力の排除に向けた社内体制を構築しております。

(c) 職員及びすべての取引先について、定期的に、外部関係機関を通じて過去の犯罪履歴データに基づいた反社会的勢力との関係性の確認を行っております。

(d) 社会的勢力からの不当要求を防止するため、契約書等に反社会的勢力の排除条項を挿入するほか、反社会的勢力からの不当要求に備え、平素から警察、公益社団法人警視庁特殊暴力防止対策連合会（特防連）、弁護士等の外部専門機関と密接な連携関係を構築しております。

なお、2018年8月末付で役員及び従業員（パート社員含む）390名、取引先993件の調査を完了し、以降の新規入社者及び新規取引先についても同様の調査を実施し、事前に反社会的勢力との関係がないことを確認しております。また、2019年7月末に継続取引先306件について同様の調査を実施しており、今後についても毎事業年度に調査を実施してまいります。

#### ヘ．責任限定契約の内容の概要

当社と、取締役（業務執行取締役等である者を除く）及び監査役並びに会計監査人は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等である者を除く）及び監査役並びに会計監査人との間に、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができるとしております。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める範囲内とする旨定款に定めております。

なお、当社は当社定款の規定に基づき、社外取締役2名、社外監査役3名と責任限定契約を締結しております。

#### ト．剰余金の配当等の決定機関

当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に掲げる事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる旨、また取締役会の決議によって毎年11月30日を基準日として中間配当を行うことができる旨をそれぞれ定款に定めております。これは、剰余金の配当等を取締役会の権限とすることにより、株主への機動的な利益還元を行うことを目的とするものであります。

#### チ．取締役及び監査役並びに会計監査人の責任免除

当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、取締役（取締役であったものを含む）及び監査役（監査役であったものを含む）並びに会計監査人（会計監査人であったものを含む）の会社法第423条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任賠償限度額を控除して得た額を限度額として免除することができる旨定款に定めております。これは、取締役及び監査役並びに会計監査人が職務を遂行するにあたり、その能力を十分発揮して、期待される役割を果たしうる環境を整備することを目的とするものであります。

#### リ．自己の株式の取得

当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる旨を定款に定めております。これは、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を可能とすることを目的とするものであります。



## (2) 【役員の状況】

## 役員一覧

男性7名 女性1名(役員のうち女性の比率12.5%)

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数(株)	
代表取締役社長 兼 グループCEO (最高経営責任者)	中道 康彰	1967年2月2日	1990年4月	(株)リクルート(現(株)リクルートホールディングス)入社	(注) 3	-
			2002年4月	(株)リクルートコンピュータパブリッシング(現(株)リクルートメディアコミュニケーションズ)出向、同社関西事業部部長		
			2003年4月	(株)リクルートメディアコミュニケーションズ出向、同社関西事業部事業部長		
			2003年7月	同社HR事業部事業部長		
			2003年10月	同社転籍		
			2005年4月	同社執行役員		
			2010年4月	同社代表取締役社長 (株)リクルートホールディングス転籍		
			2012年10月	(株)リクルートコミュニケーションズ代表取締役社長		
			2013年4月	(株)リクルートキャリア転籍、同社執行役員新卒事業本部長		
			2016年7月	(株)ジョブダイレクト取締役 (株)エポック・ジャパン(現(株)家族葬のファミリー)取締役COO		
			2016年9月	同社 取締役副社長		
			2017年6月	同社 代表取締役社長(現任)		
			2017年6月	当社 代表取締役社長		
2018年4月	(株)花駒 代表取締役会長					
2018年11月	当社 代表取締役社長兼グループCEO(最高経営責任者)(現任)					
2020年8月	(株)花駒 取締役会長(現任)					

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数(株)
取締役兼CFO (最高財務責任者)	関本 彰大	1964年9月6日	1990年10月 青山監査法人プライス ウォーターハウス入所 1996年3月 公認会計士登録 1999年10月 (株)インプレスホールディング グス 入社 2003年6月 同社取締役CFO 2004年6月 (株)近代科学社取締役 2005年2月 (株)編集工学研究所取締役 2005年3月 (株)メディカルトリビューン 取締役 2006年2月 (株)Impress Comic Engine 取 締役 2006年9月 インプレステクノロジー北 京董事 2006年11月 (株)山と溪谷社取締役 2007年7月 (株)インプレスホールディ グス代表取締役CFO 2007年9月 (株)インプレスコミュニケー ションズ(現(株)インプレ ス)代表取締役社長 2007年9月 (株)Impress Watch(現(株)イン プレス)代表取締役社長 2007年9月 (株)編集工学研究所代表取締 役社長 2007年9月 (株)インプレスホールディ グス代表取締役社長 2009年4月 (株)山と溪谷社代表取締役社 長 2013年10月 (株)IAD代表取締役社長 2014年7月 (株)Impress Professional Works 代表取締役社長 2014年7月 (株)インプレス代表取締役社 長 2016年6月 (株)インプレスホールディ グス 相談役 2017年10月 (株)エポック・ジャパン(現 (株)家族葬のファミリーユ)取 締役(現任) 2017年12月 当社 取締役 2018年4月 (株)花駒 取締役 2018年11月 当社取締役兼CFO(最高財務 責任者)(現任)	(注) 3	-
取締役兼CSO (最高戦略責任者)	岡崎 仁美 (戸籍名: 田中 仁美)	1971年1月30日	1993年4月 (株)リクルート(現(株)リク ルートホールディングス) 入社 2002年10月 同社転職情報誌「ビーイン グ」関東版 副編集長 2004年4月 同社転職サイト「リクナビ NEXT」編集長 2006年4月 同社首都圏HRカンパニー カ ンパニーオフィサー 2007年11月 同社就職サイト「リクナ ビ」編集長 2012年10月 (株)リクルートキャリア転籍 2013年4月 同社新卒事業本部事業企画 部長兼「就職みらい研究 所」所長 2018年4月 (株)ベクトル入社 経営戦略 本部長兼人財開発本部長 2018年7月 (株)スマートメディア取締役 (株)あしたのチーム取締役 2019年3月 当社 取締役兼CSO(最高戦 略責任者)(現任) 2019年3月 (株)家族葬のファミリーユ取締 役(現任)	(注) 3	-

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数(株)
取締役	松本 大輔	1974年3月4日	1997年4月 マッキンゼーアンドカンパニー インクジャパン入社 2005年7月 同アソシエート・プリンシパル 2007年10月 ブーズ・アンド・カンパニー(株) シニアエグゼクティブ・アドバイザー 2009年10月 ルートエフ・パートナーズ(株)設立 代表取締役(現任) 2017年7月 (株)メガネスーパー取締役(現任) 2017年8月 金融庁金融研究センター特別研究員 2017年11月 (株)ビジョナリーホールディングス取締役(現任) 2019年7月 当社 取締役(現任)	(注)3	-
取締役	三木 聖司	1979年8月3日	2003年4月 (株)産業経済新聞社入社 2005年4月 (株)日本経済新聞社入社 2007年11月 野村證券(株)入社 2011年7月 S M B C 日興証券(株)入社 2013年2月 (株)アドバンテッジパートナーズ入社(現任) 2014年4月 (株)カスタマーリレーションマーケティング監査役 2014年7月 (株)C R T Mホールディングス監査役 2016年8月 (株)エポック・ジャパン(現(株)家族葬のファミリーユ)監査役 2017年12月 当社監査役 2019年9月 (株)カジ・コーポレーション取締役(現任) 2020年8月 (株)家族葬のファミリーユ取締役(現任) 2020年8月 当社取締役(現任)	(注)3	-

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数(株)
常勤監査役	青木 実	1958年10月1日	1982年4月 野村證券(株)(現 野村ホールディングス(株))入社 2001年10月 同社 営業相談室長兼総務審理室長 2004年4月 同社 執行役 営業業務本部支店経営担当(東京)兼本店長 2008年10月 同社 執行役員 名古屋支店長 2009年4月 野村ビジネスサービス(株) 執行役員副社長 2011年4月 同社 取締役副社長 2013年4月 野村證券(株) 顧問 2014年6月 (株)野村総合研究所 常勤監査役 2018年6月 同社 理事 2019年6月 当社 常勤監査役(現任) 2019年6月 (株)家族葬のファミリーユ 常勤監査役(現任)	(注) 4	-
監査役	柏原 智行	1972年9月19日	2000年10月 弁護士登録 2000年10月 石井法律事務所 入所(現任) 2018年8月 当社 監査役(現任)	(注) 4	-
監査役	寺田 芳彦	1971年1月30日	1993年4月 三菱信託銀行(株)(現 三菱UFJ信託銀行(株))入社 2001年11月 KPMG ピートマーウィック(株) 入社 2002年9月 (有)マスターズ・トラスト会計社 入社 2004年1月 (株)ユナイテッド・パートナーズ会計事務所 取締役 2006年4月 トラスティーズ・コンサルティング有限責任事業組合 組合員(現任) トラスティーズ・寺田松崎会計事務所 パートナー(現任) トラスティーズ・アドバイザリー(株) 代表取締役(現任) (有)エムケイホーム 宅建主任従事者 2009年2月 パシフィックコマーシャル(株) 社外監査役 2019年8月 当社 監査役(現任)	(注) 4	-
計					-

- (注) 1. 取締役松本大輔及び取締役三木聖司は、社外取締役であります。
2. 監査役青木実、柏原智行及び寺田芳彦は、社外監査役であります。
3. 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度に係る定時株主総会の終結の時までであります。
4. 監査役任期は、2019年11月15日から2023年5月31日に終了する事業年度に係る定時株主総会の終結の時までであります。
5. 当社の子会社である株式会社家族葬のファミリーユでは、取締役会の一層の活性化を促し、取締役会の意思決定・業務執行の監督機能と各支社の業務執行機能を明確に区分し、経営効率の向上を図るために執行役員制度を導入しております。執行役員は6名で、北海道支社長兼都市総合支社長宮本和信、千葉支社長高尾幸雄、愛知支社長安藤徹舟、熊本支社長内田一平、宮崎支社長萩原智秀、マーケティング部長手塚厚で構成されています。

## 社外役員の状況

当社は、社外役員を選任するための独立性に関する基準又は方針として明確に定めたものではありませんが、選任にあたっては、経歴や当社との関係を踏まえて、当社経営陣からの独立した立場で社外役員としての職務を遂行できる十分な独立性が確保できることを前提に判断しております。

### a．社外取締役の員数と当社の関係

当社の社外取締役は、松本大輔、三木聖司の2名であります。

松本大輔は、株式会社ビジョナリーホールディングスの取締役を務めており、経営コンサルタントとして企業経営に関する豊富な知識と経験も有していることから、コーポレート・ガバナンスの強化に適任であると判断し選任しております。なお、当社と同社又は同氏との間で人的関係、資本的关系、取引関係及びその他の利害関係はありません。

三木聖司は、株式会社アドバンテッジパートナーズのディレクターを務めており、同社は当社上場前からの株主である4つのファンドに対してサービスを提供しております。同氏は過去に当社監査役としての実績もあり、複数の事業法人の監査役経験も有していることから、コーポレート・ガバナンスの強化に適任であると判断し選任しております。なお、当社と同氏との間で人的関係、資本的关系、取引関係及びその他の利害関係はありません。

### b．社外監査役の員数と当社の関係

当社の社外監査役は、青木実、柏原智行、寺田芳彦の3名であります。

青木実は、証券業界及び上場企業の監査役の経験を有しており、コーポレート・ガバナンスに関する豊富な知識と経験を、当社における監査に活かして頂けるものと判断し選任しております。同氏は、兼職状況はありません。なお、当社と同氏との間で人的関係、資本的关系、取引関係及びその他の利害関係はありません。

柏原智行は、石井法律事務所の弁護士として長年企業法務に携わっており、そこで得られた豊富な知識と経験を、当社における監査に活かして頂けるものと判断し選任しております。なお、当社と同所又は同氏との間で人的関係、資本的关系、取引関係及びその他の利害関係はありません。

寺田芳彦は、公認会計士として会計事務所のパートナーを務め、長年会計監査業務に携わっており、そこで得られた豊富な知識と経験を、当社における監査に活かして頂けるものと判断し選任しております。なお、当社と同所又は同氏との間で人的関係、資本的关系、取引関係及びその他の利害関係はありません。

## 社外取締役又は社外監査役による監督又は監査と内部監査、監査役監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

社外取締役は、取締役会を通じて内部監査室から適宜報告を受ける等の連携を図っております。

社外監査役は、会計監査人及び内部監査室から監査の方法と結果について報告を受ける他、適宜情報交換を行い相互の連携を図っております。またコンプライアンス・リスク委員会に出席し、委員長や委員からコンプライアンス・リスクの発生状況の報告を受け、コンプライアンス・リスクへの対応状況を把握しております。これらの活動を通じて調査する必要の認められる案件、迅速に対処すべき案件等を見極め、合理的及び効率的な監査に努めております。

## (3) 【監査の状況】

## 監査役監査の状況

当社グループの監査役は、常勤監査役1名、非常勤監査役2名の計3名全員が社外監査役で構成されており、取締役会その他の重要な会議に出席するほか、必要に応じて役職員に対して報告を求め、取締役の職務執行に関して厳正な監査を行っております。監査役については、監査体制の中立性・独立性を確保するため、取締役の職務執行を客観的な立場から監査し、公正な視点で意見形成ができる人材を選任しております。監査役会は、監査の方針その他監査に関する重要事項の協議・決定及び監査意見の形成・表明を行っております。監査役は、会計監査人から監査計画、監査実施状況の報告を受けるほか、当社の内部監査部門である内部監査室から内部監査結果の報告及び各種規程の遵守状況のモニタリング結果等の内部統制の状況に関する報告を受けるなど、会計監査人及び内部監査室と連携して監査を進めております。

また、監査役による監査が実効的に行われることを確保するため、内部監査室長が常勤監査役の指示により適切にサポートができる体制となっております。

なお、監査役柏原知行は、弁護士としてコーポレート・ガバナンスに関する相当程度の知見を有しており、監査役寺田芳彦は、公認会計士の資格を持っており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

## 監査役及び監査役会の活動状況

監査役会は、原則として毎月1回開催するほか必要に応じて臨時に開催しており、監査役会の平均所要時間は60分から70分であります。当事業年度においては15回開催され、個々の監査役の出席状況については次のとおりです。

区分	氏名	監査役会への出席状況（注）
常勤監査役	青木 実	全14回中13回
監査役	柏原 知行	全15回中15回
監査役	寺田 芳彦	全12回中12回

（注）常勤監査役青木実の監査役会出席状況は2019年6月24日就任以降に開催された監査役会を、また監査役寺田芳彦の監査役会出席状況は2019年8月26日就任以降に開催された監査役会を、それぞれ対象としております。

監査役会における主な検討事項は、監査の方針および監査実施計画、監査状況、内部統制システムの整備・運用状況、会計監査人の監査の方法および結果の相当性等であります。

常勤監査役は、常勤者としての特性を踏まえ、取締役会や経営企画会議その他重要な会議に出席するとともに、議事録や重要な決裁書類の閲覧、当社各部門及び子会社の国内拠点の往査を行う等、監査環境の整備及び社内情報の収集に積極的に努め、内部統制システムの構築・運用の状況を日常的に監視・検証するとともに、監査役会において他の監査役と情報の共有及び意思の疎通を図っております。また、代表取締役との意見交換も毎月実施しております。

非常勤の監査役は、取締役会や経営企画会議等の重要会議に出席するとともに、代表取締役をはじめとする経営陣、内部監査室及び会計監査人との意見交換をおこない、専門的知見に基づき、中立・独立の立場から監査意見を形成しております。

## 内部監査の状況

当社グループにおける内部監査は、内部監査室長1名にて実施しております。内部監査室においては、当社グループの業務全般について会計や業務の適正性等に関する内部監査を行っております。内部監査の実施にあたっては、前年度末までに監査方針案及び監査計画書案を立案し、代表取締役社長の承認を得ております。内部監査の結果は代表取締役社長に報告し、代表取締役社長からの改善指示を被監査部門責任者に通知し、改善指示書兼改善報告書の作成・報告について指示及びフォローアップを行っております。

また内部監査室長は、監査役会及び会計監査人と定期的に情報共有を行うなど連携を密にする他、コンプライアンス・リスク委員会での報告内容を把握し、コンプライアンス・リスクへの対応状況を把握することで、当社経営上の課題把握に努めております。

## 会計監査の状況

## a. 監査法人の名称

太陽有限責任監査法人



b. 継続監査期間

3年間

c. 業務を執行した公認会計士

業務を執行した公認会計士の氏名	所属する監査法人名
佐藤 健文	太陽有限責任監査法人
篠塚 伸一	太陽有限責任監査法人

d. 監査業務に係る補助者の構成

当社の会計監査業務に係る補助者は、公認会計士2名、その他数名であります。

e. 監査法人の選定方針と理由

当社監査役会は、会計監査人の監査活動の体制とその独立性、監査品質並びにその報酬の妥当性などを確認して評価を行い、会計監査人の選任及び再任の是非を判断しております。当事業年度においてもこれらの要素を確認し、太陽有限責任監査法人の再任を決定しております。また、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当し解任が相当と認められる場合には、監査役会は、監査役全員の同意により解任いたします。上記の場合のほか、会計監査人に適正な監査の遂行に支障をきたす事由が生じたと認められる場合には、監査役会は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任の議案の内容を決定いたします。

f. 監査役及び監査役会による監査法人の評価

監査役会は、2019年11月14日開催の監査役会で決議した「会計監査人選定・評価基準」に基づいて監査法人に対して評価を行っております。なお、当社の会計監査人である太陽有限責任監査法人につきましては、独立性・専門性ともに問題はなく、当社の会計監査人として適切であると評価しております。

g. 会計監査人の業務停止処分に係る事項

該当する事項はありません。

監査報酬の内容等

a. 監査公認会計士等に対する報酬

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)
提出会社	9,983		28,000	1,500
連結子会社	14,116			
計	24,100		28,000	1,500

当社における非監査業務の内容は、新規上場に係るコンフォートレター作成業務であります。

b. 監査公認会計士等と同一のネットワークに対する報酬（aを除く）

(a) 前連結会計年度

該当事項はありません。

(b) 当連結会計年度

該当事項はありません。

c. その他の重要な監査証明業務に基づく報酬の内容

(a) 前連結会計年度

該当事項はありません。

(b) 当連結会計年度

該当事項はありません。

d. 監査報酬の決定方針

当社の監査公認会計士等に対する監査報酬の決定方針としましては、監査役会が、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行った上で、会計監査人の報酬等の額について同意の判断を行っております。

e. 監査役会が会計監査人の報酬等に同意した理由

当社の監査役会が会社法第399条第1項の同意をした理由は、監査の有効性と効率性に配慮されており、監査報酬の水準は適切と判断したためであります。

(4) 【役員の報酬等】

役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

取締役の報酬は、株主総会で決議された取締役の報酬総額に基づき、代表取締役社長が取締役会の一任を受け、業績に対する権限と責任の範囲を勘案し、個別にその額を決定しております。また監査役の報酬は、株主総会で決議された監査役の報酬総額に基づき、監査役会にて個別にその額を決議しております。

社外取締役を除く取締役の報酬につきましては、「固定報酬」である基本報酬のほかに、業績への貢献度に応じて変動する「業績連動報酬」及び長期インセンティブとなる「譲渡制限付株式報酬」によって構成されております。業績連動報酬は業績向上に対するインセンティブとして有効に機能するよう、そのバランスに配慮するとともに、その水準は、同業あるいは同規模の他企業と比較するなどして、当社の業績に見合った水準を設定しております。

業績連動報酬は、業績指標として日本基準の連結EBITDA実績の対予算達成率を採用し、当該指標に連動させて決定しております。具体的な算定方法は各取締役が当社と締結した委任契約書に基づいており、実績が予算と等しい場合（対予算達成率100%）の報酬額を基準額とし、基準額に対予算達成率を乗じた額を業績連動報酬としております。なお、業績指標を日本基準の連結EBITDA実績の対予算達成率とした理由は、当社グループは連結キャッシュ・フローの最大化を重要な業績目標としており、連結キャッシュ・フローに近似した日本基準の連結EBITDAを業績管理の指標と定めているためであります。

当連結会計年度における日本基準の連結EBITDA予算は1,250,000千円であり、実績の対予算達成率は83.9%でした。

なお、取締役の報酬等に関する手続きの公正性・透明性・客観性を確保し、コーポレート・ガバナンス体制の充実を図るために、2020年5月18日付で取締役会の任意の諮問機関である指名・報酬委員会を設置しております。

役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)		対象となる 役員の員数 (名)
		固定 報酬	業績連動 報酬	
取締役 (社外取締役を除く)	74,499	74,499		4
監査役 (社外監査役を除く)				
社外取締役	5,250	5,250		1
社外監査役	15,158	15,158		4
合計	94,907	94,907		9

(注) 1. 報酬等の額には、2019年6月30日付で辞任した社外監査役山本直樹及び2019年8月26日付で退任した取締役高見信光の報酬を含んでおります。

2. 社外取締役村上大輔は無報酬であるため記載してございません。

3. 2019年11月15日付で退任した社外取締役馬場勝也及び社外取締役末原俊哉、ならびに2019年8月26日付で辞任した社外監査役三木聖司は、いずれも無報酬であったため記載してございません。

4. 当連結会計年度における取締役（社外取締役を除く）の報酬限度額は、2018年8月27日開催の第1定期時株主総会決議により、年額150,000千円以内と定められております。取締役の報酬等の額の決定過程に関する取締役会の活動内容については、2019年8月26日開催の取締役会決議により代表取締役社長中道康彰に一任し報酬額を決定しております。

5. 当連結会計年度における監査役の報酬限度額は、2019年8月26日開催の第2回定時株主総会における決議により、年額50,000千円以内と定めております。
6. 2020年8月28日開催の第3回定時株主総会における決議により、取締役の報酬総額を年額300,000千円以内（うち社外取締役の報酬額は年額50,000千円以内）と改定しております。

役員ごとの連結報酬等の総額等

連結報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。

使用人兼務役員の使用人給与のうち、重要なもの

使用人兼務役員が存在しないため、記載しておりません。

(5) 【株式の保有状況】

投資株式の区分の基準及び考え方

当社は、保有目的が純投資目的の株式、及び純投資目的以外の目的の株式のいずれも保有しておりません。

保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

該当事項はありません。

保有目的が純投資目的である投資株式

該当事項はありません。

## 第5 【経理の状況】

### 1 連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

(1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号。以下「連結財務諸表規則」という。)第93条の規定により、国際会計基準(以下「IFRS」という。)に準拠して作成しております。

(2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しております。

また、当社は、特例財務諸表提出会社に該当するため、財務諸表等規則第127条の規定により財務諸表を作成しております。

### 2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度(2019年6月1日から2020年5月31日まで)の連結財務諸表及び事業年度(2019年6月1日から2020年5月31日まで)の財務諸表について、太陽有限責任監査法人により監査を受けております。

### 3 連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組み及びIFRSに基づいて連結財務諸表等を適正に作成することができる体制の整備について

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組み及びIFRSに基づいて連結財務諸表等を適切に作成することができる体制の整備を行っております。その内容は以下のとおりであります。

(1) 会計基準等の内容や変更等を適切に把握し、又は会計基準等の変更等についての確に対応できる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構の公表する会計基準等に係る情報を適時に取得するとともに、監査法人及び各種団体の主催する研修等への参加並びに会計専門誌の定期購読等により、専門知識の蓄積に努めております。

(2) IFRSの適用については、国際会計基準審議会が公表するプレスリリースや基準書を随時入手し、最新の基準の把握を行っております。また、IFRSに基づく適正な連結財務諸表を作成するために、IFRSに準拠したグループ会計方針を作成し、これに基づいて会計処理を行っております。

1 【連結財務諸表等】

(1) 【連結財務諸表】

【連結財政状態計算書】

(単位：千円)

	注記	前連結会計年度 (2019年5月31日)	当連結会計年度 (2020年5月31日)
<b>資産</b>			
<b>流動資産</b>			
現金及び現金同等物	8	696,823	513,863
営業債権及びその他の債権	9	159,323	171,449
棚卸資産	10	31,735	33,612
その他の流動資産	11	32,676	52,225
流動資産合計		920,559	771,149
<b>非流動資産</b>			
有形固定資産	12, 15	2,918,855	3,111,150
使用权資産	14	8,569,285	9,312,581
のれん	13, 15	3,625,667	3,625,667
無形資産	13	78,561	99,181
その他の金融資産	16	339,850	388,688
繰延税金資産	17	207,719	216,464
その他の非流動資産	11	17,002	15,665
非流動資産合計		15,756,944	16,769,399
資産合計		16,677,503	17,540,549

(単位：千円)

	注記	前連結会計年度 (2019年5月31日)	当連結会計年度 (2020年5月31日)
<b>負債及び資本</b>			
<b>負債</b>			
流動負債			
営業債務及びその他の債務	18	414,475	338,871
借入金	19	289,681	340,679
リース負債	14	619,607	707,265
未払法人所得税	17	49,267	63,060
その他の流動負債	22	303,928	382,215
流動負債合計		<u>1,676,960</u>	<u>1,832,092</u>
非流動負債			
借入金	19	3,670,318	3,329,639
リース負債	14	7,782,764	8,497,905
その他の金融負債	20	600	600
引当金	21	278,169	293,201
非流動負債合計		<u>11,731,853</u>	<u>12,121,347</u>
負債合計		<u>13,408,813</u>	<u>13,953,439</u>
<b>資本</b>			
資本金	23	100,000	153,360
資本剰余金	23	2,526,019	2,579,379
利益剰余金	23	617,794	828,221
その他の資本の構成要素	23,33	24,875	26,148
親会社の所有者に帰属する持分合計		<u>3,268,689</u>	<u>3,587,110</u>
資本合計		<u>3,268,689</u>	<u>3,587,110</u>
負債及び資本合計		<u>16,677,503</u>	<u>17,540,549</u>

## 【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

## 【連結損益計算書】

(単位：千円)

	注記	前連結会計年度 (自 2018年6月1日 至 2019年5月31日)	当連結会計年度 (自 2019年6月1日 至 2020年5月31日)
売上収益	25	7,193,505	7,676,394
売上原価		4,421,631	4,802,410
売上総利益		2,771,873	2,873,984
販売費及び一般管理費	27,28	1,949,472	2,386,785
その他の収益	26	7,444	6,098
その他の費用	29	16,657	4,621
営業利益		813,188	488,675
金融収益	30	8	499
金融費用	30	196,958	155,600
税引前当期利益		616,237	333,574
法人所得税費用	17	209,791	123,147
当期利益		406,446	210,426
当期利益の帰属			
親会社の所有者		406,446	210,426
当期利益		406,446	210,426
1株当たり当期利益	31		
基本的1株当たり当期利益(円)		119.75	61.78
希薄化後1株当たり当期利益(円)		118.70	61.29

## 【連結包括利益計算書】

(単位：千円)

	注記	前連結会計年度 (自 2018年6月1日 至 2019年5月31日)	当連結会計年度 (自 2019年6月1日 至 2020年5月31日)
当期利益		406,446	210,426
当期包括利益		<u>406,446</u>	<u>210,426</u>
当期包括利益の帰属			
親会社の所有者		<u>406,446</u>	<u>210,426</u>
当期包括利益		<u>406,446</u>	<u>210,426</u>



【連結持分変動計算書】

前連結会計年度(自 2018年6月1日 至 2019年5月31日)

(単位：千円)

	親会社の所有者に帰属する持分							資本合計
	注記	資本金	資本剰余金	利益剰余金	その他の資本の構成要素		合計	
					新株予約権	合計		
2018年6月1日残高		100,000	2,526,019	211,348	19,152	19,152	2,856,520	2,856,520
当期利益		-	-	406,446	-	-	406,446	406,446
その他の包括利益		-	-	-	-	-	-	-
当期包括利益		-	-	406,446	-	-	406,446	406,446
新株の発行	23	-	-	-	-	-	-	-
配当金	24	-	-	-	-	-	-	-
株式報酬	23,33	-	-	-	5,722	5,722	5,722	5,722
所有者との取引額等合計		-	-	-	5,722	5,722	5,722	5,722
2019年5月31日残高		100,000	2,526,019	617,794	24,875	24,875	3,268,689	3,268,689

当連結会計年度(自 2019年6月1日 至 2020年5月31日)

(単位：千円)

	親会社の所有者に帰属する持分							資本合計
	注記	資本金	資本剰余金	利益剰余金	その他の資本の構成要素		合計	
					新株予約権	合計		
2019年6月1日残高		100,000	2,526,019	617,794	24,875	24,875	3,268,689	3,268,689
当期利益		-	-	210,426	-	-	210,426	210,426
その他の包括利益		-	-	-	-	-	-	-
当期包括利益		-	-	210,426	-	-	210,426	210,426
新株の発行	23	53,360	53,360	-	-	-	106,720	106,720
配当金	24	-	-	-	-	-	-	-
株式報酬	23,33	-	-	-	1,273	1,273	1,273	1,273
所有者との取引額等合計		53,360	53,360	-	1,273	1,273	107,993	107,993
2020年5月31日残高		153,360	2,579,379	828,221	26,148	26,148	3,587,110	3,587,110

## 【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	注記	前連結会計年度 (自 2018年6月1日 至 2019年5月31日)	当連結会計年度 (自 2019年6月1日 至 2020年5月31日)
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>			
税引前当期利益		616,237	333,574
減価償却費及び償却費		910,392	1,010,547
固定資産処分損益		13,917	2,401
金融収益及び金融費用		196,950	155,101
営業債権及びその他の債権の増減額(は増加)		20,333	23,185
棚卸資産の増減額(は増加)		4,591	1,877
営業債務及びその他の債務の増減額(は減少)		38,331	74,963
その他資産の増減額(は増加)		75,313	184
その他負債の増減額(は減少)		34,931	78,741
その他		1,577	129
小計		1,708,945	1,480,653
利息及び配当金の受取額		6	7
利息の支払額		161,275	143,132
融資手数料の支払額		9,146	-
法人所得税の支払額		305,237	125,554
営業活動によるキャッシュ・フロー		1,233,294	1,211,973
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>			
有形固定資産の取得による支出		415,706	457,741
有形固定資産の売却による収入		80	86
無形資産の取得による支出		31,823	45,798
敷金保証金の差入による支出		42,632	52,537
敷金保証金の回収による収入		2,010	1,000
その他		-	100
投資活動によるキャッシュ・フロー		488,072	554,891
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>			
短期借入金の借入による収入		100,000	-
短期借入金の返済による支出		100,000	-
長期借入金の借入による収入		4,101,000	-
長期借入金の返済による支出	32	4,051,000	300,000
リース負債の返済による支出	32	576,201	646,762
株式の発行による収入		-	106,720
財務活動によるキャッシュ・フロー		526,201	840,042
<b>現金及び現金同等物に係る換算差額</b>			
現金及び現金同等物の増減額		219,021	182,960
現金及び現金同等物の期首残高		477,802	696,823
現金及び現金同等物の期末残高	8	696,823	513,863

## 【連結財務諸表注記】

### 1. 報告企業

株式会社きずなホールディングス（以下「当社」という。）は日本に所在する株式会社であります。登記上の本社の住所は東京都港区芝四丁目5番10号であります。当社の連結財務諸表は、2020年5月31日を期末日とする、当社及びその子会社（以下「当社グループ」という。）の財務諸表により構成されております。

当社グループは直営ホールでの葬儀請負を中心とした葬儀施行業と、インターネットを活用したネット集客業を行っております。

当社は、2017年6月に株式会社エポック・ジャパン・ホールディングスとして設立された後、2018年6月に会社名を株式会社きずなホールディングスに変更しております。当社グループの変遷及び関係会社については、「第1 企業の概況 前文」及び「第1 企業の概況 4 関係会社の状況」をご参照ください。

### 2. 作成の基礎

#### (1) IFRSに準拠している旨

当社グループの連結財務諸表は、連結財務諸表規則第1条の2に掲げる「指定国際会計基準特定会社」の要件を満たすことから、IFRSに準拠して作成しております。

本連結財務諸表は2020年8月28日に、取締役会によって承認されております。

#### (2) 測定の基礎

当社グループの連結財務諸表は、「3. 重要な会計方針」に記載する会計方針に基づいて作成されております。資産及び負債の残高は、別途記載がない限り、取得原価に基づいて測定しております。

#### (3) 機能通貨及び表示通貨

当社グループの連結財務諸表は、当社の機能通貨である日本円（千円単位、単位未満切捨て）で表示しておりません。

### 3. 重要な会計方針

#### (1) 連結の基礎

当社グループの連結財務諸表には、すべての子会社を含めており、子会社とは、当社グループにより支配されている企業をいいます。当社グループが次の各要素をすべて有している場合にのみ、投資先を支配していると考えております。

- ・投資先に対するパワー
- ・投資先への関与により生じる変動リターンに対するエクスポージャー又は権利
- ・投資者のリターンの額に影響を及ぼすように投資先に対するパワーを用いる能力

当社グループによる支配の有無は、議決権又は類似の権利の状況や投資先に関する契約内容などに基づき、総合的に判断しております。

子会社の収益及び費用は、子会社の取得日から連結財務諸表に含めております。

子会社の決算日は当社の決算日と一致しております。当社及び子会社は、類似の状況における同様の取引及び事象に関し、統一した会計方針を用いて作成しております。

当社グループ内の残高、取引高、収益及び費用は、重要性が乏しい場合を除き、全額を相殺消去しております。

子会社に対する所有持分の変動のうち、子会社に対する支配の喪失とならないものについては、資本取引として処理しております。

#### (2) 企業結合

企業結合は、取得法を用いて会計処理をしております。

取得対価は、当社グループが移転した資産、引き受けた負債及び発行した資本持分の取得日公正価値の合計額で測定しております。

IFRS第3号「企業結合」に基づく認識の要件を満たす被取得企業の識別可能な資産、負債及び偶発負債は、原則として、取得日の公正価値で測定しております。

のれんは、取得対価が取得日時点における識別可能な資産及び負債の正味価額を上回る場合に、その超過額として測定しております。この差額が負の金額である場合には、直ちに純損益として認識されます。

企業結合を達成するために発生した取得関連費用は、発生時に純損益として認識しております。

企業結合が発生した報告期間末日までに、企業結合の当初の会計処理が完了していない場合、当社グループは完了していない項目については暫定的な金額で報告しております。その後、新たに入手した支配獲得日時点に存在していた事実と状況について、支配獲得日時点に把握していたとしたら、企業結合処理の認識額に影響を与えていたと判断される場合、測定期間の修正として、その情報を反映し、支配獲得日に認識した暫定的な金額を遡及的に修正しております。なお、測定期間は支配獲得日から最長で1年間としております。

### (3) 金融商品

#### 償却原価で測定する金融資産

次の条件がともに満たされる場合には、償却原価で測定する金融資産に分類しております。

- ・ 契約上のキャッシュ・フローを回収するために資産を保有することを目的とする事業モデルに基づいて、資産が保有されている。
- ・ 金融資産の契約条件により、元本及び元本残高に対する利息の支払のみであるキャッシュ・フローが所定の日に生じる。

償却原価で測定する金融資産については、当初認識時、公正価値に直接起因する取引コストを加算して測定し、当初認識後は実効金利法による償却原価で測定しております。償却原価で発生する金融資産に係る利息発生額は連結損益計算書の「金融収益」に含まれております。

#### 純損益を通じて公正価値で測定する金融資産

以外の金融資産は、純損益を通じて公正価値で測定する金融資産に分類しております。

#### 金融資産の減損

当社グループは、償却原価で測定する金融資産について、当該金融資産に係る予想信用損失に対する貸倒引当金を認識しております。

当社グループは、四半期決算日ごとに、金融資産の信用リスクが当初認識以後に著しく増大しているかどうか評価しております。金融資産に係る信用リスクが当初認識以降に著しく増大していない場合には、当該金融資産に係る貸倒引当金を12ヶ月の予想信用損失に等しい金額で測定しております。一方、金融資産に係る信用リスクが当初認識以降に著しく増大している場合には、当該金融資産に係る貸倒引当金を全期間の予想信用損失に等しい金額で測定しております。但し、重大な金融要素を含んでいない営業債権及びその他の債権については、常に全期間の予想信用損失と等しい金額で貸倒引当金を認識しております。

当社グループは、債務者の財務状況の著しい悪化、債務者による支払不履行又は延滞等の契約違反等、金融資産が信用減損している客観的な証拠があり、当初認識以降の債務不履行の発生リスクが増大した際に、原則として信用リスクの著しい増大があったものとしております。信用リスクが著しく増大しているか否かの評価を行う際は、期日経過日数の他、合理的で裏付け可能な情報を考慮しております。

金融商品の予想信用損失は、次のものを反映する方法で見積っております。

- ・ 一定範囲の生じ得る結果を評価することにより算定される、偏りのない確率加重金額
- ・ 貨幣の時間価値
- ・ 過去の事象、現在の状況及び将来の経済状況の予測についての、報告日において過大なコストや労力をかけずに利用可能な合理的で裏付け可能な情報

なお、金融資産に係る信用リスクが期末日現在で低いと判断される場合には、当該金融資産に係る信用リスクが当初認識以降に著しく増加していないと評価しております。

当社グループは、上記のような信用リスクが著しく増加している状況が更に悪化したと判断した場合に、債務不履行の可能性があると判定しております。

しかしながら、上記の基準に関わらず、法的に債権が消滅する場合など、金融資産の全部又は一部について回収できないと合理的に判断される場合は、当該金融資産の帳簿価額を直接償却しております。

#### 金融資産の認識と認識中止

金融資産の認識については、営業債権及びその他の債権はこれらの発生日に、その他の金融資産は当社グループが契約の当事者となった時点（取引日）において認識しております。また、金融資産から生じるキャッシュ・フローに対する契約上の権利が失効した場合、又は、当該金融資産の所有に係るリスク及び便益を実質的にすべて移転する取引において、金融資産から生じるキャッシュ・フローを受け取る契約上の権利を移転した時点で、当該金融資産の認識を中止しております。

#### 金融負債

金融負債は、すべて償却原価で測定する金融負債に分類しており、金融商品の契約の当事者になった時点（取引日）において認識しております。償却原価で測定する金融負債については、当初認識時、公正価値から直接帰属する取引費用を控除した金額で測定しております。当初認識後は実効金利法を用いて償却原価で測定しており、利息発生額は連結損益計算書の「金融費用」に含まれております。

金融負債は、義務が履行されたか、契約中に特定された債務が免責、取消、又は失効となった場合に認識を中止しております。

#### (4) 現金及び現金同等物

現金及び現金同等物は、手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に満期日又は償還期限の到来する短期投資からなっております。

#### (5) 棚卸資産

棚卸資産は、取得原価と正味実現可能価額のいずれか低い額により測定しております。取得原価は、購入原価及び現在の場所及び状態に至るまでに要したすべての費用を含んでおり、期末の在庫評価は先入先出法に基づいて算定しております。正味実現可能価額は、通常の事業の過程における見積売価から、販売に要する見積費用を控除した金額で算定しております。

#### (6) 有形固定資産

有形固定資産は、原価モデルを採用し、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した価額で計上しております。

取得原価には、購入価格（輸入関税及び還付されない取得税を含み、値引及び割戻しを控除後）、当該資産を意図した方法で稼働可能にするために必要な場所及び状態におくことに直接起因する費用及び適格要件を満たす資産の借入費用、並びに、当該資産項目の解体及び除去費用並びに敷地の原状回復費用が含まれております。

有形固定資産の取得原価から残存価額を控除した償却可能額を見積耐用年数にわたって、主として定額法により償却しております。定額法を採用している理由は、これが資産によって生み出される将来の経済的便益の消費の想定パターンに最も近似していると考えられるためであります。主な有形固定資産の見積耐用年数は、次のとおりであります。

建物及び構築物	2～45年
機械装置及び車両運搬具	2～15年
工具器具備品	2～20年

有形固定資産の残存価額と耐用年数は各連結会計年度の末日には再検討を行い、必要に応じて見積りを変更しております。

なお、耐用年数の変更があった場合には、会計上の見積りの変更として、将来に向かって適用されます。

(7) のれん及び無形資産

のれん

当初認識時におけるのれんの測定については、「(2) 企業結合」に記載のとおりであります。当初認識後ののれんについては、取得原価から減損損失累計額を控除した価額で計上しており、企業結合のシナジーから便益を得ると見込まれる資金生成単位又はそのグループに配分しております。

減損については、「(9) 非金融資産の減損」に記載のとおりであります。

無形資産

無形資産は、原価モデルを採用し、取得原価から償却累計額及び減損損失累計額を控除した価額で計上しております。

(a) 個別に取得した無形資産

個別に取得した無形資産は、当初認識時に取得原価で測定しております。

(b) 企業結合で取得した無形資産

企業結合で取得した無形資産は、当該無形資産の取得原価を取得日現在の公正価値で測定しております。

無形資産のうち、耐用年数を確定できる無形資産は、当該資産の見積耐用年数にわたり定額法により償却しております。償却は、当該資産が使用可能となった時点に開始しており、主な無形資産はソフトウェア（見積耐用年数 5年）及び施設利用権（見積耐用年数 15年）であります。

耐用年数を確定できる無形資産の償却期間及び償却方法は各連結会計年度の末日には再検討を行い、必要に応じて見積りを変更しております。

(8) リース(当社グループが借手となるリース取引)

当社グループは、契約の開始時に、当該契約がリース又はリースを含んだものであるのかどうかを判定しております。契約が特定された資産の使用を支配する権利を一定期間にわたり対価と交換に移転する場合には、当該契約はリースであるか又はリースを含んでおります。

当社グループは、リース開始日において、使用权資産及びリース負債を認識しております。使用权資産は開始日において取得原価で測定しております。開始日後においては、原価モデルを適用して、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除して測定しております。原資産の所有権がリース期間の終了時まで借り手に移転する場合又は、使用权資産の取得原価が購入オプションを行使することを反映している場合には、使用权資産を供用開始日から原資産の耐用年数の終了時まで減価償却しております。これ以外の場合は、供用開始日から使用权資産の耐用年数又はリース期間の終了時のいずれか早い時まで減価償却しております。

リース負債は、開始日において同日現在で支払われていないリース料の現在価値で測定しております。開始日後においては、リース負債に係る金利や、支払われたリース料を反映するようにリース負債の帳簿価額を増減しております。財務費用は、各期間において負債残高に対して一定の期間利率となるように、リース期間にわたり純損益において費用処理しております。

なお、短期リース及び少額資産のリースについてIFRS第16号「リース」第6項を適用し、リース料をリース期間に渡り定額法により費用認識しております。

(9) 非金融資産の減損

当社グループは、四半期決算日ごとに資産が減損している可能性を示す兆候があるか否かを評価しております。減損の兆候が存在する場合には、当該資産の回収可能価額を見積っております。減損の兆候の有無にかかわらず、耐用年数を確定できない無形資産又は未だ使用可能ではない無形資産、及び企業結合で取得したのれんについては毎期減損テストを実施しております。

資産又は資金生成単位の回収可能価額は、使用価値と処分費用控除後の公正価値のうちいずれか大きい方の金額としております。個別資産についての回収可能価額の見積りが不可能な場合には、当該資産が属する資金生成単位の回収可能価額を算定しております。

使用価値は、資産の継続的使用及び最終的な処分から発生する将来キャッシュ・インフロー及びアウトフローの見積額を、貨幣の時間価値及び当該資産の固有のリスクの市場評価を反映した税引前の割引率により割り引いて算定した現在価値であります。

減損テストにおいて、企業結合により取得したのれんは、取得日以降、取得企業の資金生成単位又はそのグループで、企業結合のシナジーから便益を得ることが期待されるものに配分しております。のれんが配分される当該資金生成単位又はそのグループのそれぞれは、のれんが内部管理目的でモニターされている企業内の最小の単位で、かつ事業セグメントよりも大きくはありません。

資金生成単位又はそのグループの減損損失は、最初に、当該資金生成単位又はそのグループに配分したのれんの帳簿価額を減額し、次に、当該単位内の各資産の帳簿価額に基づいた比例按分によって、当該単位内のその他の資産に対して配分し、当該単位の資産の帳簿価額を減額するように配分しております。

資産もしくは資金生成単位又はそのグループの回収可能価額が当該資産もしくは資金生成単位又はそのグループの帳簿価額を下回る場合には、減損損失を直ちに純損益として認識しております。

のれん以外の資産について過去に認識した減損損失は、報告日ごとにおいて、損失の減少又は消滅を示す兆候の有無を評価しております。当該資産の回収可能価額の算定に用いられた見積りに変更があった場合は、減損損失を戻し入れます。減損損失は、減損損失を認識しなかった場合の減価償却費及び償却額控除後の帳簿価額を上限として戻し入れます。



#### (10)引当金

当社グループは、過去の事象の結果として、合理的に見積り可能な法的又は推定的債務を現在の負債として負っており、当該債務を決済するために経済的便益の流出が生じる可能性が高い場合に、引当金を認識しております。

当社グループは、連結会計年度の末日における現在の債務を決済するために要する支出(将来キャッシュ・フロー)の最善の見積りにより、貨幣の時間的価値の影響に重要性がある場合には、見積られた将来キャッシュ・フローを、その負債に固有のリスクを反映させた割引率で割り引いた現在価値で測定しております。時の経過に伴う割引額の割戻しは、金融費用として認識しております。

なお、当社グループの主な引当金は次のとおりであります。

##### (資産除去債務)

保有する有形固定資産に関し、法令、契約又はこれに準ずるもので当該有形固定資産の除却を要求される場合には、資産除去債務を認識しております。資産除去債務は、資産除去に要するキャッシュ・フローを合理的に見積り、それを将来キャッシュ・フローが発生する時点までの期間に対応した当該負債に特有のリスクを反映した税引前の利率で割り引いて測定しております。

#### (11)従業員給付

短期従業員給付とは、従業員が関連する勤務を提供した期末日後12ヶ月以内に支払われると見積もられる従業員給付であります。短期従業員給付については、割引計算は行わず、関連するサービスが提供された時点で費用として認識し、未払分を負債計上しております。当社グループにおける短期従業員給付には賞与及び有給休暇に係るものがあります。

累積型の有給休暇に関する従業員給付の予想コストは、将来の有給休暇の権利を増加させる勤務を従業員が提供した時に認識しております。また、当社グループは、累積型有給休暇の予想コストを、連結会計年度の末日現在で累積されている未使用の権利の結果として当社グループが支払うと見込まれる金額として測定しております。

なお、賞与については、過去に従業員から勤務を提供された結果、支払を行う法的又は推定的債務を有しており、かつ、当該債務について信頼性のある見積りが可能な場合に負債として認識しております。

#### (12)資本

##### 資本金及び資本剰余金

当社が発行する資本性金融商品は、発行価額を「資本金」及び「資本剰余金」に認識しております。また、その発行に直接起因する取引コストは「資本剰余金」から控除しております。

#### (13)株式報酬

当社グループは、取締役及び従業員等に対するインセンティブ制度として、持分決済型の株式報酬制度を採用しております。

持分決済型の株式報酬(以下、ストック・オプション)は、付与日における公正価値によって見積り、最終的に権利確定すると予想されるストック・オプションの数を考慮した上で、権利確定期間にわたって費用として認識し、同額を資本の増加として認識しております。付与されたオプションの公正価値は、オプションの諸条件を考慮し、モンテカルロ・シミュレーションや二項モデルなどを用いて算定しております。また、その後の情報により確定すると見込まれるストック・オプションの数が従前の見積りと異なることが示された場合には、必要に応じて権利確定数の見積りを修正しております。

#### (14)収益認識

当社グループは、IFRS第9号「金融商品」に基づく利息及び配当収益等を除き、次の5ステップアプローチに基づき、約束した商品又は役務を顧客に移転し、顧客が当該商品又は役務に対する支配を獲得した時に収益を認識しております。収益は顧客への財の移転と交換に権利を得ると見込んでいる対価の金額で認識しており、値引・割戻し及び付加価値税等を控除後の金額で測定しております。

ステップ1：顧客との契約を識別する。

ステップ2：契約における履行義務を識別する。

ステップ3：取引価格を算定する。

ステップ4：取引価格を契約における履行義務に配分する。

ステップ5：履行義務の充足時に（又は充足するにつれて）収益を認識する。

履行義務の識別にあたっては、葬儀関連備品、供花、料理等の調達における当社グループの関与度合いによって、本人か代理人かの検討を行っております。当社グループの関与度合いが高い場合には、自らの約束の性質が、特定された財又はサービスを自ら提供する履行義務に該当し、本人として収益を対価の総額で連結損益計算書に表示しております。一方、当社グループの関与度合いが低い場合には、それらの財又はサービスが他の当事者によって提供されるように手配する履行義務に該当し、代理人として収益を手数料又は報酬の額もしくは対価の純額で連結損益計算書に表示しております。

当社グループにおいては、上記の5ステップアプローチに基づき、該当する履行義務は主に一時点で充足するものとなり、次のとおりとなります。

##### 役務の提供

当社グループの役務の提供に関する収益としては、主に葬儀の売上収益及び仲介手数料収入があります。これらは、施行が完了した時に履行義務が充足し収益を認識しております。仲介手数料については、売上原価として会計処理していた費用を売上収益から控除しております。

通常、支払条件は、施行完了後14日以内の支払とされており、契約の重大な金融要素は含まれておりません。

##### 物品の販売

当社グループにおいては仏壇・位牌等の製品の販売があります。これらは、得意先から顧客へ引渡等、支配が移転した際に収益を認識しております。

通常、支払条件は、引渡後14日以内の支払とされており、契約の重大な金融要素は含まれておりません。

また、履行義務が一時点で充足されないものについては、契約の履行義務の充足等に従い対価を受領しており、当該対価を収益として認識しております。当社グループでは、ロイヤルティ収入において履行義務が充足された時点で収益を認識しております。

なお、顧客との契約獲得の増分コスト又は契約を履行するためのコストについて、資産計上すべきものはありません。

#### (15)法人所得税

法人所得税は、当期税金と繰延税金から構成されております。これらは、企業結合に関連するもの、及び直接資本の部又はその他の包括利益に認識する項目を除き、純損益に認識しております。

##### 当期税金

当期税金は、税務当局に対する納付又は税務当局からの還付が予想される金額で測定しております。税額の算定に使用する税率及び税法は、決算日までに制定又は実質的に制定されたものです。

##### 繰延税金

繰延税金は、連結会計年度の末日における資産及び負債の税務基準額と会計上の帳簿価額との間の一時差異に基づいて算定しております。繰延税金資産は、将来減算一時差異、未使用の繰越税額控除及び繰越欠損金について、それらを回収できる課税所得が生じると見込まれる範囲において認識し、繰延税金負債は、原則として、将来加算一時差異について認識しております。

なお、以下の一時差異に対しては、繰延税金資産及び負債を認識しておりません。

- ・ のれんの当初認識から生じる一時差異
- ・ 会計上の利益にも税務上の課税所得にも影響を与えない取引(企業結合取引を除く)によって発生する資産及び負債の当初認識により生じる一時差異
- ・ 子会社、関連会社に対する投資並びに共同支配の取決めに対する持分に係る将来加算一時差異について、解消する時期をコントロールでき、かつ、予測可能な将来にその差異が解消されない可能性が高い場合
- ・ 子会社、関連会社に対する投資並びに共同支配の取決めに対する持分に係る将来減算一時差異のうち、予測可能な将来に当該一時差異が解消する可能性が高くない場合又は当該一時差異の使用対象となる課税所得が稼得される可能性が高くない場合

繰延税金資産及び繰延税金負債は、決算日までに制定又は実質的に制定されている法定税率に基づいて、一時差異が解消される時に適用されると予想される税率によって測定されます。

繰延税金資産及び繰延税金負債は、当社グループが当期税金資産及び負債を相殺する法律上強制力のある権利を有しており、かつ、法人所得税が同一の税務当局によって同一の納税主体に課されている場合に相殺しております。

繰延税金資産の帳簿価額は各連結会計年度の末日現在で再検討しております。一部又は全部の繰延税金資産の便益を実現させるだけの十分な課税所得を稼得する可能性が高くなった場合、繰延税金資産の帳簿価額をその範囲で減額しております。また、当該評価減額は、十分な課税所得を稼得する可能性が高くなった範囲で戻し入れております。

#### (16) 1株当たり利益

基本的1株当たり当期利益は、親会社の所有者(普通株主)に帰属する純損益を、各連結会計年度中の自己株式を調整した発行済普通株式の加重平均株式数で除して計算しております。

希薄化後1株当たり当期利益は、すべての希薄化性潜在的普通株式による影響について調整して計算しております。

#### 4. 重要な会計上の見積り及び判断

当社グループは、連結財務諸表の作成において、会計方針の適用並びに資産、負債、収益及び費用の報告額に影響を及ぼす判断、会計上の見積り及び仮定を用いております。これらの見積り及び仮定は、過去の経験及び利用可能な情報を収集し、決算日において合理的であると考えられる様々な要因等を勘案した経営者の最善の判断に基づいております。しかしながら、その性質上、これらの見積り及び仮定に基づく数値は実際の結果と異なる可能性があります。見積り及びその基礎となる仮定は継続して見直しております。これらの見積りの見直しによる影響は、当該見積りを見直した期間及び将来の期間において認識しております。

経営者が行った連結財務諸表の金額に重要な影響を与える判断及び見積りは以下のとおりであります。

- ・有形固定資産、使用権資産及び無形資産の耐用年数(12.有形固定資産、13.のれん及び無形資産、14.リース)
- ・非金融資産の減損損失の使用価値の測定に用いた重要な仮定(15.非金融資産の減損)
- ・繰延税金資産の回収可能性を判断する際に使用した将来の事業計画(17.法人所得税)
- ・引当金の認識及び測定(21.引当金)
- ・使用権資産及びリース負債の測定に用いるリース期間及び割引率(14.リース)
- ・有給休暇に係る負債(22.その他の負債)
- ・金融商品の公正価値測定(34.金融商品)
- ・偶発負債(36.コミットメント及び偶発事象)

なお、新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の収束時期に関しては不確実性が高く、経済活動の低迷や移動制限により景気の先行きについては極めて不透明な状況が続いております。当社グループにおいては、のれんの減損テストにおける資金生成単位又はそのグループに関する翌連結会計年度(2020年6月1日から2021年5月31日まで)以降の将来キャッシュ・フローの見積り等について、入手可能な情報を総合的に勘案し、COVID-19の影響が翌連結会計年度の第2四半期末まで続いていくものと想定して算定しております。

#### 5. 未適用の公表済み基準書及び解釈指針

連結財務諸表の承認日までに新設又は改訂が行われた新基準書及び新解釈指針のうち、当社に重要な影響を及ぼすものはありません。

## 6. 事業セグメント

### (1) 報告セグメントの概要

当社グループの報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっております。

当社グループは、葬儀事業のみを営んでおり、事業セグメントは葬儀事業単一となっております。

### (2) 報告セグメントの情報

当社グループは葬儀事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

### (3) 製品及びサービスに関する情報

提供している製品及びサービス並びに収益の額については、「25. 売上収益」に記載のとおりであります。

### (4) 地域に関する情報

#### 外部顧客からの売上収益

本邦の外部顧客への売上収益が当社グループの売上収益のほとんどを占めるため、記載を省略しております。

#### 非流動資産

本邦に所在している非流動資産の金額が連結財政状態計算書の非流動資産の金額のほとんどを占めるため、記載を省略しております。

### (5) 主要顧客

外部顧客への売上収益のうち、連結損益計算書の売上収益の10%以上を占める顧客が存在しないため、記載を省略しております。

## 7. 企業結合

前連結会計年度(自 2018年6月1日 至 2019年5月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2019年6月1日 至 2020年5月31日)

該当事項はありません。

## 8. 現金及び現金同等物

現金及び現金同等物の内訳は、次のとおりであります。

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2019年5月31日)	当連結会計年度 (2020年5月31日)
連結財政状態計算書における現金及び現金同等物	696,823	513,863
預入期間3ヶ月超の定期預金(注1)	-	-
連結キャッシュ・フロー計算書における現金及び現金同等物	696,823	513,863

(注1) 子会社の株式会社花駒による満期1年超の定期積立預金については、その他の資産に含めております。

9. 営業債権及びその他の債権

営業債権及びその他の債権の内訳は、次のとおりであります。

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2019年5月31日)	当連結会計年度 (2020年5月31日)
売掛金	164,169	177,364
未収入金	264	1,786
貸倒引当金	5,110	7,702
合計	159,323	171,449

(注) 1. 営業債権及びその他の債権は、償却原価で測定する金融資産に分類しております。

(注) 2. 営業債権である売掛金に対して常に全期間の予想信用損失に等しい金額で貸倒引当金を設定しております。

10. 棚卸資産

棚卸資産の内訳は、次のとおりであります。

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2019年5月31日)	当連結会計年度 (2020年5月31日)
商品	22,735	24,318
貯蔵品	8,999	9,294
合計	31,735	33,612

(注) 1. 前連結会計年度及び当連結会計年度において主に連結損益計算書の「売上原価」として費用認識された棚卸資産の金額は、それぞれ238,381千円、243,950千円です。

2. 前連結会計年度及び当連結会計年度において費用として認識した棚卸資産の評価減の金額はありません。

3. 負債の担保に供されている棚卸資産はありません。

11. その他の資産

その他の流動資産及びその他の非流動資産の内訳は、次のとおりであります。

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2019年5月31日)	当連結会計年度 (2020年5月31日)
その他の流動資産		
前払費用	29,121	31,248
未収還付法人税等	-	7,991
未収消費税等	-	7,865
その他(注1)	3,555	5,119
合計	32,676	52,225
その他の非流動資産		
長期前払費用(注2)	17,002	15,665
合計	17,002	15,665

(注1) その他の主な内訳は、前払の立替金や顧客の火葬料の立替分等になります。

(注2) 長期前払費用は主に建設協力金に係る前払費用であります。

## 12.有形固定資産

有形固定資産の取得原価、減価償却累計額及び減損損失累計額、帳簿価額の増減は次のとおりであります。

## 取得原価

(単位：千円)

	建物及び 構築物	機械装置及び 車両運搬具	工具器具備品	土地	建設仮勘定	合計
前連結会計年度期首残高 (2018年6月1日)	3,488,859	55,284	414,560	626,816	-	4,585,521
個別取得	96,885	-	43,752	-	257,096	397,734
処分	34,355	10,749	51,129	-	-	96,234
建設仮勘定からの振替	185,420	-	5,704	-	191,124	-
その他	1,421	177	7,805	-	15,289	21,851
前連結会計年度残高 (2019年5月31日)	3,738,231	44,358	405,082	626,816	50,682	4,865,170
個別取得	77,709	1,610	50,340	-	362,615	492,276
処分	23,887	774	13,070	-	-	37,732
建設仮勘定からの振替	282,644	-	7,502	-	290,146	-
その他	6,560	-	34	-	31,941	25,414
当連結会計年度残高 (2020年5月31日)	4,081,258	45,193	449,820	626,816	91,210	5,294,299

## 減価償却累計額及び減損損失累計額

(単位：千円)

	建物及び 構築物	機械装置及び 車両運搬具	工具器具備品	土地	建設仮勘定	合計
前連結会計年度期首残高 (2018年6月1日)	1,462,572	45,721	270,370	-	-	1,778,664
減価償却費	202,304	5,701	49,498	-	-	257,504
減損損失	-	-	-	-	-	-
処分	21,595	10,749	51,129	-	-	83,474
その他	1,140	177	7,343	-	-	6,379
前連結会計年度残高 (2019年5月31日)	1,644,422	40,496	261,396	-	-	1,946,315
減価償却費	216,005	3,137	52,454	-	-	271,597
減損損失	-	-	-	-	-	-
処分	22,002	774	12,467	-	-	35,245
その他	516	-	34	-	-	481
当連結会計年度残高 (2020年5月31日)	1,838,941	42,859	301,348	-	-	2,183,148

## 帳簿価額

(単位：千円)

	建物及び 構築物	機械装置及び 車両運搬具	工具器具備品	土地	建設仮勘定	合計
前連結会計年度期首残高 (2018年6月1日)	2,026,286	9,563	144,190	626,816		2,806,857
前連結会計年度残高 (2019年5月31日)	2,093,808	3,862	143,686	626,816	50,682	2,918,855
当連結会計年度残高 (2020年5月31日)	2,242,316	2,334	148,472	626,816	91,210	3,111,150

- 注) 1. 建設中の有形固定資産に関する金額は建設仮勘定として表示しております。
2. 所有権に対する制限がある有形固定資産及び負債の担保として抵当権が設定された有形固定資産は、建物及び土地があります。担保に供している建物の当連結会計年度末帳簿価額は1,047,229千円(2019年5月31日時点：1,096,004千円)、担保に供している土地の当連結会計年度末帳簿価額は626,816千円(2019年5月31日時点：626,816千円)となります。
3. 減価償却費は連結損益計算書の「売上原価」及び「販売費及び一般管理費」に含めております。
4. 減損損失の内容については、「15. 非金融資産の減損」に記載しておりますが、前連結会計年度及び当連結会計年度においては、減損損失を認識しておりません。



## 13. のれん及び無形資産

## (1) 増減表

のれん及び無形資産の取得原価、償却累計額及び減損損失累計額、帳簿価額の増減は次のとおりであります。なお、前連結会計年度及び当連結会計年度において、自己創設無形資産はありません。

## 取得原価

(単位：千円)

	のれん	無形資産			合計
		ソフトウェア	ソフトウェア 仮勘定	その他	
前連結会計年度期首残高 (2018年6月1日)	3,995,286	80,733	189	4,219	85,141
取得	-	2,084	32,454	-	34,538
処分	-	2,991	-	-	2,991
ソフトウェア仮勘定 からの振替	-	27,820	27,820	-	-
その他	-	-	2,414	-	2,414
前連結会計年度残高 (2019年5月31日)	3,995,286	107,647	2,408	4,219	114,274
取得	-	8,198	39,776	400	48,374
処分	-	-	-	-	-
ソフトウェア仮勘定 からの振替	-	38,630	38,630	-	-
その他	-	-	3,554	-	3,554
当連結会計年度残高 (2020年5月31日)	3,995,286	154,475	-	4,619	159,094

## 償却累計額及び減損損失累計額

(単位：千円)

	のれん	無形資産			合計
		ソフトウェア	ソフトウェア 仮勘定	その他	
前連結会計年度期首残高 (2018年6月1日)	369,618	20,138	-	944	21,082
償却費	-	17,465	-	155	17,621
減損損失	-	-	-	-	-
処分	-	2,991	-	-	2,991
その他	-	-	-	-	-
前連結会計年度残高 (2019年5月31日)	369,618	34,612	-	1,100	35,712
償却費	-	24,049	-	150	24,199
減損損失	-	-	-	-	-
処分	-	-	-	-	-
その他	-	-	-	-	-
当連結会計年度残高 (2020年5月31日)	369,618	58,662	-	1,250	59,912

## 帳簿価額

(単位：千円)

	のれん	無形資産			合計
		ソフトウェア	ソフトウェア 仮勘定	その他	
前連結会計年度期首残高 (2018年6月1日)	3,625,667	60,595	189	3,274	64,059
前連結会計年度残高 (2019年5月31日)	3,625,667	73,034	2,408	3,118	78,561
当連結会計年度残高 (2020年5月31日)	3,625,667	95,813	-	3,368	99,181

- (注) 1. 所有権に対する制限がある無形資産及び負債の担保として抵当権が設定された無形資産はありません。  
 2. 無形資産の償却費は、連結損益計算書の「売上原価」又は「販売費及び一般管理費」に含めております。  
 3. 前連結会計年度及び当連結会計年度における減損損失の内容については「15.非金融資産の減損」をご参照ください。

## (2) 資金生成単位又はそのグループへののれんの配分額

企業結合で生じたのれんは、企業結合のシナジーから便益が生じると期待される資金生成単位又はそのグループに配分しております。資金生成単位又はそのグループへ配分したのれんの帳簿価額は、「15.非金融資産の減損」のとおりであります。なお、耐用年数を確定できない無形資産はありません。

## 14. リース

## (1) リースに係る費用、収益、キャッシュ・フロー

リースに係る費用、収益、キャッシュ・フローは次のとおりであります。

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2018年 6月 1日 至 2019年 5月 31日)	当連結会計年度 (自 2019年 6月 1日 至 2020年 5月 31日)
使用権資産の種類別の減価償却費		
不動産を原資産とするもの	593,243	674,403
機械装置及び車両運搬具を原資産とするもの	30,352	34,619
工具器具備品を原資産とするもの	1,220	5,726
計	624,816	714,749
リース負債に係る金利費用(注)	108,008	114,616
短期リースに係る費用	2,302	1,961
少額資産のリースに係る費用	2,357	1,930
リース負債の測定に含めていない 変動リース料に係る費用	-	-
リースに係るキャッシュ・アウトフローの 合計額	682,354	763,541

(注) リース負債に適用している当社グループの追加借入利率の加重平均は、前連結会計年度において1.4%、当連結会計年度において1.3%となります。

## (2) 使用権資産の帳簿価額

使用権資産の帳簿価額の内訳は次のとおりであります。

(単位：千円)

	不動産を 原資産とするもの	機械装置及び 車両運搬具を 原資産とするもの	工具器具備品を 原資産とするもの	合計
前連結会計年度期首残高 (2018年 6月 1日)	7,618,232	78,816	4,438	7,701,487
前連結会計年度残高 (2019年 5月 31日)	8,474,660	89,567	5,057	8,569,285
当連結会計年度残高 (2020年 5月 31日)	9,195,983	86,163	30,434	9,312,581

使用権資産の増加は前連結会計年度1,553,022千円(不動産を原資産とするもの1,509,510千円、機械装置及び車両運搬具を原資産とするもの41,103千円、工具器具備品を原資産とするもの2,409千円)、当連結会計年度1,462,757千円(不動産を原資産とするもの1,400,438千円、機械装置及び車両運搬具を原資産とするもの31,216千円、工具器具備品を原資産とするもの31,103千円)です。

## (3) リース活動の性質

当社グループは、主として不動産を原資産とするリース契約(建物及びその敷地、建物等の用に供される土地など)及び機械装置、車両運搬具、工具器具備品の他、短期間の備品や少額の備品に関するリース契約を締結しております。賃貸借契約はリース対象資産によって異なり、不動産を原資産とするリースの場合は長期の固定期間で締結されております。機械装置、車両運搬具、工具器具備品の場合は10年以内の固定期間で締結されております。リース契約は個別に交渉され、幅広い異なる契約条件を含んでおります。リース契約はいかなる財務制限条項も課されておりませんが、リース資産は借入目的の担保として使用することはできません。

なお、短期リースとは、リース期間が12ヶ月以内のリースであります。また、少額資産は少額のIT機器及び少額の事務所備品等の資産で構成されます。

(4) 潜在的に晒されている将来キャッシュ・アウトフローのうちリース負債の測定に反映されていないもの  
変動リース料について

当社グループのリース契約は全て定額のリース料を支払うことになっており、売上高に連動してリース料の支払いが求められるなど変動リース料が設定されている契約はございません。

延長オプション及び解約オプション

延長オプション及び解約オプションは、当社グループの不動産リースの多くの契約に含まれております。これらの条件は、契約管理の観点から運用上の柔軟性を最大化するために使用されます。保有している大半の延長オプション及び解約オプションは、当社グループによってのみ行使可能、もしくは当社グループの同意が必要であり、貸手単独では行使できないものとなっております。前連結会計年度及び当連結会計年度において、延長オプション及び解約オプションの行使の影響を反映させるためにリース期間を改訂したことによる財務上の影響はありません。

残価保証

当社グループは、リース契約に関して残価保証を提供しておりません。

(5) リース負債についての満期分析

リース負債についての流動性リスクに基づく満期分析は、「34.金融商品」をご参照ください。

## 15. 非金融資産の減損

## (1) 資金生成単位

当社グループは、各資産のグルーピングについて、経営管理上の事業区分である支社をキャッシュ・インフローを生み出す最小の資金生成単位としております。

のれんについては、企業結合のシナジーから将来の超過収益力が生じると期待される資金生成単位又はそのグループに配分しております。当連結会計年度末における当社グループののれん及び、のれんを配分する資金生成単位又はそのグループは、以下のとおりであります。

2015年11月に株式会社AP51が旧株式会社エポック・ジャパンを企業結合した時に認識したのれん

直営主体の事業展開をするホール事業（家族葬のファミリーユ）及び委託モデルを主体として展開する非ホール事業へ配分されております。

2016年11月に株式会社ファミリーユを企業結合した時に認識したのれん

直営モデル主体の事業展開をしているホール事業（ファミリーユ愛知支社）へ配分されております。

2018年4月に株式会社花駒を企業結合した時に認識したのれん

直営モデル主体の事業展開をしているホール事業（花駒）へ配分されております。

## (2) 減損損失

当社グループは、資産の回収可能価額が帳簿価額を下回った場合に減損損失を認識しております。前連結会計年度及び当連結会計年度において、減損損失は認識されておられません。

## (3) のれんの減損テスト

のれんが配分されている資金生成単位又はそのグループについては毎期、更に減損の兆候がある場合には都度、減損テストを行っております。資金生成単位又はそのグループに配分されたのれんの帳簿価額が重要なものは次のとおりであります。

報告セグメント	資金生成単位 又はそのグループ	(単位：千円)	
		前連結会計年度 (2019年5月31日)	当連結会計年度 (2020年5月31日)
- (注)	ホール事業（家族葬のファミリーユ）	2,974,369	2,974,369
- (注)	ホール事業（ファミリーユ愛知支社）	394,615	394,615
- (注)	ホール事業（花駒）	194,063	194,063
- (注)	非ホール事業	62,618	62,618
合計		3,625,667	3,625,667

(注) 当社グループは葬儀葬祭事業の単一セグメントであります。

各資金生成単位又はそのグループののれんの回収可能価額は使用価値により測定しております。

使用価値は、経営者により承認された5年間の事業計画に基づく将来キャッシュ・フローの現在価値に、事業の継続価値を加味して算定しております。事業計画のうち、使用価値の算定に最も影響を及ぼす仮定は、葬儀件数・葬儀単価・マージンであります。これらの仮定は、過去実績、将来の需給見通し、Web閲覧者数やホール来館者数の増加のための営業関連施策の取組み等を反映しております。なお、キャッシュ・フローの見積りにおいて、経営者が承認した5年間の予測を超える期間におけるキャッシュ・フローについては、長期のインフレ率及び死亡者数の伸び率を加味し、各期とも成長率を1%として事業の継続価値を算定しております。

当連結会計年度の使用価値の算定に使用した割引率は、税引前加重平均資本コストを採用し、6.7%（前連結会計年度：8.1%）と算定しております。税引前加重平均資本コストは、類似企業の資本構成・当社の借入利率率・CAPMに基づく株主資本コストを用いて算定しております。

当連結会計年度における回収可能価額は、資金生成単位又はそのグループの総資産から負債を除いた事業価値の帳簿価額を十分に上回っていることから、減損テストに用いた主要な仮定が合理的な範囲で変更されたとしても、当該資金生成単位又はそのグループの回収可能価額が帳簿価額を下回る可能性は低いと考えております。

16. その他の金融資産

その他の金融資産の内訳は、次のとおりであります。

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2019年5月31日)	当連結会計年度 (2020年5月31日)
出資金(注) 1	10	10
破産債権等(注) 1、3	12,266	1,205
差入保証金(注) 1	37,857	37,898
敷金(注) 1	301,983	350,780
貸倒引当金(注) 2	12,266	1,205
合計	339,850	388,688
非流動資産	339,850	388,688

(注) 1 . 償却原価で測定する金融資産に分類しております。

(注) 2 . 当社グループは、営業債権である売掛金に対して、常に全期間の予想損失に等しい金額で貸倒引当金を設定しております。

(注) 3 . 破産債権等は、滞留期間が1年超の売掛金であります。

17. 法人所得税

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の原因別の内訳及び増減内容

繰延税金資産及び繰延税金負債の主な原因別の内訳及び増減内容は、次のとおりであります。

前連結会計年度（自 2018年6月1日 至 2019年5月31日）

(単位：千円)			
	前連結会計年度期首 (2018年6月1日)	純損益を通じて認識	前連結会計年度 (2019年5月31日)
<b>繰延税金資産</b>			
未払賞与等	43,175	17,341	25,833
未払有給休暇	23,500	79	23,579
未払事業税	17,466	12,709	4,756
有形固定資産	6,890	481	6,409
資産除去債務	26,354	4,690	31,044
使用権資産	20,001	17,340	37,342
資産調整勘定	131,284	42,737	88,546
無形資産	18,275	18,275	-
その他	11,408	93	11,314
小計	298,356	69,528	228,827
<b>繰延税金負債</b>			
有形固定資産	28,512	21,241	7,271
借入に関する取引コスト	7,259	6,577	13,836
小計	35,772	14,664	21,108
純額	262,584	54,864	207,719

当連結会計年度（自 2019年6月1日 至 2020年5月31日）

(単位：千円)			
	当連結会計年度期首 (2019年6月1日)	純損益を通じて認識	当連結会計年度 (2020年5月31日)
<b>繰延税金資産</b>			
未払賞与等	25,833	2,559	23,274
未払有給休暇	23,579	4,665	28,245
未払事業税	4,756	4,383	9,139
有形固定資産	6,409	17,762	24,171
資産除去債務	31,044	5,257	36,301
使用権資産	37,342	18,766	56,109
資産調整勘定	88,546	44,273	44,273
無形資産	-	-	-
その他	11,314	1,099	12,414
小計	228,827	5,101	233,929
<b>繰延税金負債</b>			
有形固定資産	7,271	73	7,197
借入に関する取引コスト	13,836	3,569	10,267
小計	21,108	3,643	17,464
純額	207,719	8,744	216,464

(2) 繰延税金資産を認識していない将来減算一時差異等

繰延税金資産を認識していない将来減算一時差異及び税務上の繰越欠損金は、次のとおりであります。

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2019年5月31日)	当連結会計年度 (2020年5月31日)
将来減算一時差異	187,648	192,004
繰越欠損金	-	-
合計	187,648	192,004

(3) 法人所得税費用の内訳

法人所得税費用の内訳は、次のとおりであります。

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2018年6月1日 至 2019年5月31日)	当連結会計年度 (自 2019年6月1日 至 2020年5月31日)
当期税金費用	154,926	131,892
繰延税金費用		
一時差異の発生及び解消	56,531	10,252
繰延税金資産の回収可能性の評価	1,666	1,507
繰延税金費用合計	54,864	8,744
法人所得税費用合計	209,791	123,147

(注) 前連結会計年度及び当連結会計年度の当期税金費用において、従前は未認識であった税務上の欠損金、税額控除又は過去の期間の一時差異から生じた便益の額等は含まれておりません。

(4) 法定実効税率と平均実際負担税率との調整

法定実効税率と平均実際負担税率との調整は、次のとおりであります。

(単位：%)

	前連結会計年度 (自 2018年6月1日 至 2019年5月31日)	当連結会計年度 (自 2019年6月1日 至 2020年5月31日)
法定実効税率	34.6	34.6
繰延税金資産の回収可能性の評価による影響	0.4	0.5
永久に損金算入されない項目	0.3	0.6
税額控除	0.5	0.1
均等割	1.1	2.0
軽減税率適用による影響	0.4	0.4
その他	0.6	0.3
平均実際負担税率	34.0	36.9

当社グループは、主に法人税、住民税及び事業税を課されており、これらを基礎として計算した適用税率は当連結会計年度において34.6%（前連結会計年度において34.6%）となっております。繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は当連結会計年度以降において34.6%（前連結会計年度において34.6%）となっております。



## 18. 営業債務及びその他の債務

営業債務及びその他の債務の内訳は、次のとおりであります。

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2019年5月31日)	当連結会計年度 (2020年5月31日)
買掛金	249,959	205,469
未払金	164,516	133,401
合計	414,475	338,871

(注) 営業債務及びその他の債務は償却原価で測定する金融負債に分類しております。

## 19. 借入金

### (1) 内訳

借入金の内訳は、次のとおりであります。

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2019年5月31日)	当連結会計年度 (2020年5月31日)	平均利率	返済期限
1年以内返済予定の長期借入金	289,681	340,679	0.63%	
長期借入金(1年以内返済予定を除く)	3,670,318	3,329,639	0.78%	2021年～2024年
合計	3,960,000	3,670,318		

(注) 1. 借入金は償却原価で測定する金融負債に分類しております。債務不履行の借入金はありません。

2. 借入金の期日別残高については、「34. 金融商品」をご参照ください。

3. 平均利率については、借入金の当連結会計年度の期末残高に対する加重平均利率を記載しております。

4. 前連結会計年度末における借入金は、すべて株式会社みずほ銀行を貸付人兼エージェントとする金銭消費貸借契約となります。

5. 当連結会計年度末における借入金は、主に株式会社みずほ銀行を貸付人兼エージェントとする金銭消費貸借契約となります。

### (2) 担保資産

一部の長期債務及び償還期長期債務の一般的な契約条項として、銀行の要請がある場合には現在及び将来の負債に対し担保差入及び債務保証をすること、並びに銀行は返済期日において又は債務不履行が生じた場合に、債務を預金と相殺する権利を有していることが規定されております。

担保に供している資産及び対応する債務は、次のとおりであります。

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2019年5月31日)	当連結会計年度 (2020年5月31日)
担保に供している資産		
その他の金融資産	20,975	-
建物	1,096,004	1,047,229
土地	626,816	626,816
合計	1,743,796	1,674,046
対応する債務		
長期借入金(1年以内返済予定含む)	3,960,000	3,670,318
合計	3,960,000	3,670,318

### (3) 主な財務コベナンツ

主な財務コベナンツの内容は以下のとおりであります。これに抵触した場合、借入先の要求に基づき、借入金を一括返済する可能性があります。なお、これに抵触する事象は生じておりません。

- ・2019年5月期以降の各決算期末における連結損益計算書の税引前損益が赤字となった場合、その直後に到来する決算期末における連結損益計算書の税引前損益を黒字とすること。
- ・2019年5月期以降の各決算期末における連結財政状態計算書の資本合計金額を、直前の各決算期末における連結財政状態計算書の資本合計金額の75%以上に維持すること。

20. その他の金融負債

その他の金融負債の内訳は、次のとおりであります。

(単位：千円)		
	前連結会計年度 (2019年5月31日)	当連結会計年度 (2020年5月31日)
受入保証	600	600
合計	600	600
非流動負債	600	600

21. 引当金

引当金の内訳及び増減内容は、次のとおりであります。

(単位：千円)		
	資産除去債務	合計
前連結会計年度期首残高 (2018年6月1日)	248,135	248,135
期中増加額	30,899	30,899
期中減少額(目的使用)	1,658	1,658
期中減少額(戻入れ)	-	-
割引計算の期間利息費用	792	792
前連結会計年度残高 (2019年5月31日)	278,169	278,169
期中増加額	14,527	14,527
期中減少額(目的使用)	-	-
期中減少額(戻入れ)	-	-
割引計算の期間利息費用	504	504
当連結会計年度残高 (2020年5月31日)	293,201	293,201

(単位：千円)		
	前連結会計年度 (2019年5月31日)	当連結会計年度 (2020年5月31日)
流動負債	-	-
非流動負債	278,169	293,201
合計	278,169	293,201

資産除去債務の説明は、「3. 重要な会計方針(10) 引当金」に記載しており、内容は主に土地及び土地付建物の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務となります。当該資産除去債務に関する支出は、土地や建物の賃借期間終了後に生じるため、長期にわたって生じる見込みですが、本質的に予測が難しく経営計画の影響を受ける可能性があります。

22. その他の負債

その他の流動負債及びその他の非流動負債の内訳は、次のとおりであります。

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2019年5月31日)	当連結会計年度 (2020年5月31日)
未払費用	157,199	120,564
預り金	21,988	37,273
未払消費税等	53,744	75,668
未払有給休暇	69,131	81,633
賞与引当金	-	63,387
その他	1,864	3,688
合計	303,928	382,215
流動負債	303,928	382,215
非流動負債	-	-

## 23. 資本及びその他の資本項目

### (1) 授権株式数及び発行済株式数(全額払込済み)に関する事項

授権株式数及び発行済株式数の増減は、次のとおりであります。

(単位：株)

	前連結会計年度 (自 2018年6月1日 至 2019年5月31日)	当連結会計年度 (自 2019年6月1日 至 2020年5月31日)
授権株式数		
普通株式	10,000,000	13,576,940
発行済株式数		
期首残高	3,394,235	3,394,235
期中増加	-	50,000
期中減少	-	-
期末残高	3,394,235	3,444,235

(注) 1. 当社の発行する株式は、すべて権利内容に何ら限定のない無額面普通株式です。

### (2) 自己株式に関する事項

当社は自己株式を所有していません。

### (3) 各種剰余金の内容及び目的

#### 資本剰余金

日本における会社法(以下「会社法」という。)では、株式の発行に対しての払込み又は給付に係る額の2分の1以上を資本金に組み入れ、残りは資本剰余金に含まれている資本準備金に組み入れることが規定されております。また、会社法では、資本準備金の額は株主総会の決議により、資本金に組み入れることができます。

#### 利益剰余金

会社法では、剰余金の配当により減少する剰余金の額の10分の1を、資本準備金及び利益準備金の合計額が資本金の4分の1に達するまで資本準備金又は利益準備金として積み立てることが規定されております。積み立てられた利益準備金は、欠損填補に充当できます。また、株主総会の決議をもって、利益準備金を取り崩すことができることとされております。

当社における会社法上の分配可能額は、我が国において一般に公正妥当と認められている会計基準に準拠して作成された当社の会計帳簿上の利益剰余金の金額に基づいて算定されております。

#### その他の資本の構成要素

当社のその他の資本の構成要素は新株予約権により構成されております。当社はストック・オプション制度を採用しており、会社法に基づき新株予約権を発行してしております。なお、契約条件及び金額は、「33. 株式報酬」に記載してあります。

## 24. 配当金

配当金の支払額は以下のとおりであります。

前連結会計年度(自 2018年6月1日 至 2019年5月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2019年6月1日 至 2020年5月31日)

該当事項はありません。

配当の効力発生日が翌連結会計年度となるものはありません。

25. 売上収益

(1) 収益の分解

当社グループの売上収益の内訳は次のとおりであります。

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2018年6月1日 至 2019年5月31日)	当連結会計年度 (自 2019年6月1日 至 2020年5月31日)
主要な製品、サービス		
葬儀売上	6,662,690	7,139,092
仲介手数料収入	427,329	462,625
その他のサービス	103,486	74,677
合計	7,193,505	7,676,394
収益認識時点		
一時点で充足	7,181,865	7,664,754
一定の期間にわたり充足	11,640	11,640
合計	7,193,505	7,676,394
顧客との契約から認識した収益	7,193,505	7,676,394
その他の源泉から認識した収益	-	-

(注) 当社グループは単一セグメントであり、本邦の外部顧客への売上収益が当社グループの売上収益のほとんどを占めております。

(2) 契約残高

顧客との契約から生じた契約残高は、次のとおりであります。

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2019年5月31日)	当連結会計年度 (2020年5月31日)
顧客との契約から生じた債権		
売掛金	159,059	169,662
合計	159,059	169,662

26. その他の収益

その他の収益の内訳は、次のとおりであります。

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2018年6月1日 至 2019年5月31日)	当連結会計年度 (自 2019年6月1日 至 2020年5月31日)
有形固定資産の売却益	95	86
共済代理店手数料収入	2,739	809
災害保険金収入	1,206	1,509
人形供養参加料	1,120	574
その他	2,283	3,117
合計	7,444	6,098

27. 販売費及び一般管理費

販売費及び一般管理費の内訳は、次のとおりであります。

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2018年6月1日 至 2019年5月31日)	当連結会計年度 (自 2019年6月1日 至 2020年5月31日)
従業員給付費用	620,167	707,935
広告宣伝費及び販売促進費	729,422	740,881
支払手数料	106,510	403,423
役員報酬等	116,489	120,472
減価償却費及び償却費	113,661	129,001
旅費交通費	42,343	33,033
その他	220,878	252,037
合計	1,949,472	2,386,785

28. 人件費

人件費の内訳は、次のとおりであります。

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2018年6月1日 至 2019年5月31日)	当連結会計年度 (自 2019年6月1日 至 2020年5月31日)
給与及び賞与	1,250,071	1,433,026
法定福利費	172,352	185,501
役員報酬及び役員賞与	110,766	120,020
株式報酬費用(注)	5,722	451
福利厚生費	44,278	51,176
合計	1,583,192	1,790,176
売上原価として計上	846,535	961,769
販売費及び一般管理費として計上	736,656	828,407
合計	1,583,192	1,790,176

(注)「33. 株式報酬」に記載のとおりであります。

29. その他の費用

その他の費用の内訳は、次のとおりであります。

	(単位：千円)	
	前連結会計年度 (自 2018年6月1日 至 2019年5月31日)	当連結会計年度 (自 2019年6月1日 至 2020年5月31日)
有形固定資産の除売却損	14,013	2,487
その他	2,643	2,133
合計	16,657	4,621

30. 金融収益及び金融費用

金融収益及び金融費用の内訳は、次のとおりであります。

(1) 金融収益

	(単位：千円)	
	前連結会計年度 (自 2018年6月1日 至 2019年5月31日)	当連結会計年度 (自 2019年6月1日 至 2020年5月31日)
受取利息		
償却原価で測定する金融資産	7	499
受取配当金		
償却原価で測定する金融資産	0	0
合計	8	499

(2) 金融費用

	(単位：千円)	
	前連結会計年度 (自 2018年6月1日 至 2019年5月31日)	当連結会計年度 (自 2019年6月1日 至 2020年5月31日)
支払利息		
償却原価で測定する金融負債	162,067	144,281
融資手数料		
償却原価で測定する金融負債	34,891	11,318
合計	196,958	155,600

### 31. 1株当たり利益

基本的1株当たり当期利益及び希薄化後1株当たり当期利益の算定上の基礎は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2018年6月1日 至 2019年5月31日)	当連結会計年度 (自 2019年6月1日 至 2020年5月31日)
親会社の所有者に帰属する当期利益(千円)	406,446	210,426
普通株式の期中平均株式数(株)	3,394,235	3,406,256
希薄化効果のあるストック・オプション(株)	30,000	27,042
希薄化考慮後普通株式の期中平均株式数(株)	3,424,235	3,433,298
基本的1株当たり当期利益(円)	119.75	61.78
希薄化後1株当たり当期利益(円)	118.70	61.29
希薄化効果を有しないため、希薄化後1株当たり当期利益金額の算定に含めなかった潜在株式の概要	新株予約権1種類 (新株予約権の数7,050個)	新株予約権1種類 (新株予約権の数7,050個)

(注) 1. 自己新株予約権60,000個は、上記表から除いて計算しております。

2. 2019年7月16日に開催された取締役会にて自己新株予約権60,000個を消却しております。

3. 当連結会計年度の期末日後、連結財務諸表の承認日までの期間において、発行済普通株式数又は潜在的普通株式数を大きく変動させる取引はありません。

### 32. キャッシュ・フロー情報

#### (1) 財務活動に係る負債の調整表

財務活動に係る負債の調整表は次のとおりであります。

前連結会計年度(自 2018年6月1日 至 2019年5月31日)

	6月1日 帳簿価額	キャッシュ・ フロー	非資金取引 による増加	5月31日 帳簿価額
長期借入金 (1年以内返済予定含む)	3,883,830	50,000	26,169	3,960,000
リース負債	7,508,552	576,201	1,470,022	8,402,372
合計	11,392,382	526,201	1,496,191	12,362,372

当連結会計年度(自 2019年6月1日 至 2020年5月31日)

	6月1日 帳簿価額	キャッシュ・ フロー	非資金取引 による増加	5月31日 帳簿価額
長期借入金 (1年以内返済予定含む)	3,960,000	300,000	10,318	3,670,318
リース負債	8,402,372	646,762	1,449,562	9,205,171
合計	12,362,372	946,762	1,459,881	12,875,490

#### (2) 重要な非資金取引

重要な非資金取引の内容は、次のとおりであります。

種類	前連結会計年度 (自 2018年6月1日 至 2019年5月31日)	当連結会計年度 (自 2019年6月1日 至 2020年5月31日)
使用権資産の取得	1,553,022	1,456,683



### 33. 株式報酬

#### (1) 株式報酬制度の概要

当社グループは、取締役及び従業員に対するインセンティブ制度として、持分決済型の株式報酬制度(以下、ストック・オプション制度)を採用しております。

当社グループは、2016年12月16日及び2017年12月25日において取締役に対してストック・オプションとして新株予約権を有償で付与しております。また、2019年5月31日において取締役及び従業員に対して新株予約権を無償で付与しております。ストック・オプションの行使期間は、割当契約に定められた期間であり、その期間内に行使されない場合は、当該オプションは失効します。また、権利確定日までに対象者が当社を退職する場合も、当該オプションは失効します。但し、任期満了による退任等、新株予約権割当契約で認められた場合は、この限りではありません。

当社のストック・オプション制度は、持分決済型株式報酬として会計処理しており、前連結会計年度及び当連結会計年度の持分決済型株式報酬取引に関する費用は、それぞれ5,722千円及び1,273千円であります。

第1回ストック・オプションは、株式会社エポック・ジャパンが同社の役員に対して発行したストック・オプションのうち、株式会社エポック・ジャパンが株式移転により当社を設立した日(2017年6月1日)現在、行使又は消却されていないストック・オプションに係る義務を、株式会社エポック・ジャパンから当社が承継したものであります。

#### (2) 当連結会計年度に存在する株式報酬契約は、次のとおりであります。

種類	経営者向けストック・ オプション制度 (第1回新株予約権)	経営者向けストック・ オプション制度 (第2回新株予約権)	幹部社員向けストック・ オプション制度 (第3回新株予約権)
付与日	2016年12月16日	2017年12月25日	2019年5月31日
付与数(株)	50,000	25,000	7,050
権利行使期間	10年	10年	7年
決済方法	持分決済	持分決済	持分決済
権利確定条件	(注)1	(注)1	(注)2

- (注)1. 既存株主の第三者への当社株式譲渡及び目標EBITDAの達成等の諸条件の達成により、権利行使可能となります。付与日以降、対象者が自己都合等により退職する場合は、当該オプションは失効します。
2. 勤務条件の達成により、権利行使可能となります。付与日以降、対象者が自己都合等により退職する場合は、当該オプションは失効します。

(3) ストック・オプションの数及び加重平均行使価格

中に付与されたストック・オプションの数量及び加重平均行使価格は、次のとおりであります。ストック・オプションの数量については、株式数に換算して記載しております。

	前連結会計年度 (自 2018年6月1日 至 2019年5月31日)		当連結会計年度 (自 2019年6月1日 至 2020年5月31日)	
	オプション数 (株)	加重平均行使価格 (円)	オプション数 (株)	加重平均行使価格 (円)
期首未行使残高	135,000	1,111	142,050	1,155
付与	7,050	2,000		
行使				
失効			60,000	1,000
満期消滅				
期末未行使残高	142,050	1,155	82,050	1,269
期末行使可能残高				

- (注) 1. 期中に行使されたストック・オプションはありません。  
2. 期末時点で残存している発行済みのオプションの行使価格は前連結会計年度及び当連結会計年度それぞれ1,000円～2,000円であり、加重平均残存契約年数は前連結会計年度8年、当連結会計年度7年であります。  
3. 前連結会計年度の期末未行使残高には、自己新株予約権60,000個が含まれております。  
4. 2019年7月16日に開催された取締役会にて自己新株予約権60,000個を消却しております。

## 34. 金融商品

## (1) 資本管理

当社グループは、適切な資本比率を維持し株主価値を最大化するため、適切な配当金の決定、自己株式の取得、新株予約権の付与、他人資本又は自己資本による資金調達を実施します。

当社グループが資本管理において用いる主な指標は、次のとおりであります。

なお、当社グループが適用を受ける重要な資本規制(会社法等の一般的な規定を除く)はありません。

	(単位：千円)	
	前連結会計年度 (2019年5月31日)	当連結会計年度 (2020年5月31日)
有利子負債	12,362,372	12,875,490
控除：現金及び現金同等物	696,823	513,863
純有利子負債	11,665,548	12,361,627
自己資本額	3,243,814	3,560,961
自己資本比率(%)	19.5	20.3

有利子負債：借入金及びリース負債の合計

自己資本額：親会社の所有者に帰属する持分合計（新株予約権を除く）

自己資本比率：自己資本額 / 負債及び資本合計

## (2) 財務上のリスク管理

当社グループは、事業活動を遂行する過程において、様々な財務上のリスク(信用リスク、市場リスク及び流動性リスク)に晒されております。そのため、社内管理規程等に基づき、定期的に財務上のリスクのモニタリングを行い、リスクを回避又は低減するための対応を必要に応じて実施しております。なお、当社グループはデリバティブ取引は行っておりません。

## 信用リスク

## (a) 信用リスクの管理

当社グループは、与信管理規程に従い、主に営業債権及び貸付金について、営業部門が取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。また、管理部門は営業部門の設定した与信限度等を定期的にモニタリングしております。なお、特定の取引先について重要な信用リスクのエクスポージャーはなく、特段の管理を有する信用リスクの過度の集中はありません。

当社グループは土地の所有者が店舗を建設しその物件を賃借するにあたって建設協力金（その他の金融資産）を差し入れる場合があります。建設協力金は、店舗の賃借期間にわたって回収するため、回収期間は長期にわたります。但し、店舗に賃借権を設定することにより、所有者が経営破たんにより変更となった場合でも破綻以前と同様の条件で店舗を賃借することが可能であるため、建設協力金に係る回収リスクは限定的と考えております。

差入保証金は、土地及び建物の所有者に対してその土地及び建物を賃借するために差し入れた敷金・保証金であり、土地及び建物の賃貸借期間終了時において再契約しない場合に回収するため、回収期間は長期に渡ります。そのため当社グループは、土地及び建物の所有者の信用状況の悪化や経営破たんにより、敷金・保証金が回収不能となる信用リスクに晒されております。

連結会計年度の末日現在の信用リスクに対する最大エクスポージャーは、金融資産の減損後の帳簿価額となりますが、過年度において重要な貸倒損失を認識した実績はありません。

(b) 貸倒引当金の増減

当社グループでは、重要な金融要素を含んでいない営業債権である売掛金に対し、常に全期間の予想信用損失に等しい金額で貸倒引当金を設定しており、営業債権以外の金融資産については、信用損失を認識しておりません。

貸倒引当金の増減は、以下のとおりであります。

営業債権（売掛金）に対する貸倒引当金

	(単位：千円)	
	前連結会計年度 (自 2018年6月1日 至 2019年5月31日)	当連結会計年度 (自 2019年6月1日 至 2020年5月31日)
期首	5,702	5,110
当期繰入	5,110	7,702
目的使用	-	1,493
戻入（目的外使用）	5,702	3,616
期末残高	5,110	7,702

営業債権（破産債権等）に対する貸倒引当金

	(単位：千円)	
	前連結会計年度 (自 2018年6月1日 至 2019年5月31日)	当連結会計年度 (自 2019年6月1日 至 2020年5月31日)
期首	6,563	12,266
当期繰入	6,482	1,205
目的使用	80	11,619
戻入（目的外使用）	700	646
期末残高	12,266	1,205

(c) 信用リスク・エクスポージャー

営業債権の期日別分析は次のとおりであります。営業債権以外の金融資産については、重要な期日経過はなく、重要な信用リスク・エクスポージャーを有するものではありません。

期日経過	(単位：千円)	
	前連結会計年度 (2019年5月31日)	当連結会計年度 (2020年5月31日)
期日経過前及び3ヶ月以内	157,476	174,021
3ヶ月超1年以内	6,693	3,343
1年超	12,266	1,205
合計	176,435	178,570

流動性リスク

(a) 資金調達に係る流動性リスクの管理

当社グループは、支払債務の履行が困難になる流動性リスクに晒されておりますが、当該リスクに関し、当社グループは運転資金の効率的な管理による資本効率の最適化、当社による資金の集中管理等により資金管理の維持に努めております。また、当社グループは各部署からの報告に基づき経営管理本部が適時に資金繰計画を作成、更新するとともに、金融機関より随時利用可能な信用枠を確保し、流動性リスクを管理しております。

(b) 流動性リスクに関する定量的情報

金融負債の期日別残高は、次のとおりであります。

前連結会計年度(2019年5月31日)

(単位：千円)

	帳簿価額	契約上のキャッシュ・フロー	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
非デリバティブ 金融負債								
営業債務及び その他の債務	414,475	414,475	414,475	-	-	-	-	-
借入金	3,960,000	4,000,000	300,000	350,000	400,000	450,000	2,500,000	-
リース負債	8,402,372	9,443,627	731,460	725,724	712,272	688,533	614,699	5,970,936
その他の金融負債	600	600	-	-	-	-	-	600
合計	12,777,447	13,858,703	1,445,936	1,075,724	1,112,272	1,138,533	3,114,699	5,971,536

当連結会計年度(2020年5月31日)

(単位：千円)

	帳簿価額	契約上のキャッシュ・フロー	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
非デリバティブ 金融負債								
営業債務及び その他の債務	338,871	338,871	338,871	-	-	-	-	-
借入金	3,670,318	3,700,000	350,000	400,000	450,000	2,500,000	-	-
リース負債	9,205,171	10,246,132	820,664	812,045	782,846	695,448	621,957	6,513,170
その他の金融負債	600	600	-	-	-	-	-	600
合計	13,214,962	14,285,604	1,509,536	1,212,045	1,232,846	3,195,448	621,957	6,513,770

市場リスク

(a) 市場リスクの管理

当社グループは、事業活動の中で様々な金利変動リスクに晒されており、特に金利の変動は借入費用に大きく影響いたします。これは、当社グループの借入金が変動金利による借入金であるためです。当社グループは市場金利の動向にあわせて借入条件を適時に見直すことにより金利変動リスクの低減を図っております。

(b) 金利リスク感応度分析

当社グループの借入金金利は変動金利であるため、市場金利の変動リスクに晒されております。前連結会計年度及び当連結会計年度において、その他すべての変数が一定であることを前提として、期末日における金利が1.0%上昇した場合における連結損益計算書の「税引前利益」への影響額は、次のとおりであります。

(単位：千円)

項目	前連結会計年度 (自 2018年6月1日 至 2019年5月31日)	当連結会計年度 (自 2019年6月1日 至 2020年5月31日)
税引前当期利益への影響額	39,050	37,000

(3) 金融商品の公正価値

金融商品の公正価値ヒエラルキーは、レベル1からレベル3までを次のように分類しております。

レベル1：活発な市場における公表価格により測定された公正価値

レベル2：レベル1以外の、観察可能な価格を直接又は間接的に使用して算出された公正価値

レベル3：観察可能な市場データに基づかないインプットを含む、評価技法から算出された公正価値

公正価値の測定に使用される公正価値ヒエラルキーのレベルは、公正価値の測定に用いた重要なインプットのうち、最もレベルの低いインプットに応じて決定しております。

公正価値で測定する金融商品

前連結会計年度(2019年5月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(2020年5月31日)

該当事項はありません。

償却原価で測定する金融商品

連結財政状態計算書において公正価値で測定しないものの、公正価値の開示が要求される資産及び負債は次のとおりであります。なお、当該金融商品の帳簿価額が公正価値と近似している場合には、開示を省略してあります。(注1)

前連結会計年度(2019年5月31日) (単位:千円)

	帳簿価額	レベル1	レベル2	レベル3	合計
その他の金融資産	339,850	-	339,850	-	339,850
長期借入金(注2)	3,960,000	-	4,000,000	-	4,000,000

当連結会計年度(2020年5月31日) (単位:千円)

	帳簿価額	レベル1	レベル2	レベル3	合計
その他の金融資産	388,688	-	386,138	-	386,138
長期借入金(注2)	3,670,318	-	3,700,000	-	3,700,000

(注1) 現金及び現金同等物、営業債権及びその他の債権、営業債務及びその他の債務は短期決済され、公正価値は帳簿価額と近似しているため、上記の表には含めておりません。

(注2) 1年内返済予定の長期借入金を含んでおります。

(公正価値の算定方法)

(a) その他の金融資産

主として敷金及び差入保証金により構成されております。公正価値については、その将来キャッシュ・フローを契約期間に応じた国債の利回り等適切な指標で割り引く方法により算定しており、公正価値ヒエラルキーはレベル2に分類しております。

(b) 長期借入金

元利金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引く方法により算定しており、公正価値ヒエラルキーはレベル2に分類しております。

35. 関連当事者取引

(1) 関連当事者との取引

当社グループと関連当事者との間の取引及び債権債務の残高は、次のとおりであります。なお、当社グループの子会社は、当社の関連当事者ですが、子会社との取引は連結財務諸表上消去されているため、開示の対象に含めておりません。子会社及び関連会社については、「第一部 企業情報 第1 企業の概況、4 関係会社の状況」に記載しております。

前連結会計年度(自 2018年6月1日 至 2019年5月31日)

重要な取引はありません。

当連結会計年度(自 2019年6月1日 至 2020年5月31日)

(単位：千円)

種類	会社等の名称	関連当事者との関係	取引内容	取引金額	未決済残高
法人主要株主等	Advantage Partners(H.K.) Limited	重要な影響力を有する企業 (注) 1	経営指導等のコンサルティング料及び支払手数料	250,000	

(注) 1 . Advantage Partners(H.K.) Limitedは、株式会社アドバンテッジパートナーズを通じて間接的にサービスを提供しており、また主に投資事業有限責任組合アドバンテッジパートナーズ 号を通じて間接的に議決権を所有しております。

(2) 主要な経営幹部に対する報酬

当社グループの主要な経営幹部に対する報酬は次のとおりであります。

(単位：千円)

種類	前連結会計年度 (自 2018年6月1日 至 2019年5月31日)	当連結会計年度 (自 2019年6月1日 至 2020年5月31日)
報酬及び賞与	110,766	120,020
株式報酬(注) 2	5,722	451
合計	116,489	120,472

(注) 2 . 株式報酬の権利行使価格等については「33. 株式報酬」に記載のとおりであります。



36. コミットメント及び偶発事象

(1) 資産の取得に係るコミットメント

資産の取得に関するコミットメントは次のとおりであります。

	(単位：千円)	
	前連結会計年度 (2019年5月31日)	当連結会計年度 (2020年5月31日)
有形固定資産	75,243	243,849
無形資産	45,276	4,800

(2) 当座貸越契約

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため、前連結会計年度より金融機関と当座貸越契約を締結しております。当座貸越契約限度額及び借入実行残高は、次のとおりであります。

	(単位：千円)	
	前連結会計年度 (2019年5月31日)	当連結会計年度 (2020年5月31日)
当座貸越限度額	500,000	500,000
借入実行残高	-	-
差引額	500,000	500,000

(3) 偶発事象

当連結会計年度末（2020年5月末）及び前連結会計年度末（2019年5月末）において、該当事項はありません。

37. 後発事象

該当事項はありません。

(2) 【その他】

当連結会計年度における四半期情報等

(累計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	当連結会計年度
売上収益 (千円)		3,829,072	5,888,939	7,676,394
税引前四半期(当期)利益 (千円)		303,014	487,535	333,574
親会社の所有者に 帰属する四半期 (当期)利益 (千円)		196,656	316,410	210,426
基本的1株当たり 四半期(当期)利益 (円)		57.94	93.22	61.78

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
基本的1株当たり 四半期利益又は四半 期損失 (円)		25.15	35.28	30.79

(注) 当社は、2020年3月6日付で東京証券取引所マザーズに上場いたしましたので、当連結会計年度の第1四半期報告書及び第2四半期報告書は提出していませんが、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当第2四半期連結会計期間及び当第2四半期連結累計期間の四半期連結財務諸表について、太陽有限責任監査法人の四半期レビューを受けております。

## 2 【財務諸表等】

## (1) 【財務諸表】

## 【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2019年5月31日)	当事業年度 (2020年5月31日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金及び預金	2,936	175,861
売掛金	1 88,985	1 71,925
前払費用	1,080	1,850
1年内回収予定の関係会社長期貸付金	300,000	350,000
未収入金	-	469
流動資産合計	393,001	600,105
固定資産		
有形固定資産		
工具、器具及び備品	-	103
有形固定資産合計	-	103
無形固定資産		
ソフトウェア	-	7,538
無形固定資産合計	-	7,538
投資その他の資産		
関係会社株式	2,633,719	2,633,719
関係会社長期貸付金	3,650,000	3,300,000
繰延税金資産	7,586	9,249
投資その他の資産合計	6,291,306	5,942,969
固定資産合計	6,291,306	5,950,610
資産合計	6,684,308	6,550,716
<b>負債の部</b>		
流動負債		
1年内返済予定の長期借入金	300,000	350,000
未払金	10,933	2,923
未払費用	13,436	206
未払法人税等	8,997	25,075
未払消費税等	8,285	43,444
賞与引当金	-	13,395
その他	-	154
流動負債合計	341,652	435,199
固定負債		
長期借入金	3,700,000	3,350,000
固定負債合計	3,700,000	3,350,000
負債合計	4,041,652	3,785,199

(単位：千円)

	前事業年度 (2019年5月31日)	当事業年度 (2020年5月31日)
<b>純資産の部</b>		
株主資本		
資本金	100,000	153,360
資本剰余金		
資本準備金	100,000	153,360
その他資本剰余金	2,426,019	2,426,019
資本剰余金合計	2,526,019	2,579,379
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	10,510	25,377
利益剰余金合計	10,510	25,377
株主資本合計	2,636,530	2,758,117
新株予約権	6,125	7,398
純資産合計	2,642,655	2,765,516
負債純資産合計	6,684,308	6,550,716

## 【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2018年 6月 1日 至 2019年 5月31日)	当事業年度 (自 2019年 6月 1日 至 2020年 5月31日)
営業収益	1 190,842	1 609,088
営業費用	2 130,452	2 584,131
営業利益	60,389	24,957
営業外収益		
受取利息	0	32,149
雑収入	-	0
営業外収益合計	0	32,149
営業外費用		
融資手数料	45,000	1,000
支払利息	-	28,670
営業外費用合計	45,000	29,670
経常利益	15,389	27,436
税引前当期純利益	15,389	27,436
法人税、住民税及び事業税	10,544	14,232
法人税等調整額	7,586	1,662
法人税等合計	2,957	12,569
当期純利益	12,432	14,867

## 【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 2018年6月1日 至 2019年5月31日)

(単位：千円)

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	100,000	100,000	2,426,019	2,526,019
当期変動額				
新株の発行				
当期純利益				
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)				
当期変動額合計	-	-	-	-
当期末残高	100,000	100,000	2,426,019	2,526,019

	株主資本			新株予約権	純資産合計
	利益剰余金		株主資本合計		
	その他利益剰余金	利益剰余金合計			
	繰越利益剰余金				
当期首残高	1,921	1,921	2,624,098	6,125	2,630,223
当期変動額					
新株の発行			-		-
当期純利益	12,432	12,432	12,432		12,432
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)				-	-
当期変動額合計	12,432	12,432	12,432	-	12,432
当期末残高	10,510	10,510	2,636,530	6,125	2,642,655

当事業年度(自 2019年6月1日 至 2020年5月31日)

(単位：千円)

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	100,000	100,000	2,426,019	2,526,019
当期変動額				
新株の発行	53,360	53,360		53,360
当期純利益	-	-	-	-
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)				
当期変動額合計	53,360	53,360	-	53,360
当期末残高	153,360	153,360	2,426,019	2,579,379

	株主資本			新株予約権	純資産合計
	利益剰余金		株主資本合計		
	その他利益剰余金	利益剰余金合計			
	繰越利益剰余金				
当期首残高	10,510	10,510	2,636,530	6,125	2,642,655
当期変動額					
新株の発行			106,720		106,720
当期純利益	14,867	14,867	14,867	-	14,867
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)				1,273	1,273
当期変動額合計	14,867	14,867	121,587	1,273	122,860
当期末残高	25,377	25,377	2,758,117	7,398	2,765,516

【注記事項】

(重要な会計方針)

- 1 資産の評価基準及び評価方法  
有価証券の評価基準及び評価方法  
子会社株式及び関連会社株式  
移動平均法による原価法
  
- 2 固定資産の減価償却の方法  
有形固定資産（リース資産を除く）  
定額法によっております。  
無形固定資産（リース資産を除く）  
定額法によっております。  
なお、将来の費用削減効果が確実な自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。
  
- 3 引当金の計上基準  
賞与引当金は従業員に対して支給する賞与の支出に備え、当事業年度末における支給見込み額を計上しております。
  
- 4 その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項  
消費税等の会計処理  
消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(貸借対照表関係)

- 1 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務(区分表示されたものを除く)

	(単位：千円)	
	前事業年度 (2019年5月31日)	当事業年度 (2020年5月31日)
短期金銭債権	88,985	71,925



(損益計算書関係)

1 関係会社との営業取引及び営業取引以外の取引の取引高の総額

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2018年 6月 1日 至 2019年 5月31日)	当事業年度 (自 2019年 6月 1日 至 2020年 5月31日)
営業取引による取引高		
営業収益(経営指導料)	190,842	609,088
営業取引以外による取引高		
受取利息	-	32,149

2 営業費用のうち主要な費目及び金額

営業費用はすべて一般管理費であります。

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2018年 6月 1日 至 2019年 5月31日)	当事業年度 (自 2019年 6月 1日 至 2020年 5月31日)
役員報酬	14,546	98,776
給与手当	64,152	94,840
賞与及び賞与引当金繰入額	10,260	21,840
法定福利費	13,103	15,540
福利厚生費	2,326	5,108
租税公課	140	18,789
支払手数料	25,728	324,234
減価償却費	-	311
その他	194	4,689

(有価証券関係)

子会社株式は、市場価格がなく時価を把握することが極めて困難と認められるため、時価を記載しておりません。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる子会社株式の貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

(単位：千円)

区分	前事業年度 (2019年 5月31日)	当事業年度 (2020年 5月31日)
子会社株式	2,633,719	2,633,719

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(単位：千円)

	前事業年度 (2019年5月31日)	当事業年度 (2020年5月31日)
繰延税金資産		
賞与引当金	-	3,550
未払賞与	1,972	-
未払社会保険料等	308	551
未払事業税	768	5,147
業績連動報酬	4,537	-
繰延税金資産小計	7,586	9,249
評価性引当額	-	-
繰延税金資産合計	7,586	9,249
繰延税金負債合計	-	-
繰延税金資産純額	7,586	9,249

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

(単位：%)

	前事業年度 (2019年5月31日)	当事業年度 (2020年5月31日)
	%	%
法定実効税率	33.9	30.6
(調整)		
評価性引当金の増減	15.1	-
損金算入されない項目	-	7.3
住民税均等割額	3.0	3.5
外形標準課税適用による税率変更の影響	-	3.6
軽減税率の適用	5.5	0.2
その他	1.3	1.0
税効果会計適用後の法人税等の負担率	14.9	45.8

3. 法人税等の税率変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

当社は当事業年度に資本金が1億円超となったため、法人事業税の外形標準課税の適用法人となっております。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は、従来の33.9%から30.6%になっております。この変更により、当事業年度の繰延税金資産（繰延税金負債の金額を控除した金額）及び法人税等調整額に与える影響は軽微であります。

(企業結合等関係)

連結財務諸表注記「7. 企業結合」に記載しているため、注記を省略しております。

【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

(単位：千円)

資産の種類	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期償却額	当期末残高	減価償却 累計額
有形固定資産						
工具、器具及び備品		155		51	103	51
有形固定資産計		155		51	103	51
無形固定資産						
ソフトウェア		7,798		259	7,538	259
無形固定資産計		7,798		259	7,538	259

(注) 1. 当期増加額のうち主なものは、次のとおりであります。

ソフトウェア          連結会計システム          7,798千円

【引当金明細表】

(単位：千円)

区分	期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高
			目的使用	その他	
賞与引当金		13,395			13,395

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

## 第6 【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	毎年6月1日から翌年5月31日まで
定時株主総会	毎事業年度末日の翌日から3ヶ月以内
基準日	毎年5月31日
剰余金の配当の基準日	毎年5月31日 毎年11月30日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社
取次所	
買取手数料	株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額
公告掲載方法	電子公告としております。但し電子公告によることができない事故その他のやむを得ない事由が生じた時は、日本経済新聞に掲載して行います。 当社の公告掲載URLは次のとおりであります。 <a href="https://www.kizuna-hd.co.jp/">https://www.kizuna-hd.co.jp/</a>
株主に対する特典	該当事項はありません。

(注) 当社の単元未満株主は、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない旨を定款に定めております。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

## 第7 【提出会社の参考情報】

### 1 【提出会社の親会社等の情報】

当社には、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

### 2 【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

#### (1) 有価証券届出書及びその添付書類

有償一般募集増資(ブックビルディング方式による募集)及び株式売出し(ブックビルディング方式による売出し) 2020年1月30日 関東財務局長に提出。

#### (2) 有価証券届出書の訂正届出書

上記(1)に係る訂正届出書を2020年2月17日及び2020年2月26日 関東財務局長に提出。

#### (3) 四半期報告書及び確認書

事業年度 第3期第3四半期(自 2019年12月1日 至 2020年2月29日)2020年4月14日 関東財務局長に提出。

#### (4) 臨時報告書

金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第4号の規定に基づく臨時報告書  
2020年3月6日及び2020年4月6日 関東財務局長に提出。

## 第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

## 独立監査人の監査報告書

2020年8月31日

株式会社きずなホールディングス  
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 佐藤 健文

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 篠塚 伸一

### 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社きずなホールディングスの2019年6月1日から2020年5月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結持分変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結財務諸表注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」第93条により規定された国際会計基準に準拠して、株式会社きずなホールディングス及び連結子会社の2020年5月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、国際会計基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、国際会計基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結財務諸表の表示及び注記事項が、国際会計基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結財務諸表に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

---

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。



## 独立監査人の監査報告書

2020年8月31日

株式会社きずなホールディングス  
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 佐藤 健 文

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 篠塚 伸 一

### 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社きずなホールディングスの2019年6月1日から2020年5月31日までの第3期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社きずなホールディングスの2020年5月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいてい

るが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

---

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。